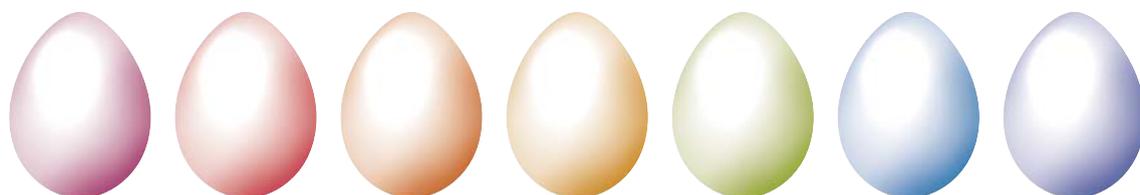


本書は「交付目論見書」と「請求目論見書」を合冊しております。

GW 7つの卵

追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）／自動けいぞく投資適用

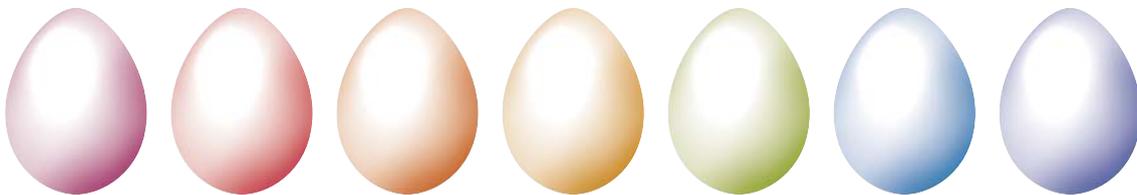


設定・運用は

日興アセットマネジメント

GW 7つの卵

追加型株式投資信託 / 国際株式型(一般型) / 自動けいぞく投資適用



設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は証券取引法第13条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

1. この目論見書により行なう「GW7つの卵」の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成18年4月10日に関東財務局長に提出しており、平成18年4月11日にその効力が発生しております。
2. 当該有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
3. 「GW7つの卵」（マザーファンドを含みます。）は、主に株式、債券など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式や新興企業の株式などの価格変動は、株式市場全体の平均に比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

投資信託振替制度とは

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還などがコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約などにおける決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

ファンドは、平成19年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

平成19年1月4日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加設定される受益権の帰属は、日興アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関(以下「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

ファンドの受益権は、本交付目論見書の「ファンド情報」-「その他の情報」-「その他」-「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「ファンド情報」-「管理及び運営の概要」-「信託の終了他」に記載の「約款変更」の手続きにより、信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。

受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは、後述の「信託約款(平成19年1月4日実施予定)の変更内容について」をご覧ください。

以上

基本情報

ファンドの概要	1
取得申込み手続きの概要	2
換金手続きの概要	4

特色

ファンドの特色	6
投資方針	13

投資リスク

ファンドのリスク	24
リスク管理体制	25

費用・税金

手数料等及び税金	27
----------------	----

ファンド情報

ファンドの性格	32
管理及び運営の概要	35
その他の情報	39

運 用

ファンドの運用状況	43
財務ハイライト情報	61

そ の 他

約 款	64
(ご参考:「信託約款(平成19年1月4日実施予定)の変更内容について」)	
用 語 集	143

照会先

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

(9:00～17:00 土、日、祝日は除く。
ただし、半休日となる場合は9:00～12:00)

ファンドの概要

ファンドの名称	GW7つの卵 (以下「ファンド」といいます。)
商品分類	追加型株式投資信託 / 国際株式型(一般型) / 自動払いぞく投資適用
ファンドの目的	中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	証券投資信託 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド 受益証券 証券投資信託 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド 受益証券 証券投資信託 日本債券グローバル・ラップマザーファンド 受益証券 証券投資信託 北米株式グローバル・ラップマザーファンド 受益証券 証券投資信託 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド 受益証券 証券投資信託 アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド 受益証券 証券投資信託 海外債券グローバル・ラップマザーファンド 受益証券
主な投資制限	・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。 ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
主なリスク	・価格変動リスク ・流動性リスク ・信用リスク ・為替変動リスク
信託期間	無期限とします(平成15年2月28日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	毎年1月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
信託報酬	純資産総額に対し年率1.89%(税抜1.8%)

商品内容を充分にご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

取得申込み手続きの概要

申込方法

- ・取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行なっていただきます。
- ・収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
- ・＜分配金再投資コース＞をお選びの場合、お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく(累積)投資契約」を結んでいただきます。なお、販売会社によっては、別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。
- ・証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得のお申込みの受付を取り消すことがあります。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加設定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加設定により生じた受益権については追加設定のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

取扱時間

原則として、午後3時(わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

申込価額 (発行価格)

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。

申込単位

申込単位につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。

基本情報

申込手数料	販売会社が定めるものとします。お申込手数料につきましては、販売会社 ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。 ・販売会社におけるお申込手数料率は3.15%(税抜3%)が上限となっ ております。
申込金額	お申込価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手 数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
申込取扱場所	販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込期間	平成18年4月11日から平成19年4月10日とします。 平成19年4月11日以降のお申込期間については、あらたに有価証券届 出書を提出することによって更新されます。

換金手続きの概要

途中換金	原則として、いつでも換金が可能です。
取扱時間	原則として、午後3時(わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金単位	<p>< 分配金再投資コース > 1口単位</p> <p>< 分配金受取りコース > 1口単位</p> <p>販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p>
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

< 解約請求による換金 >

解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
手取額	1口当たりのお手取額は、解約価額から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し10%(内国法人は所得税のみの7%))を差し引いた金額となります。 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご参照ください。
支払開始日	お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
受付中止	<ul style="list-style-type: none"> ・委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。 ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

販売会社によっては、買取請求による換金が可能となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドならではの充実した情報提供サービス

毎月の運用状況をご説明する「マンスリーレポート」を作成いたします。
 四半期ごとに運用状況の分析などを行なう「四半期レビュー」を作成いたします。
 、 については、販売会社を通じてご入手いただけるほか、委託会社のホームページでもご覧いただけます。
 ファンドの決算時には、1年間の運用に関する報告をホームページ上で発信いたします。

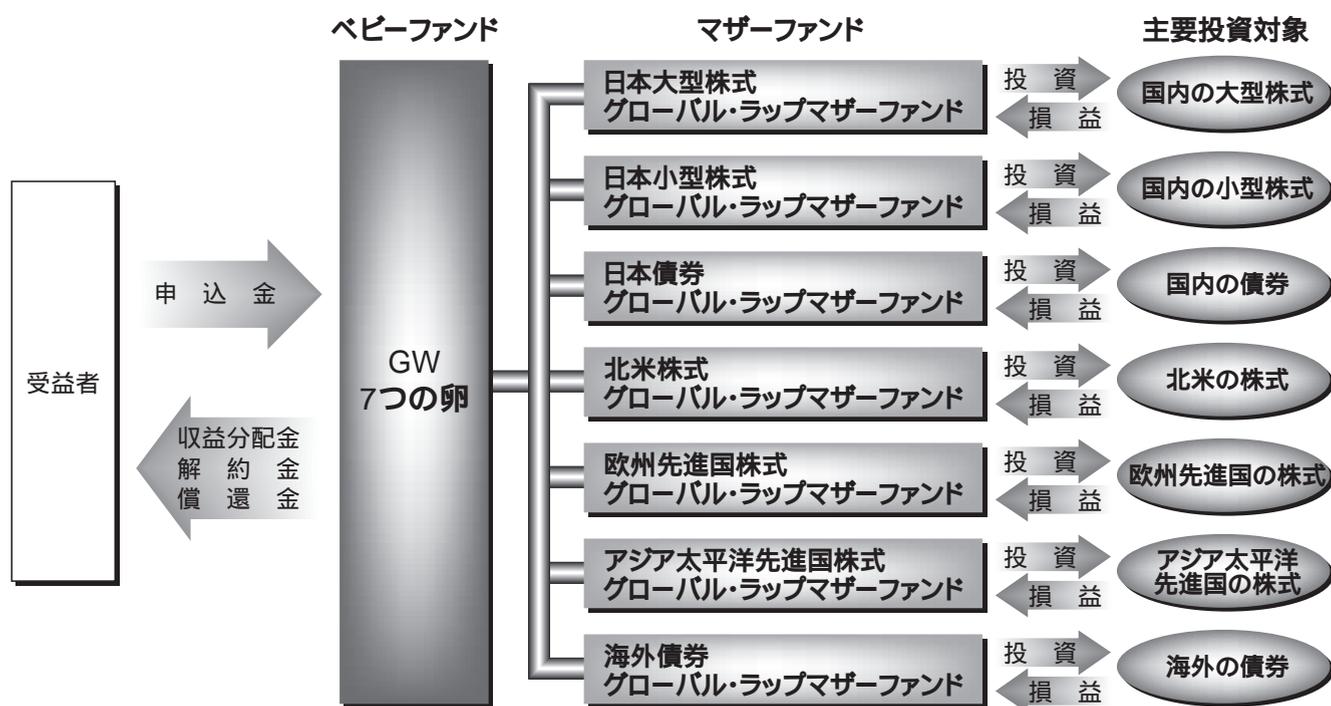
ファンドの特色

1

世界各国から7つの資産を選び、それぞれのスペシャリストが運用します。

- ✓ 世界各国の株式、債券から7つの資産を選び、国際分散投資を行なう¹ことで中長期的な信託財産の成長をめざします。
- ✓ 7つの資産の運用は、それぞれの分野に強みを持つ運用アドバイザー²が各マザーファンドを通じて行ないます。

- 異なる値動きをする傾向のある国内外の株式・債券に分散投資を行なうことで、リターンの安定化を図っています。また、分散投資効果を高めるために、日本株式の資産クラスを大型と小型に分類したり、海外株式を地域分割することにより、7資産に細分化しています。
- グローバル・ラップ・コンサルティング・グループ(GWCG)のファンド・アナリストが評価・選定した投資顧問会社を“運用アドバイザー”と呼びます。



グローバル・ラップ・コンサルティング・グループ (GWCG) とは

1998年2月設立。1990年代に米国で急拡大したサービスである『投資信託ラップ』を日本で初めて導入しました。
 資産配分の策定や、運用会社およびファンドの評価・選定、投資教育・研修などのサービス業務に特化した資産運用アドバイスの専門会社です。

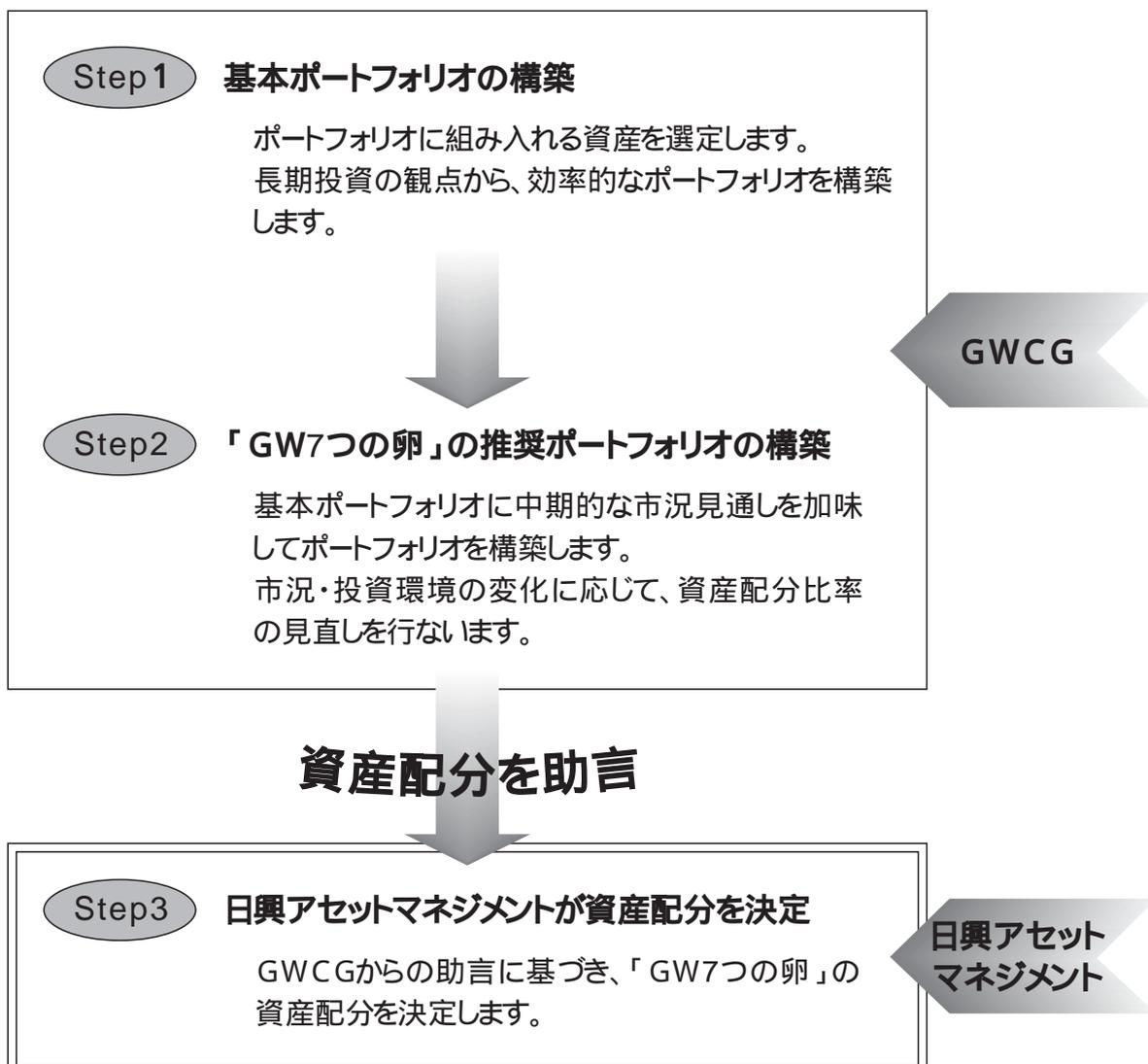
2

資産配分は、GWCGの助言をもとに日興アセットマネジメントが行ないます。

- ✓ GWCGは、グローバルなマクロ経済環境・市況などの分析をもとに効率的なポートフォリオを構築し、それに基づき助言を行ないます。
- ✓ 中期的な市況見通しの変化に応じて、ポートフォリオの資産配分比率を継続的に見直し、調整します。

複数の資産を投資対象としてポートフォリオを構築する場合、各資産への配分比率には無数の組合せが存在します。「効率的なポートフォリオ」とは、期待されるリターンが同じ水準にある無数のポートフォリオのうち、リターンのブレが最も小さくなると判断されるポートフォリオを指します。

< 資産配分の決定プロセス >

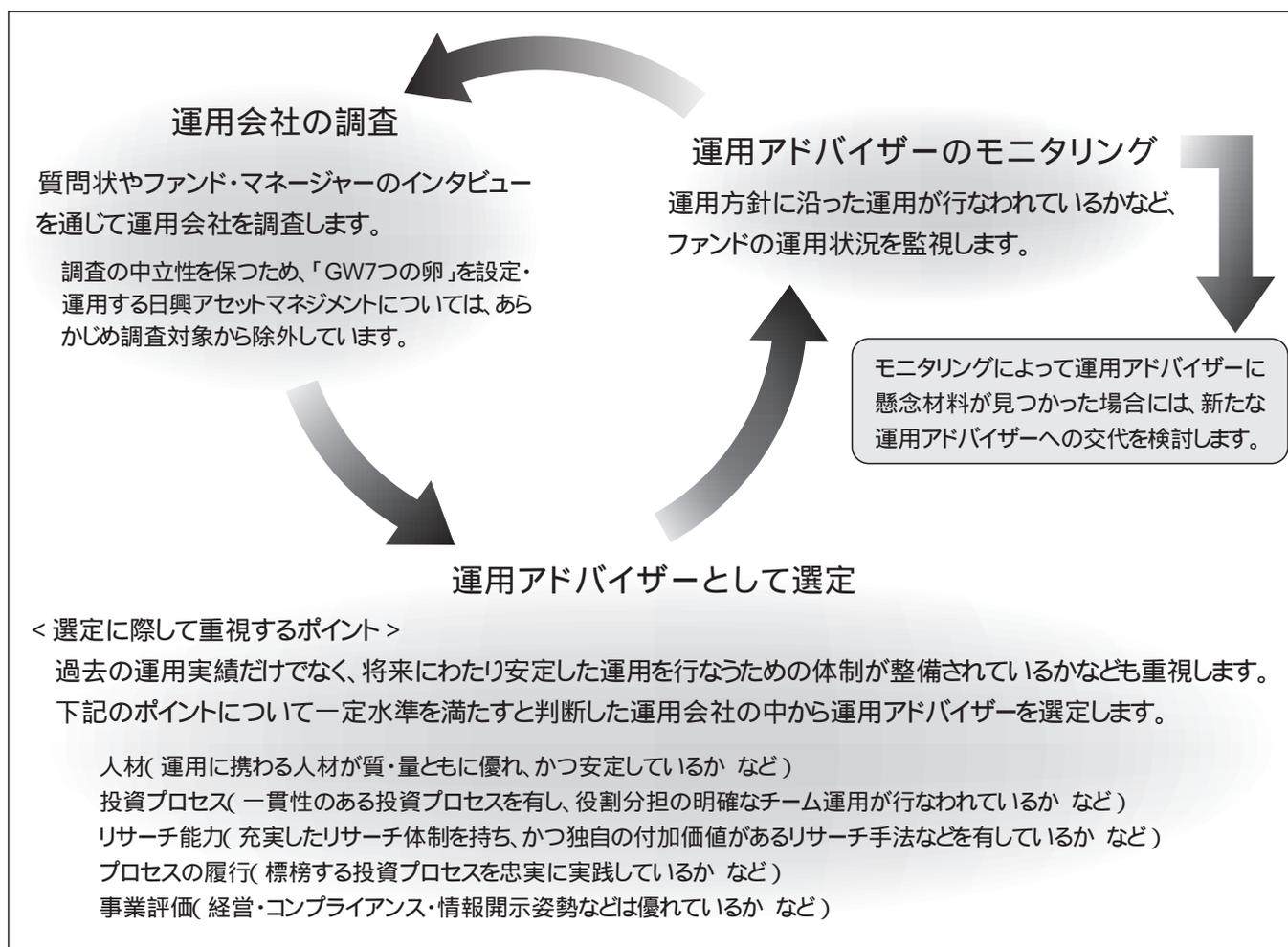


3

運用成果を向上させるために、GWCGが運用状況をモニタリングします。

- ✓ GWCGのファンド・アナリストが、各マザーファンドの運用状況を日々モニタリングし、必要な場合には運用アドバイザー交代の助言を行ないます。
- ✓ 最終的な運用アドバイザーの決定は、日興アセットマネジメントが行ないます。

< GWCGのファンド・アナリストの業務 >



特 色

運用アドバイザー交代の際などには、暫定的に日興アセットマネジメントが各マザーファンドの運用指図の権限を行使することとなる場合があります。

特 色

4

各マザーファンドの運用アドバイザーおよび基本ポートフォリオは、当面、以下の通りとします。

✓運用アドバイザーおよび基本ポートフォリオは、将来、交代・変更される場合があります。

(有価証券届出書提出日現在)

	マザーファンド名	運用アドバイザー名	基本ポートフォリオ
日本株式	日本大型株式 グローバル・ラップマザーファンド	JPモルガン信託銀行株式会社	23%
	日本小型株式 グローバル・ラップマザーファンド	スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社	10%
日本債券	日本債券 グローバル・ラップマザーファンド	三井アセット信託銀行株式会社	17%
海外株式	北米株式 グローバル・ラップマザーファンド	キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー	15%
	欧州先進国株式 グローバル・ラップマザーファンド	UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社	13%
	アジア太平洋先進国株式 グローバル・ラップマザーファンド	シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッド	4%
海外債券	海外債券 グローバル・ラップマザーファンド	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(PIMCO)	18%

運用アドバイザーの評価・選定、交代助言

資産配分を助言

GWCG

5

各マザーファンドの概要は、以下の通りです。

日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

基本方針	中長期的な観点から、わが国の大型株式の動き < 日興バーラ・スタイル・インデックス(日本大型株式) > を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
特 色	<ul style="list-style-type: none"> ・主要投資対象は、わが国の証券取引所上場株式 ・時価総額の大きな銘柄を中心に厳選投資 ・株式の組入比率は、原則高位を維持

わが国の証券取引所上場株式の中で、全時価総額の上位85%に属する株式のパフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、各株式の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算します。

日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

基本方針	中長期的な観点から、わが国の小型株式の動き < 日興バーラ・スタイル・インデックス(日本小型株式) > を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
特 色	<ul style="list-style-type: none"> ・主要投資対象は、わが国の証券取引所上場株式 ・時価総額の小さな銘柄を中心に厳選投資 ・株式の組入比率は、原則高位を維持

わが国の証券取引所上場株式の中で、全時価総額の下位15%に属する株式のパフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、各株式の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算します。

日本債券グローバル・ラップマザーファンド

基本方針	中長期的な観点から、わが国の公社債市場全体の動き < 日興債券パフォーマンスインデックス(総合) > を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
特 色	<ul style="list-style-type: none"> ・主要投資対象は、わが国の公社債および短期金融資産 ・安定したインカム(利子等収益)の確保をめざします ・公社債の組入比率は、原則高位を維持

日興フィナンシャル・インテリジェンスが発表している日本の債券市場の値動きを表す指数です。国債、地方債、政府保証債、財投機関債、金融債、事業債などの円建て公募利付債で構成されています。対象となる債券は残存年数1年以上、残存額面10億円以上で、格付機関からBBB格相当以上の格付を取得している発行体に限られます。

特 色

北米株式グローバル・ラップマザーファンド

基本方針	中長期的な観点から、米国およびカナダの株式市場全体の動き < MSCI北米インデックス(ヘッジなし・円ベース) > を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
特 色	<ul style="list-style-type: none">・主要投資対象は、米国およびカナダの証券取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式・株式の組入比率は、原則高位を維持・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります

MSCI北米インデックスをもとに、GWCGが独自に円換算したものです。MSCI北米インデックスは、アメリカとカナダの株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、両国市場の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。

欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

基本方針	中長期的な観点から、欧州先進国の株式市場全体の動き < MSCI欧州インデックス(ヘッジなし・円ベース) > を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
特 色	<ul style="list-style-type: none">・主要投資対象は、欧州主要先進国(MSCI欧州インデックス採用国)の証券取引所上場株式および店頭登録株式・株式の組入比率は、原則高位を維持・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります

MSCI欧州インデックスをもとに、GWCGが独自に円換算したものです。MSCI欧州インデックスは、イギリス、フランス、ドイツなど、欧州主要先進国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、各国市場の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。

特 色

アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

基本方針	中長期的な観点から、アジアおよび環太平洋の主要先進国の株式市場全体の動き < MSCI太平洋フリー・インデックス(日本を除く、ヘッジなし・円ベース) > を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
特 色	<ul style="list-style-type: none"> ・主要投資対象は、日本を除くアジアおよび環太平洋地域の主要先進国の株式(DR およびカントリーファンドなどを含みます) ・株式の組入比率は、原則高位を維持 ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります

MSCI太平洋フリー・インデックス(日本を除く)をもとに、GWCGが独自に円換算したものです。MSCI太平洋フリー・インデックス(日本を除く)は、オーストラリア、香港、シンガポールなど、日本を除くアジアおよび環太平洋地域の主要先進国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、各国市場の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。

< DR(預託証券; Depositary Receipt) >

ある国で発行されている株式をその国以外の海外市場で流通させる目的で、原株式を銀行などに預託し海外で発行する代替証券をいいます。海外投資家も国内投資家とほぼ同様の権利を享受でき、取引形態についても株式と変わりません。

< カントリーファンド >

特定の国、地域の有価証券に投資することを目的としたクローズド・エンド型の会社型投資信託をいいます。会社型投資信託とは、証券投資を目的とする会社を設立し、投資家はその発行株式に投資する形態をいいます。

海外債券グローバル・ラップマザーファンド

基本方針	中長期的な観点から、世界先進主要国の債券市場の動き < シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース) > を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
特 色	<ul style="list-style-type: none"> ・主要投資対象は、世界各国の信用度の高い公社債 ・安定したインカム(利子等収益)の確保をめざします ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります

シティグループ世界国債インデックス(除く日本)をもとに、GWCGが独自に円換算したものです。シティグループ世界国債インデックス(除く日本)は、日本を除く世界の主要国の国債市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、残存年数1年以上の固定利付債のトータルリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。

投資方針

投資方針

- ・主として、以下に掲げる各マザーファンドの受益証券に分散投資を行ない、信託財産の中長期的な成長をめざします。
- ・各マザーファンドの受益証券への投資比率は、下記の資産配分を基本とし、中期的な市況見通しに応じて機動的に変更します。なお、市況動向などによっては内外の有価証券などへの直接投資を行なうことがあります。

証券投資信託

日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド	23%
日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド	10%
日本債券グローバル・ラップマザーファンド	17%
北米株式グローバル・ラップマザーファンド	15%
欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	13%
アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	4%
海外債券グローバル・ラップマザーファンド	18%

- ・上記の基本資産配分は、長期的な市況見通しに応じて変更される場合があります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

<日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド>

- ・中長期的な観点から、わが国の大型株式の動き(日興バーラ・スタイル・インデックス(日本大型株式))を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
- ・わが国の証券取引所上場株式の中から、時価総額の大きな銘柄を中心に厳選投資を行ないます。
- ・ポートフォリオ構築にあたっては、企業ファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析などにより、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選し、流動性、銘柄分散も考慮して、リスクの低減につとめます。
- ・株式の組入比率は原則として高位を維持します。
- ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

<日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド>

- ・中長期的な観点から、わが国の小型株式の動き(日興バーラ・スタイル・インデックス(日本小型株式))を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
- ・わが国の証券取引所上場株式の中から、時価総額の小さな銘柄を中心に厳選投資を行ないます。
- ・ポートフォリオ構築にあたっては、企業ファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析などにより、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選し、流動性、銘柄分散も考慮して、リスクの低減につとめます。
- ・株式の組入比率は原則として高位を維持します。
- ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの投資方針

< 日本債券グローバル・ラップマザーファンド >

- ・中長期的な観点から、わが国の公社債市場全体の動き(日興債券パフォーマンスインデックス(総合))を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
- ・わが国の公社債を中心に投資を行ない、安定したインカム(利子等収益)の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。
- ・国債、政府保証債、金融債などで核となるポートフォリオを構築し、社債への投資にあたっては、企業の信用度調査を充分に行ない、流動性、銘柄分散も考慮したうえで、ポートフォリオ全体のリスクの低減につとめます。
- ・公社債の組入比率は原則として高位を維持します。
- ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。

< 北米株式グローバル・ラップマザーファンド >

- ・中長期的な観点から、米国およびカナダの株式市場全体の動き(MSCI北米インデックス(ヘッジなし・円ベース))を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
- ・米国およびカナダの証券取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を中心に厳選投資を行ないます。
- ・投資対象銘柄については、企業訪問などにより調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。
- ・株式の組入比率は原則として高位を維持します。
- ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。
- ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。

< 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド >

- ・中長期的な観点から、欧州先進国の株式市場全体の動き(MSCI欧州インデックス(ヘッジなし・円ベース))を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
- ・欧州主要先進国(MSCI欧州インデックス採用国)の証券取引所上場株式および店頭登録株式を中心に厳選投資を行ないます。
- ・投資対象銘柄については、企業訪問などにより調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。
- ・また、投資対象国間の資産配分を図ることによりリスクの低減につとめます。
- ・株式の組入比率は原則として高位を維持します。
- ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。
- ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。

< アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド >

- ・中長期的な観点から、アジアおよび環太平洋の主要先進国の株式市場全体の動き(MSCI太平洋フリー・インデックス(日本を除く、ヘッジなし・円ベース)) を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
- ・日本を除くアジアおよび環太平洋地域の主要先進国(MSCI太平洋フリー・インデックス(日本を除く)採用国・地域)の株式(DRおよびカントリーファンドなどを含みます。)を中心に厳選投資を行ないます。
- ・投資対象銘柄については、企業訪問などにより調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。
- ・また、投資対象国間の資産配分を図ることによりリスクの低減につとめます。
- ・株式の組入比率は原則として高位を維持します。
- ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。
- ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。

< 海外債券グローバル・ラップマザーファンド >

- ・中長期的な観点から、シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
- ・世界各国の信用度の高い公社債を中心に投資を行ない、安定したインカム(利子等収益)の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。
- ・ポートフォリオの構築にあたっては、信用度の調査、各国の金利動向の見通しに基づき、安定したリターンを提供とリスクコントロールにつとめます。
- ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。
- ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。

投資対象

以下に掲げる各証券投資信託の受益証券を主要投資対象とします。
 証券投資信託 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド
 証券投資信託 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド
 証券投資信託 日本債券グローバル・ラップマザーファンド
 証券投資信託 北米株式グローバル・ラップマザーファンド
 証券投資信託 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド
 証券投資信託 アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド
 証券投資信託 海外債券グローバル・ラップマザーファンド

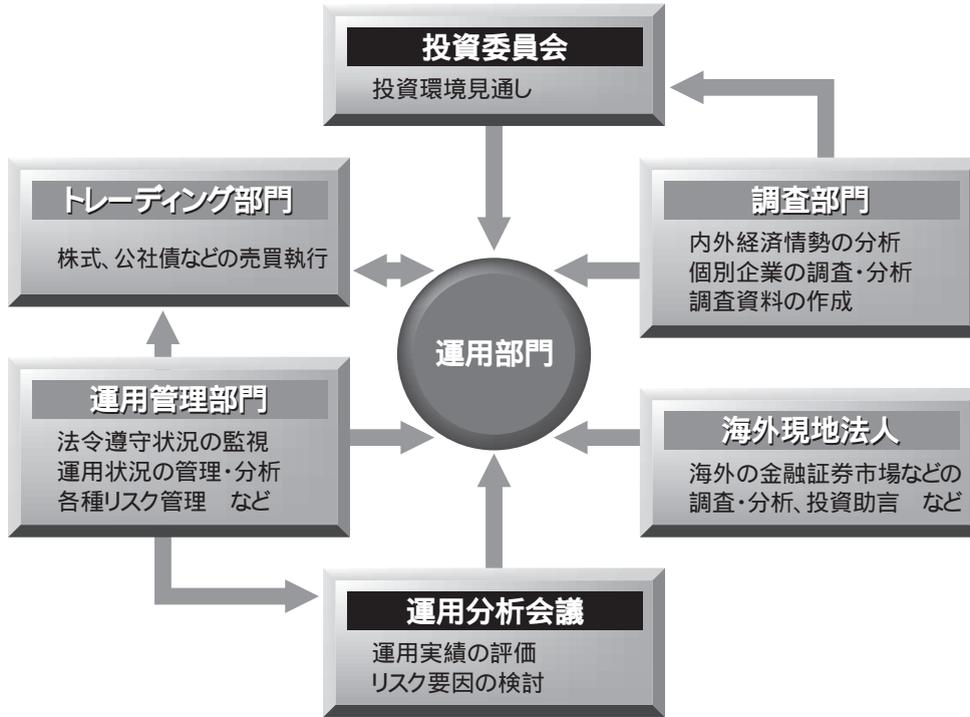
マザーファンドの 投資対象

- < 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド >
わが国の証券取引所上場株式を主要投資対象とします。
- < 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド >
わが国の証券取引所上場株式を主要投資対象とします。
- < 日本債券グローバル・ラップマザーファンド >
わが国の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。
- < 北米株式グローバル・ラップマザーファンド >
米国およびカナダの証券取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を主要投資対象とします。
- < 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド >
欧州主要先進国の証券取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。
- < アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド >
アジア・環太平洋主要先進国の株式(DR(預託証券)およびカントリーファンドなどを含まず。)を主要投資対象とします。
- < 海外債券グローバル・ラップマザーファンド >
海外の公社債を主要投資対象とします。

その他の投資対象に関しましては「約款」をご覧ください。

運用体制

日興アセットマネジメント株式会社の運用体制



< 運用の流れ >

1. ファンドの具体的な運用計画を決定します。
各運用セクションは、投資環境見通しに基づき、ファンドの具体的な運用計画を決定します。
2. 運用の実行を指図します。
ファンドマネージャーは、ファンドの運用計画に基づき、組入有価証券の売買を指図し、運用を実行します。

上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

特
色

各マザーファンドの運用アドバイザー(投資顧問会社)は以下の通りです。なお、運用アドバイザーについては、将来、変更する場合があります。

「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、JPモルガン信託銀行株式会社に委託します。

JPモルガン信託銀行は世界最大級の金融持株会社JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの資産運用部門「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。同グループは約100兆円の運用総資産を有し、日本株式の運用総資産も約5.1兆円にのびます(2005年12月末現在)。

同社の運用哲学は、総勢17名のアナリスト(エコノミスト1名を含みます。2005年12月末現在)が市場では手薄になりがちな長期的な業績予想を行なうことによって企業の均衡価値を解明し、その均衡価値と市場価格の乖離を捉えるというものです。また、配当割引モデル(DDM)を活用することにより客観的に銘柄の割安度を判定し、市場タイミングや業種配分の偏りといった銘柄選択以外のリスクは原則として排除するなど、徹底したリスクコントロールのもと、安定的な超過収益の積み上げをめざします。

「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社に委託します。

スパークス・アセット・マネジメント投信は、1989年に発足した日本で数少ない独立系の投資顧問会社で、2005年12月末現在の受託資産残高は約1.4兆円です。同社は「マクロはミクロの集積」という仮説の下で「徹底した企業調査をベースにした投資」という投資哲学を有します。特に、経済構造が変革する中で成長する新興企業群や、既存の産業の中で自ら体質改善を図りながら成長を捉えようとする企業群に注目しています。

調査には22名のアナリスト(9名のファンドマネージャーを含みます。2005年12月末現在)が従事しています。徹底した企業訪問・財務分析から得た調査結果を同社独自の社内データベースに蓄積し活用しています。この中から合議の上で有望銘柄がリストアップされ、ポートフォリオの構築が行なわれます。また、運用はチームによる組織立った運用体制が敷かれています。

「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、三井アセット信託銀行株式会社に委託します。

三井アセット信託銀行は、三井トラストフィナンシャルグループに属し、機関投資家向けの業務に特化した信託銀行です。2005年12月末現在の運用資産総額は約22兆円、うち日本債券の運用資産残高は約7.7兆円にのびます。

同社は、長期的な市場動向が中短期的な「市場テーマ(=市場が注目する材料)」の積み重ねにより構成されていると考えており、マーケット動向、マクロ動向、クレジット動向の丹念な調査・分析により、独自に市場テーマを追求し、投資行動に効果的に反映することで超過収益の獲得をめざします。また人間が不得手とする市場データの精緻な分析においては、定量モデル分析を有効に活用し、超過収益獲得の安定性を高める工夫をしています。

特 色

「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニーに委託します。

キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニーは、キャピタル・グループの一員で、米国に拠点を置く機関投資家向けの運用会社です。キャピタル・グループは1931年に設立された世界最大級の運用会社であり、「徹底した個別銘柄調査が長期に渡り優れた実績につながる」を運用哲学としています。キャピタル・グループ全体の運用資産総額は、2005年12月末現在で約138兆円にのぼります。

運用における最大の特徴は「マルチ・ファンド・マネージャー・システム」という運用体制にあります。このシステムは、ファンドの資産を複数のファンド・マネージャーに分割し、各ファンド・マネージャーが独自の裁量で運用を行なうものです。複数のファンド・マネージャーのアイデア、スタイルなどをポートフォリオに反映させることで、一人のファンド・マネージャーが運用を行なう場合に起こりやすい独断偏向の回避を図るとともに、運用パフォーマンスの安定に努め、長期的に安定した運用を維持することを目標としています。

「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用にあたっては、UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社から情報提供および投資助言を受けます。

UBSグローバル・アセット・マネジメントは、スイス最大の銀行であるUBSグループの資産運用会社で、世界20カ国のオフィスに約2,800名超の従業員を擁し、2005年12月末現在、約69兆円の資産を運用しています。日本の拠点であるUBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社は、投資プロセスと組織面においてグローバル・スタンダードを実現し、世界トップレベルの投資運用サービスを提供しています。

同社は「長期的にみると世界の資本市場は均衡状態に収斂する」という考えに基づき、「市場価格と本質的な価値との乖離に着目し、割安な証券に投資することを主要な収益機会」とした運用を行ないます。証券の割安・割高を判断するためにUBSグローバル・アセット・マネジメントでは世界の株式・債券に共通したバリュエーション指標を採用し、世界経済・市場リサーチを融合したグローバルな運用体制を整えています。

「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッドに委託します。

シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッドは、シュローダー・グループの中でロンドン、ニューヨークと並んで国際運用拠点の一つと位置付けられています。シュローダー・グループは、1804年に英国に創業した国際金融グループで、ロンドンに本拠地を置きグローバルにオフィスを展開しています。なお、運用資産総額は約24.8兆円(2005年12月末現在)にのぼります。

同社は、投資対象市場や投資対象企業について実施される徹底した調査、分析によって、本来の投資価値に比べて株価水準が割安な銘柄を見極め、またマクロ分析に基づく国別配分を組み合わせ、リスクのコントロールに配慮しながら、ポートフォリオを構築します。

特 色

「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(PIMCO)に委託します。

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(PIMCO)は、ドイツの保険会社アリアンツ・グループ傘下の債券を専門とする資産運用会社で、米国に本拠を置いています(2005年12月末の運用資産は約69.9兆円)。

運用にあたっては、短期のタイミングには依存せず、長期的な見通しに基づいて一貫性のある運用を行います。また、常に複数の投資手法を組み合わせた運用を行なうことで、ひとつの投資戦略に過度に依存することを避け、安定した超過収益の獲得と厳格なリスクの管理をめざしています。

ポートフォリオの構築は、グローバル債券チームが国債、社債、モーゲージ債、信用分析などの各専門チームのサポートを受けて行ないます。

各マザーファンドの適切な組入比率および運用アドバイザーの評価・選定について、グローバル・ラップ・コンサルティング・グループ(GWCG)より投資助言を受けます。

GWCGでは、多角的な視点から資産配分を策定します。毎月、ミーティングを開催し、投資環境と中長期的な市況見通しを確認しています。

分配方針

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

< 分配金再投資コース >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行ないます。

(注)ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としてします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。< 分配金再投資コース > の場合は、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払い

投資制限

約款に定める 投資制限

< GW 7つの卵 >

- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

< 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド >

< 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド >

- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- 3) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

< 日本債券グローバル・ラップマザーファンド >

- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2) 外貨建資産への投資は行ないません。

< 北米株式グローバル・ラップマザーファンド >

< 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド >

< アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド >

- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 3) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

< 海外債券グローバル・ラップマザーファンド >

- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

その他の投資制限に関しましては「約款」をご覧ください。

法令による投資制限

1)同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

2)先物取引等の評価損の制限(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則)

委託会社は、投資信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次の および に掲げる額(これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。)並びに および に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行なうことまたは継続することを受託会社に指図しないものとします。

当該投資信託財産に係る先物取引等評価損(有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション等の売付約定に係るものを除きます。)

当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴ない発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの

当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価との差額であって評価損となるもの

ファンドのリスク

- ・当ファンド(マザーファンドを含みます。)は、主に株式、債券など値動きのある証券(外貨建証券は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式や新興企業の株式などの価格変動は、株式市場全体の平均に比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、元金を割り込むことがあります。
- ・当ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・一般に株式の価格は、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件などによりばらつきがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

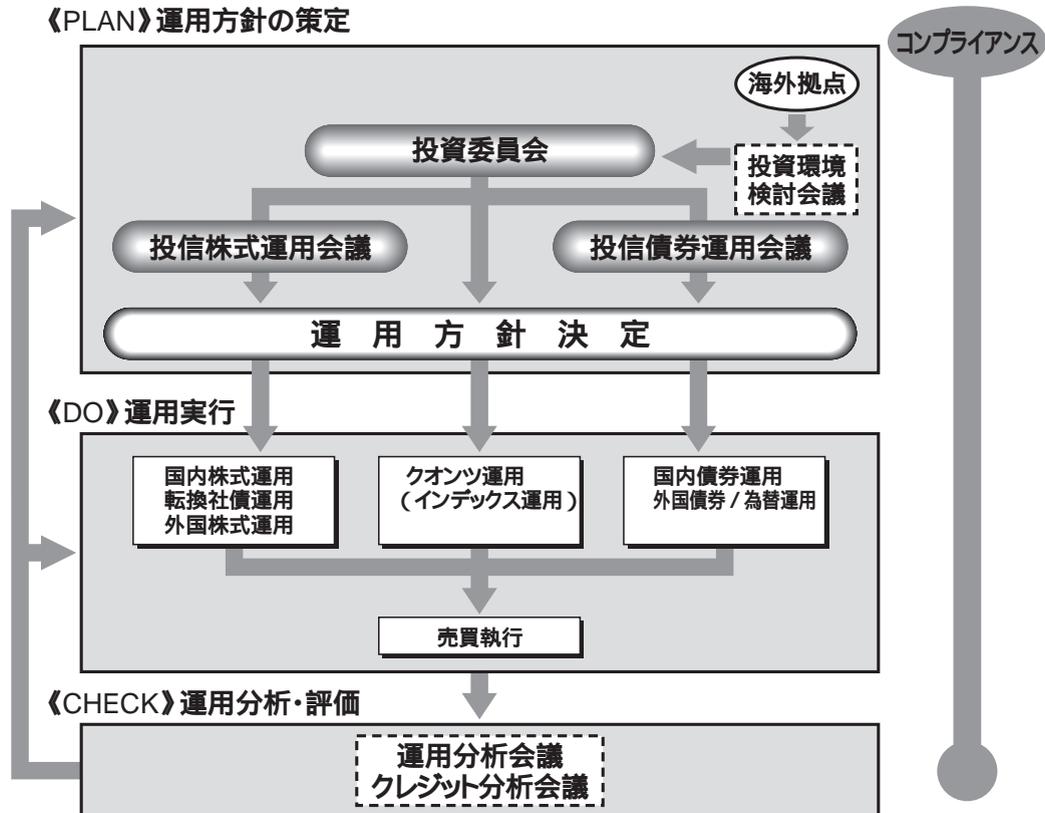
一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

リスク管理体制

< 投資助言を受けるファンドのリスク管理体制 >



PLAN (運用方針の策定)

国内外の経済見通しおよび市況見通しを決定し、全社的な資産配分(通貨配分を含みます。)および資産別運用方針の策定を行ないます。

- 1) 投資環境検討会議にて、国内外のアナリスト、ファンドマネージャー、エコノミスト、マーケットアナリストによるリサーチに基づき、マクロ経済環境、市況環境に関する分析・検討を行ないます。
- 2) 投資委員会にて、投資環境検討会議での検討結果を基に国内外の経済見通し、市況見通し、資産配分戦略の決定を行ないます。
- 3) 投資委員会の決定を受け、資産別運用方針の策定を行ないます。

(1) 投信株式運用会議

投信株式運用会議において、運用チームが運用する投信に関して、具体的運用方針(チームストラテジー、運用チーム別コア銘柄、調査ユニバース)を決定します。

(2) 投信債券運用会議

投信債券運用会議において、運用チーム別に担当ファンドに関する具体的運用方針(デュレーション、残存期間構成、種別構成、クレジット戦略、キャッシュフローマネジメント)を決定します。

デュレーションとは、金利がある一定の割合で変動した場合、債券価格がどの程度変化するかを示す指標です。即ちこの値が大きいほど金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

DO (運用実行)

- ・組織的に決定された具体的運用方針に基づき、各チームにおける運用方針、個別ファンドのガイドラインに沿って運用を実行します。
- ・売買執行では、運用チームとトレーディング部門を分離・専門化し、それぞれが明確な責任のもと、利益相反等の発生しない体制を整備しています。売買執行時には、トレーダーがファンドマネージャーに対して最適な執行方法を助言、裁量権の範囲内でトレーダーの判断により執行方法を決定します。
- ・発注に関しては発注政策委員会にて取引金融機関の社会的信用力、情報提供力、執行対応力を総合的に評価し、発注業者、発注方針などを決定します。
- ・投資助言を受けるファンドについては、日興アセットマネジメント株式会社と投資顧問会社との間で締結している契約書、助言ガイドラインに沿って、投資顧問会社より運用助言を受けた上、運用を行なっています。

CHECK (運用分析・評価)

- ・運用分析会議において、運用ガイドラインの遵守状況および運用スタイルの一貫性のチェックを多面的(リスク・リターン分析、要因分析、対ベンチマーク運用実績分析など)に行ない、必要に応じて指導・勧告を行ないます。また、組織運用を重視する観点から、ファンドマネージャーの投資行動が許容された裁量の範囲内のものであるかどうかのチェックを行ないます。また、クレジット分析会議にて個別債券に関する信用リスク分析および評価を行ないます。
- ・投資助言を受けるファンドについては、外部委託運用部が投資顧問会社との担当窓口として連絡調整を行なうとともに、ファンドのモニタリングを行ないます。モニタリングの内容は、ファンドのパフォーマンス、リスク状況の把握・管理などです。

コンプライアンス

当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・監査を行ない、必要に応じて指導を行ないます。また、リスク監督委員会コンプライアンス分科会において法令遵守を推進していくため、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図ります。

< 運用指図権限を委託するファンドのリスク管理体制 >

- ・日興アセットマネジメント株式会社では、外部委託運用部が投資顧問会社との担当窓口として連絡調整を行なうとともに、ファンドのモニタリングを行ないます。モニタリングの内容は、運用ガイドラインの遵守状況のチェック、ファンドのパフォーマンス、リスク状況の把握・管理などです。
- ・日興アセットマネジメント株式会社では、外部委託運用部において行なうファンドのモニタリング以外に、第三者的立場から管理部門においても運用ガイドラインの遵守状況および運用スタイルの一貫性のチェックを多面的(リスク・リターン分析、要因分析、対ベンチマーク運用実績分析など)に行ない、必要に応じて指導・勧告を行ないます。
- ・日興アセットマネジメント株式会社では、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・監査を行ない、必要に応じて指導を行ないます。また、リスク監督委員会コンプライアンス分科会において法令遵守を推進していくため、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図ります。

上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

手数料等及び税金

受益者が、お申込みから換金(解約)までに直接、間接にご負担していただく主な費用・税金は以下の通りです。

詳しくは、次頁以降の「申込手数料」から「課税上の取扱い」の各項目をご参照ください。

下記の税率は、平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に適用されるものです。

時 期	費用・税金	内 容	
直接負担	お申込時	お申込手数料 (1口当たり)	基準価額の3.15%(税抜3%)以内
	収益分配時	所得税・地方税	普通分配金に対し10%*(うち地方税3%)
	換金(解約)時	換金手数料	ありません
		信託財産留保額	ありません
		所得税・地方税	解約差益に対し10%*(うち地方税3%)
償還時	所得税・地方税	償還差益に対し10%*(うち地方税3%)	
間接負担	保有時	信託報酬	純資産総額に対し 年率1.89%(税抜1.8%)
		監査費用	純資産総額に対し 年率0.0084%(税抜0.008%)以内
	売買委託手数料など	組入有価証券の売買に係る売買委託手数料 などのファンドを運用するための費用など	

* 内国法人につきましては7%の源泉徴収となります。

解約または償還により生じた損失については、個人受益者は申告を行なうことにより、株式等譲渡益との損益通算が可能となります。

買取請求に係る課税上の取扱いは、上記と異なります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご参照ください。

お申込手数料は販売会社が定めます。上記は販売会社が定めた手数料率のうち上限の率を記載しております。

売買委託手数料などには、消費税等相当額がかかります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご参照ください。

申込手数料

申込手数料

販売会社が定めるものとします。お申込手数料につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社におけるお申込手数料率は3.15%(税抜3%)が上限となっております。
- ・お申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・<分配金再投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。
- ・償還乗換、乗換優遇に関わる手数料の取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)手数料

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

信託報酬等

信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年1.89%(税抜1.8%)の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

販売会社毎の 純資産総額	信託報酬率(年率)			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
30億円以下の部分	1.8900% (1.80%)	1.2075% (1.15%)	0.6300% (0.60%)	0.0525% (0.05%)
30億円超の部分		1.1025% (1.05%)	0.7350% (0.70%)	

括弧内は税抜です。

投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける報酬の中から支払います。

支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

費用・税金

その他の手数料等

売買委託手数料など

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

組入有価証券の売買時の売買委託手数料および先物・オプション取引に要する費用など。

監査費用

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、信託期間を通じて日々、信託財産の純資産総額に対し年0.0084%(税抜0.008%)以内の率を乗じて得た金額が費用計上されます。

租税など

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息。

課税上の取扱い

< 公募株式投資信託の税制 >

個人受益者および内国法人である受益者に対する課税については、以下のよう
な取扱いとなります。

< 個人受益者の場合 >

	平成16年1月1日から 平成20年3月31日まで	平成20年4月1日以降
収益分配金	普通分配金に対し 10%の源泉徴収(申告不要)	普通分配金に対し 20%の源泉徴収(申告不要)
解約金 償還金	個別元本超過額に対し 10%の源泉徴収(申告不要)	個別元本超過額に対し 20%の源泉徴収(申告不要)
解約損 償還損	解約損または償還損と株式等の譲渡益との損益通算可	
譲渡損益	申告分離課税(株式等の譲渡損益との損益通算可)	

確定申告を行ない、総合課税(配当控除の適用なし)を選択することもできます。

法人の場合、平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間は7% (所得税のみ)、平成20年4月1日以降は15% (所得税のみ)の源泉徴収となります。

上場株式等に限定されている特定口座の利用が平成16年10月より可能となりました。なお販売会社によって対応時期等が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個人受益者の場合 収益分配金、解約金、 償還金の取扱い

〔平成16年1月1日から平成20年3月31日まで〕

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収(申告不要)となります。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行ない、総合課税(配当控除の適用なし)を選択することもできます。

解約時および償還時に損失が生じた時には、確定申告を行なうことで、株式等(上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)のほか、未上場の株式投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。)の譲渡益との損益通算が可能となります。また、上場株式等(公募株式投資信託、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)を含みます。以下同じ。)に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

〔平成20年4月1日以降〕

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、20%(所得税15%および地方税5%)の税率による源泉徴収(申告不要)となります。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行ない、総合課税(配当控除の適用なし)を選択することもできます。

解約時および償還時に損失が生じた時には、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡益との損益通算が可能となります。また、上場株式等に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

買取請求の取扱い

〔平成16年1月1日から平成19年12月31日まで〕

公募株式投資信託を譲渡(買取請求)した場合の譲渡益は、譲渡所得等とみなされ、譲渡益に対し10%(所得税7%および地方税3%)の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

譲渡損益は、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡損益との損益通算が可能となります。また、上場株式等に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

〔平成20年1月1日以降〕

公募株式投資信託を譲渡(買取請求)した場合の譲渡益は、譲渡所得等とみなされ、譲渡益に対し20%(所得税15%および地方税5%)の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

譲渡損益は、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡損益との損益通算が可能となります。また、上場株式等に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

法人受益者の場合 収益分配金、解約金、 償還金の取扱い

[平成16年1月1日から平成20年3月31日まで]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、7%(所得税のみ)の税率による源泉徴収となります。なお、特別分配金は課税されません。

[平成20年4月1日以降]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15%(所得税のみ)の税率による源泉徴収となります。なお、特別分配金は課税されません。

なお、源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

益金不算入制度 の適用

益金不算入制度は適用されません。

個別元本

- ・各受益者の買付時の基準価額(お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。
- ・受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

個別元本超過額

- ・償還金・解約金を受け取る場合、1口当たりの課税前の受取金額(解約金については、信託財産留保額がある場合は、信託財産留保額を差し引いた額)が前記の1口当たりの個別元本を上回る金額をいいます。
- ・この個別元本超過額が所得税および地方税の課税の対象となります。

普通分配金と 特別分配金

- ・収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- ・受益者が収益分配金を受け取る際
 - 1) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - 2) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
 - 3) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

ファンドの性格

ファンドの性格

ファンドの目的

中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの基本的性格

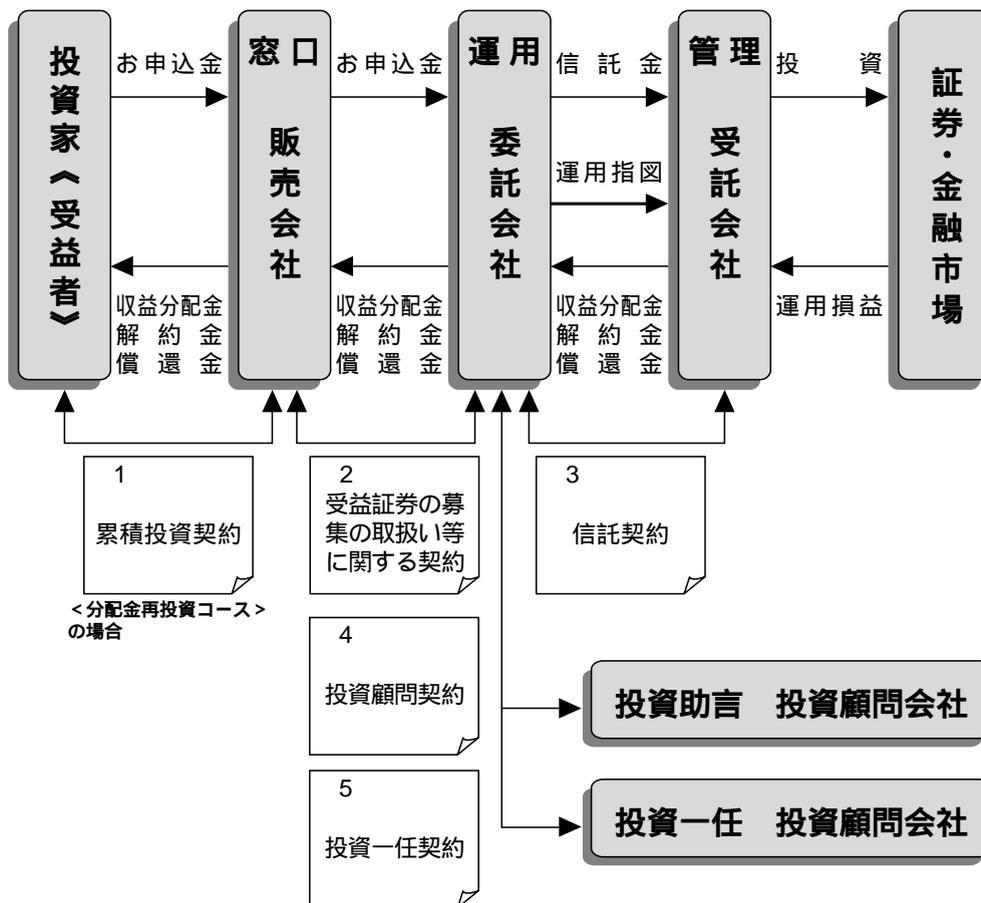
追加型株式投資信託 / 国際株式型(一般型)

「国際株式型(一般型)」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として外国株式に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンド運営の仕組み



- 1 累積投資業務において取り扱う有価証券について、金銭の払込方法、有価証券の買付および保管の方法などを投資家と販売会社の間で規定したもの。基本的に収益分配金は再投資され、有価証券は販売会社において混蔵保管されます。「自動けいぞく投資契約」、「自動積立投資契約」などの名称が用いられることがあります。
- 2 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう受益証券の募集、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。投資信託の資産運用や運営方法、委託会社と受託会社および受益者との権利義務関係、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

- 4 投資顧問会社から株式、債券などの有価証券に対する投資判断についての助言(有価証券の種類、銘柄、数量、売買時期の判断など)を受けるルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。投資助言を受ける対象資産、助言の内容、報酬等の取決めの内容などが含まれています。
- 5 委託会社から委任を受け、投資顧問会社が資産運用における投資判断と投資に必要な権限を受けるにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委任する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

関係法人の名称 および役割

販売会社

- ・ 受益証券の募集および販売の取扱い
- ・ 解約金、収益分配金および償還金の取扱い
- ・ 目論見書および運用報告書の交付 など

委託会社

日興アセットマネジメント株式会社

- ・ 信託財産の運用指図
- ・ 受益証券の発行
- ・ 目論見書および運用報告書の作成 など

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券は発行しません。

投資顧問会社

JPモルガン信託銀行株式会社

スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社

三井アセット信託銀行株式会社

キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー

シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッド

パンフィック・インベストメント・マネージメント・カンパニー・エルエルシー(PIMCO)

- ・ マザーファンドの運用指図権限の委任を受けファンドを運用(投資一任)

UBSグローバル・アセット・マネージメント株式会社

- ・ マザーファンドの運用に関する情報提供および投資助言(投資助言)

株式会社グローバル・ラップ・コンサルティング・グループ(GWCG)

- ・ 各マザーファンドの適切な組入比率の投資助言および投資顧問会社の評価・選定、交代助言 など

受託会社

日興シティ信託銀行株式会社

- ・ 信託財産の管理・保管
- ・ 信託財産の計算 など

委託会社の概況 (平成18年2月末日現在)

- 1) 名称
日興アセットマネジメント株式会社
- 2) 代表者の役職氏名
取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー
- 3) 本店の所在の場所
東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
- 4) 資本金
16,174百万円
- 5) 会社の沿革
昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立
昭和35年：「証券投資信託法」(当時)に基づく免許を受けて営業を開始
昭和60年：投資顧問業開始
平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更
- 6) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
株式会社 日興コーディアルグループ	東京都中央区日本橋兜町6番5号	1,128,425株	61.69%
NAMホールディングス 株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	691,700株	37.82%

管理及び運営の概要

資産管理等の概要

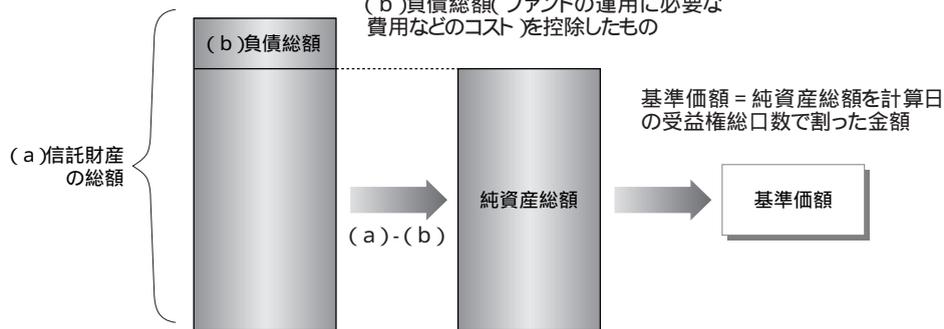
資産の評価 基準価額の算出

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ファンドは便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

< 基準価額算出の流れ >

(a) 信託財産の総額 = ファンドに組み入れられている株式や公社債などを時価などにより評価したもの

純資産総額 = (a) 信託財産の総額から (b) 負債総額(ファンドの運用に必要な費用などのコスト)を控除したもの



有価証券などの 評価基準

・ 信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

< 主な資産の評価方法 >

- ・ マザーファンド受益証券: 基準価額計算日の基準価額で評価します。
- ・ 国内株式: 原則として、基準価額計算日における証券取引所の最終相場で評価します。
- ・ 外国株式: 原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における証券取引所の最終相場で評価します。
- ・ 公社債(国内・外国): 原則として、基準価額計算日^{*}における以下のいずれかの価額で評価します。

a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)

b) 証券会社、銀行などの提示する価額(売気配相場を除きます。)

c) 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

^{*}外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

・ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の算出頻度と公表

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。
- ・直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは下記にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com>

コールセンター 電話番号 0120・25・1404

(9:00～17:00 土、日、祝日は除く。)
(ただし、半休日となる場合は9:00～12:00)

保管

< 分配金再投資コース >

受益証券は、「自動けいぞく(累積)投資契約」などに基づき、販売会社などにおいて保護預りとしてさせていただきます。

< 分配金受取りコース >

受益者は、販売会社などと取り交わす受益証券などの保護預り契約により、販売会社などに受益証券の保管を委託できます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

計算期間

毎年1月11日から翌年1月10日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とします。

信託の終了他

信託の終了 (繰上償還)

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べるすることができます。
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後記「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
第3計算期間の終了日の翌営業日以降、受益権の口数が10億口を下回る
こととなった場合
信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。)

信託約款の変更

受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。

4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「異議の申立て」の規定を適用します。

5) 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして後記「異議の申立て」の規定を適用します。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記2)の書面の交付を原則として行ないません。

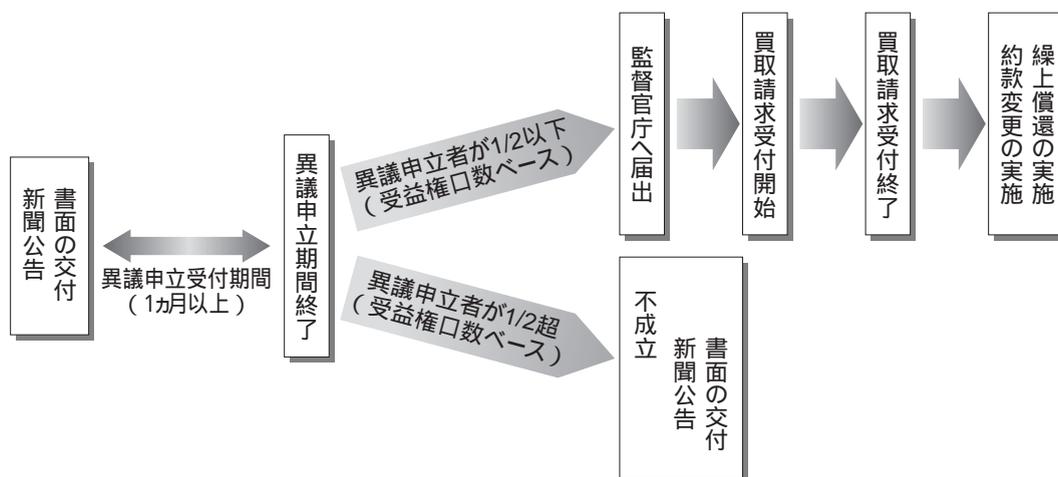
異議の申立て

1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。

2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

< 繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ >



償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目)から受益者に支払われます。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

運用報告書の作成

委託会社は、每期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

関係法人との契約について

- ・ 販売会社との受益証券の募集の取扱い等に関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・ 投資顧問会社とのマザーファンドの資産における投資一任契約または投資顧問契約は、マザーファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- ・ 収益分配金・償還金受領権
- ・ 解約請求権
- ・ 帳簿閲覧権

その他の情報

内国投資信託受益証券事務の概要

名義書換

- ・受益証券は原則として無記名式です。
- ・ただし、委託会社の指定する手続きにより、記名式に変更することもできます。この場合、委託会社は受益者の名簿を作成します。
- ・名義書換手数料はありません。
- ・名義書換の手続きは毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

受益者に対する特典

該当事項はありません。

譲渡制限の内容

- ・譲渡制限はありません。
- ・ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益証券の再発行

- ・無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。
- ・記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。
- ・受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、委託会社は受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記受益証券の再交付の手続きを準用します。
- ・受益証券を再交付するときは、委託会社は受益者に対し実費を請求することができます。

(注)ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

< 受益権の譲渡 >

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前述の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

< 受益権の譲渡の対抗要件 >

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

< 受益権の再分割 >

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

< 償還金 >

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者として)に支払います。

< 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて >

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

その他

国内投資信託 受益証券の形態等

- ・無記名式の追加型証券投資信託受益証券です。
- ・格付は取得しておりません。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。)の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

発行価額の総額 (設定総額)

5兆円を上限とします。

払込期日および 払込取扱場所

- ・取得申込者は、お申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社にお支払いいただきます。お申込金額には利息は付利されません。
- ・お申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、追加設定を行なう日に販売会社より委託会社の口座に払い込まれます。
- ・委託会社は、発行価額の総額(設定総額)を、追加設定を行なう日に受託会社のファンドの口座に振り込みます。

なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額(設定総額)は、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社のファンドの口座に払い込まれます。

振替機関に関する事項

該当事項はありません。

なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

< 振替受益権について >

- ・ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。
- ・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還などがコンピュータシステム上の帳簿(振替口座簿)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約などにおける決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

< 既発行受益証券の振替受益権化について >

- ・委託会社は、「ファンド情報」-「管理及び運営の概要」-「信託の終了他」-「信託約款の変更」の5)の手続きにより信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。
- ・振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

該当事項はありません。

ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

- 第1 【ファンドの沿革】
- 第2 【手続等】
 - 1 【申込(販売)手続等】
 - 2 【換金(解約)手続等】
- 第3 【管理及び運営】
 - 1 【資産管理等の概要】
 - (1)【資産の評価】
 - (2)【保管】
 - (3)【信託期間】
 - (4)【計算期間】
 - (5)【その他】
 - 2 【受益者の権利等】
- 第4 【ファンドの経理状況】
 - 1 【財務諸表】
 - (1)【貸借対照表】
 - (2)【損益及び剰余金計算書】
 - (3)【附属明細表】
 - 2 【ファンドの現況】
 - 【純資産額計算書】
- 第5 【設定及び解約の実績】

ファンドの運用状況

以下の運用状況は平成 18 年 1 月 31 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	394,606,925	99.23
日本	394,606,925	99.23
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	3,076,771	0.77
純資産総額	397,683,696	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

< 親投資信託受益証券 >

発行地	銘柄名	保有数量 (口)	簿価 (円)		評価額 (円)		投資比率 (%)
			単価	金額	単価	金額	
日本	日本大型株式 グローバル・ラップマザーファンド	62,954,291,535	1.5762	99,227,794,607	1.6355	102,961,743,805	25.89
日本	海外債券 グローバル・ラップマザーファンド	44,141,828,267	1.5347	67,744,871,777	1.5628	68,984,849,215	17.35
日本	北米株式 グローバル・ラップマザーファンド	49,403,139,475	1.1578	57,199,562,812	1.1943	59,002,169,474	14.84
日本	欧州先進国株式 グローバル・ラップマザーファンド	31,040,881,008	1.7366	53,904,890,017	1.7751	55,100,667,877	13.86
日本	日本小型株式 グローバル・ラップマザーファンド	16,253,297,963	2.7259	44,304,335,761	2.7446	44,608,801,589	11.22
日本	日本債券 グローバル・ラップマザーファンド	40,120,070,242	1.0458	41,956,320,361	1.0420	41,805,113,192	10.51
日本	アジア太平洋先進国株式 グローバル・ラップマザーファンド	8,856,015,051	2.3853	21,124,182,725	2.5004	22,143,580,033	5.57

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.23
合計	99.23

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

期別	1口当たりの純資産額(円)		純資産総額(百万円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
設定時 (2003年02月28日)	1.0000	1.0000	29	29
第1計算期間末(2004年01月13日)	1.0776	1.2476	1,194	1,383
第2計算期間末(2005年01月11日)	1.0781	1.1581	92,365	99,196
第3計算期間末(2006年01月10日)	1.0805	1.3505	278,488	347,980

	1口当たりの純資産額(円)	純資産総額(百万円)
2005年01月末日	1.0739	104,368
2005年02月末日	1.1077	116,118
2005年03月末日	1.1129	125,285
2005年04月末日	1.0904	140,812
2005年05月末日	1.1090	159,945
2005年06月末日	1.1347	185,546
2005年07月末日	1.1652	208,958
2005年08月末日	1.1793	228,273
2005年09月末日	1.2379	252,671
2005年10月末日	1.2421	265,114
2005年11月末日	1.3075	299,470
2005年12月末日	1.3432	340,942
2006年01月末日	1.1047	397,683

分配の推移

	1口当たり税込み分配金(円)
第1期	0.1700
第2期	0.0800
第3期	0.2700

収益率の推移

	収益率(%)
第1期	24.76
第2期	7.47
第3期	25.27

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

運 用

(参考) 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は平成 18 年 1 月 31 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・有価証券指数等先物取引の金額は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価して
います。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価(千円)	投資比率(%)
株式	126,683,413	95.52
日本	126,683,413	95.52
有価証券指数等先物取引(買建)	(5,067,520)	(3.82)
日本	(5,067,520)	(3.82)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	5,937,890	4.48
純資産総額	132,621,304	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

<株式>

発行地	発行地	業種	株数	簿価額(円)		評価額(円)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
日本	トヨタ自動車	輸送用機器	1,010,000	4,705	4,752,156,795	6,080	6,140,800,000	4.63
日本	三井住友フィナンシャルグループ	銀行	4,340	903,335	3,920,475,184	1,370,000	5,945,800,000	4.48
日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行	3,262	1,013,530	3,306,133,569	1,690,000	5,512,780,000	4.16
日本	JFEホールディングス	鉄鋼	1,083,200	3,146	3,408,089,288	4,210	4,560,272,000	3.44
日本	東京電力	電気・ガス	1,513,400	2,665	4,033,535,624	2,950	4,464,530,000	3.37
日本	日本電信電話	情報・通信	8,151	518,818	4,228,887,715	544,000	4,434,144,000	3.34
日本	NTTドコモ	情報・通信	22,585	181,098	4,090,098,787	190,000	4,291,150,000	3.24
日本	クボタ	機械	3,743,000	625	2,337,902,950	1,118	4,184,674,000	3.16
日本	大和証券グループ本社	証券	2,589,000	745	1,929,807,600	1,377	3,565,053,000	2.69
日本	三井不動産	不動産	1,230,000	1,497	1,841,420,150	2,470	3,038,100,000	2.29
日本	オリックス	その他金融	98,070	19,665	1,928,585,277	30,350	2,976,424,500	2.24
日本	ホンダ	輸送用機器	415,400	6,296	2,615,350,769	6,660	2,766,564,000	2.09
日本	伊藤忠商事	卸売業	2,581,000	566	1,461,775,720	996	2,570,676,000	1.94
日本	三菱電機	電気機器	2,632,000	555	1,460,724,060	955	2,513,560,000	1.90
日本	コニカミノルタホールディングス	電気機器	1,775,000	1,123	1,992,610,034	1,315	2,334,125,000	1.76
日本	アイフル	その他金融	280,200	8,687	2,434,092,065	7,920	2,219,184,000	1.67
日本	第一三共	医薬品	877,100	2,282	2,001,708,384	2,430	2,131,353,000	1.61
日本	東日本旅客鉄道	陸運	2,605	603,248	1,571,461,248	815,000	2,123,075,000	1.60
日本	日本ゼオン	化学	1,213,000	1,264	1,532,962,438	1,688	2,047,544,000	1.54
日本	リコー	電気機器	995,000	1,867	1,857,709,538	2,015	2,004,925,000	1.51
日本	デンソー	輸送用機器	466,900	2,891	1,349,924,943	4,130	1,928,297,000	1.45
日本	常陽銀行	銀行	2,452,000	708	1,736,902,156	781	1,915,012,000	1.44
日本	丸井	小売業	845,800	1,756	1,484,808,162	2,155	1,822,699,000	1.37
日本	エルピーダメモリ	電気機器	354,400	3,704	1,312,748,352	4,860	1,722,384,000	1.30
日本	日産自動車	輸送用機器	1,304,200	1,098	1,431,720,319	1,320	1,721,544,000	1.30
日本	カシオ計算機	電気機器	796,500	1,618	1,288,827,864	2,060	1,640,790,000	1.24
日本	札幌北洋ホールディングス	銀行	1,301	1,045,892	1,360,705,855	1,260,000	1,639,260,000	1.24
日本	中外製薬	医薬品	686,100	2,232	1,531,652,045	2,380	1,632,918,000	1.23
日本	イオン	小売業	527,500	2,631	1,388,041,057	3,090	1,629,975,000	1.23
日本	三井化学	化学	1,829,000	619	1,132,097,630	887	1,622,323,000	1.22

□ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
株式	95.52
銀行	13.08
電気機器	12.74
輸送用機器	10.68
情報・通信	8.28
機械	4.99
化学	4.70
小売業	4.23
卸売業	4.12
その他金融	3.92
鉄鋼	3.44
陸運	3.40
電気・ガス	3.37
医薬品	2.84
証券	2.69
不動産	2.29
食料品	1.68
ガラス・土石	1.59
建設	1.24
サービス	1.16
非鉄金属	1.16
海運	1.01
精密機器	0.96
金属製品	0.87
保険	0.68
その他製品	0.42
合計	95.52

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

< 有価証券指数等先物取引 >

発行地	銘柄名	種類	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
日本	東証株価指数先物 2006-03	買建	296	4,812,981,200	5,067,520,000	3.82

運 用

(参考) 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は平成 18 年 1 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
株式	55,250,583	94.56
日本	55,250,583	94.56
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	3,176,610	5.44
純資産総額	58,427,193	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

< 株式 >

発行地	銘柄名	業種	株数	簿価額 (円)		評価額 (円)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
日本	関西ペイント	化学	1,050,000	678	712,166,650	1,085	1,139,250,000	1.95
日本	沖縄銀行	銀行	181,300	3,722	674,847,003	6,030	1,093,239,000	1.87
日本	西尾レントオール	サービス	423,600	1,248	528,725,968	2,480	1,050,528,000	1.80
日本	トシン電機	卸売業	220,400	2,368	521,964,632	4,700	1,035,880,000	1.77
日本	東北新社	情報・通信	264,700	2,692	712,448,111	3,860	1,021,742,000	1.75
日本	トーカロ	金属製品	221,600	2,310	511,896,000	4,590	1,017,144,000	1.74
日本	サンデン	機械	1,800,000	576	1,037,403,046	531	955,800,000	1.64
日本	フジシールインターナショナル	その他製品	249,000	3,495	870,173,910	3,810	948,690,000	1.62
日本	T O A	電気機器	800,000	906	724,945,363	1,169	935,200,000	1.60
日本	スタジオアリス	サービス	507,800	2,052	1,042,223,472	1,835	931,813,000	1.59
日本	サトー	機械	293,400	2,594	761,160,484	3,130	918,342,000	1.57
日本	オーピック	情報・通信	33,400	19,043	636,030,583	27,390	914,826,000	1.57
日本	ドウシヤ	卸売業	308,900	2,509	775,157,051	2,880	889,632,000	1.52
日本	ユニ・チャーム ペットケア	食料品	187,200	3,147	589,130,985	4,720	883,584,000	1.51
日本	マクニカ	卸売業	221,900	2,751	610,430,779	3,800	843,220,000	1.44
日本	テレパーク	情報・通信	2,585	179,402	463,754,583	326,000	842,710,000	1.44
日本	ダイヘン	電気機器	1,300,000	258	335,719,633	641	833,300,000	1.43
日本	ロック・フィールド	食料品	345,500	1,937	669,306,135	2,380	822,290,000	1.41
日本	ロイヤルホールディングス	小売業	458,000	1,430	654,792,622	1,772	811,576,000	1.39
日本	住商情報システム	情報・通信	347,500	2,415	839,232,187	2,290	795,775,000	1.36
日本	ニチハ	ガラス・土石	328,900	1,795	590,362,756	2,410	792,649,000	1.36
日本	日本レストラシステム	小売業	186,000	3,162	588,119,796	4,230	786,780,000	1.35
日本	住友林業	建設	610,000	1,190	725,754,791	1,270	774,700,000	1.33
日本	大倉工業	化学	996,000	706	703,609,487	770	766,920,000	1.31
日本	岡村製作所	その他製品	634,000	870	551,339,206	1,197	758,898,000	1.30
日本	アークス	小売業	400,700	1,407	563,933,195	1,878	752,514,600	1.29
日本	アンジェス MG	医薬品	900	704,349	633,914,428	835,000	751,500,000	1.29
日本	コメ兵	小売業	334,000	2,184	729,305,905	2,175	726,450,000	1.24
日本	京都きもの友禅	小売業	1,496	309,175	462,525,147	430,000	643,280,000	1.10
日本	総合警備保障	サービス	370,200	1,750	647,964,661	1,736	642,667,200	1.10

□ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
株式	94.56
小売業	13.70
サービス	11.25
卸売業	10.29
電気機器	9.96
情報・通信	9.77
機械	9.44
化学	4.80
その他製品	4.63
食料品	4.04
金属製品	2.99
銀行	2.93
建設	2.87
ガラス・土石	1.36
医薬品	1.29
精密機器	1.22
水産・農林	1.05
繊維製品	1.00
保険	0.99
鉄鋼	0.98
合計	94.56

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

運 用

(参考) 日本債券グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は平成 18 年 1 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価(千円)	投資比率(%)
国債証券	30,341,389	54.73
日本	30,341,389	54.73
地方債証券	3,453,723	6.23
日本	3,453,723	6.23
特殊債証券	10,056,968	18.14
日本	10,056,968	18.14
社債券	10,796,366	19.48
日本	10,796,366	19.48
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	785,650	1.42
純資産総額	55,434,098	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

< 国債証券・地方債証券・特殊債証券・社債券 >

発行地	銘柄名	種別	利率(%) 償還期限	券面総額 (円)	簿価額(円)		評価額(円)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
日本	利付国庫債券(5年) 第25回	国債 証券	0.30000 2008-3-20	10,600,000,000	100.01	10,601,012,000	99.93	10,592,156,000	19.11
日本	利付国庫債券(2年) 第227回	国債 証券	0.10000 2006-12-20	7,100,000,000	100.02	7,101,566,078	100.02	7,101,566,078	12.81
日本	利付国庫債券(10年) 第244回	国債 証券	1.00000 2012-12-20	3,500,000,000	98.60	3,450,836,000	98.42	3,444,560,000	6.21
日本	利付国庫債券(20年) 第79回	国債 証券	2.00000 2025-6-20	3,250,000,000	99.18	3,223,506,600	99.65	3,238,690,000	5.84
日本	政府保証預金保険機構債 証券 政府保証第51回	特殊債 証券	0.20000 2006-11-24	2,000,000,000	100.08	2,001,595,337	100.08	2,001,595,337	3.61
日本	利付国庫債券(5年) 第42回	国債 証券	0.60000 2009-12-20	2,000,000,000	99.65	1,993,043,000	99.58	1,991,680,000	3.59
日本	利付国庫債券(5年) 第36回	国債 証券	0.70000 2009-3-20	1,600,000,000	100.57	1,609,184,000	100.49	1,607,856,000	2.90
日本	利付国庫債券(20年) 第63回	国債 証券	1.80000 2023-6-20	1,300,000,000	99.49	1,293,354,000	97.86	1,272,206,000	2.29
日本	武富士(社債間限定同順位 特約付) 2回	社債券	2.06000 2007-3-23	1,000,000,000	102.24	1,022,350,000	101.92	1,019,200,000	1.84
日本	三井住友銀行(劣後特約 付) 8回	社債券	1.95000 2014-10-22	1,000,000,000	101.61	1,016,110,000	101.20	1,011,970,000	1.83
日本	プロミス(特定社債間限定 同順位特約付) 34回	社債券	0.79000 2010-4-20	1,000,000,000	99.44	994,390,000	98.71	987,140,000	1.78
日本	政府保証公営企業債券 政府保証第767回	特殊債 証券	1.60000 2008-9-25	705,000,000	104.28	735,145,800	102.95	725,762,250	1.31
日本	オリックス(社債間限定同 順位特約付) 83回	社債券	0.92000 2009-3-17	700,000,000	100.72	705,012,000	100.35	702,478,000	1.27
日本	日本鉄道建設債券(財投機 関債) 第4回	特殊債 証券	0.61000 2013-6-20	700,000,000	95.64	669,470,000	93.92	657,412,000	1.19
日本	富士通(社債間限定同順位 特約付) 19回	社債券	2.15000 2008-10-1	600,000,000	104.42	626,514,000	104.01	624,054,000	1.13
日本	は号特別道路債券 は号 特別第138回	特殊債 証券	1.50000 2011-3-25	610,000,000	103.87	633,606,800	102.00	622,175,600	1.12

運 用

発行地	銘柄名	種別	利率(%) 償還期限	券面総額 (円)	簿価額(円)		評価額(円)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
日本	道路債券(財投機関債) 第21回	特殊債 証券	2.75000 2033-6-20	600,000,000	103.36	620,136,000	102.45	614,700,000	1.11
日本	双日ホールディングス(双 日(株)(旧ニチメン(株) 及び日商岩井(株))保証 付)1回	社債券	3.00000 2006-3-24	600,000,000	100.35	602,097,874	100.35	602,097,874	1.09
日本	三井住友銀行(劣後特約 付)6回	社債券	1.71000 2013-8-1	500,000,000	100.78	503,910,000	100.38	501,880,000	0.91
日本	福祉医療機構債券(財投機 関債)第3回	特殊債 証券	0.54000 2007-6-20	500,000,000	100.77	503,850,000	100.37	501,840,000	0.91
日本	ザ・ゴールドマン・サック ス・グループ・インク 第 3回円貨社債(2004)	社債券	0.94000 2009-5-28	500,000,000	100.67	503,365,000	100.30	501,500,000	0.90
日本	福岡県平成15年度第5 回公債	地方債 証券	0.63000 2009-3-26	500,000,000	100.60	502,995,000	99.92	499,585,000	0.90
日本	利付国庫債券(10年) 第248回	国債 証券	0.70000 2013-3-20	500,000,000	96.88	484,385,000	96.03	480,125,000	0.87
日本	ゼネラル・エレクトリッ ク・キャピタル・コーポ レーション 第2回円貨社 債(1999)	社債券	1.90000 2009-8-6	400,000,000	106.03	424,116,000	103.93	415,712,000	0.75
日本	中部電力 419回	社債券	2.00000 2008-5-23	400,000,000	105.21	420,820,000	103.57	414,292,000	0.75
日本	政府保証公営企業債券 政府保証第753回	特殊債 証券	2.50000 2007-8-21	400,000,000	105.52	422,092,000	103.48	413,928,000	0.75
日本	利付国庫債券(20年) 第75回	国債 証券	2.10000 2025-3-20	400,000,000	102.81	411,238,000	101.38	405,532,000	0.73
日本	住友不動産(社債間限定同 順位特約付)50回	社債券	1.52000 2010-6-15	400,000,000	101.43	405,734,000	101.02	404,088,000	0.73
日本	双日(社債間限定同順位特 約付)6回	社債券	1.56000 2009-1-27	400,000,000	100.00	400,000,000	99.79	399,172,000	0.72
日本	日産フィナンシャルサー ビス(社債間限定同順位 特約付)5回	社債券	0.46000 2008-9-22	400,000,000	99.79	399,152,000	99.63	398,536,000	0.72

□ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率(%)
国債証券	54.73
地方債証券	6.23
特殊債証券	18.14
社債券	19.48
合計	98.58

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

運

用

運 用

(参考) 北米株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は平成 18 年 1 月 31 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・為替予約取引の金額は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。
- ・投資証券は、不動産投信を表します。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
投資証券	279,003	0.37
アメリカ	279,003	0.37
株式	71,316,686	94.44
アメリカ	61,132,220	80.95
カナダ	4,688,230	6.21
ドイツ	758,927	1.00
オランダ	460,229	0.61
イギリス	3,456,520	4.58
シンガポール	395,657	0.52
バミューダ諸島	424,901	0.56
為替予約取引 (買建)	(1,000,770)	(1.33)
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	3,923,120	5.19
純資産総額	75,518,811	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

< 投資証券 >

発行地	銘柄名	保有数量 (口)	簿価 (円)		評価額 (円)		投資比率 (%)
			単価	金額	単価	金額	
アメリカ	GENERAL GROWTH PROPERTIES INC	46,000	5,565	255,989,308	6,065	279,003,915	0.37

< 株式 >

発行地	銘柄名	業種	株数	簿価額 (円)		評価額 (円)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
アメリカ	FOREST LABORATORIES INC	消費関連	416,000	4,923	2,048,209,275	5,320	2,213,097,120	2.93
アメリカ	SLM CORP	金融業	318,100	6,487	2,063,415,019	6,550	2,083,692,578	2.76
イギリス	ASTRAZENECA PLC-SPONS ADR	消費関連	364,900	5,725	2,088,976,579	5,660	2,065,422,488	2.73
アメリカ	MICROSOFT CORP	テクノロジー	558,200	3,038	1,696,009,958	3,297	1,840,385,400	2.44
アメリカ	GENERAL ELECTRIC COMPANY	工業	459,000	4,161	1,909,750,512	3,878	1,779,775,943	2.36
アメリカ	JPMORGAN CHASE & CO	金融業	365,900	4,621	1,690,979,144	4,692	1,716,926,291	2.27
アメリカ	WASHINGTON MUTUAL INC	金融業	319,300	4,967	1,585,883,310	4,977	1,589,249,495	2.10
イギリス	ROYAL DUTCH SHELL PLC-ADR A	エネルギー	175,100	7,523	1,317,211,536	7,945	1,391,098,147	1.84
アメリカ	LOWE'S COS INC	消費関連	172,300	7,421	1,278,674,867	7,534	1,298,047,034	1.72
アメリカ	ALLERGAN INC	消費関連	91,300	12,907	1,178,403,013	13,633	1,244,701,574	1.65
アメリカ	CISCO SYSTEMS INC	通信	531,300	2,125	1,128,983,571	2,224	1,181,769,262	1.56
アメリカ	KLA-TENCOR CORPORATION	テクノロジー	174,800	6,189	1,081,827,467	6,300	1,101,174,450	1.46
アメリカ	APPLIED MATERIALS INC	テクノロジー	465,900	2,265	1,055,358,408	2,306	1,074,153,416	1.42
アメリカ	ALTRIA GROUP INC	消費関連	118,700	7,977	946,813,801	8,703	1,033,034,527	1.37
アメリカ	AVON PRODUCTS INC	消費関連	307,100	3,342	1,026,333,009	3,317	1,018,656,074	1.35
アメリカ	FLUOR CORP	工業	98,200	9,013	885,063,718	10,327	1,014,079,485	1.34
アメリカ	SANDISK CORPORATION	テクノロジー	129,200	6,366	822,483,389	7,806	1,008,489,657	1.34
アメリカ	UNITED TECHNOLOGIES CORP	工業	141,900	6,147	872,199,583	6,872	975,121,191	1.29
アメリカ	SPRINT NEXTEL CORPORATION	通信	355,843	2,669	949,660,443	2,732	972,091,907	1.29

発行地	銘柄名	業種	株数	簿価額(円)		評価額(円)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
アメリカ	SCHLUMBERGER LTD	エネルギー	62,300	11,928	743,140,882	15,384	958,425,536	1.27
アメリカ	WELLS FARGO & COMPANY	金融業	116,300	7,355	855,454,141	7,356	855,484,483	1.13
アメリカ	ALTERA CORPORATION	テクノロジー	367,600	2,273	835,700,939	2,271	834,965,721	1.11
アメリカ	FANNIE MAE	金融業	122,200	5,751	702,823,859	6,809	832,118,762	1.10
アメリカ	ALCOA INC	基礎資材	219,500	3,377	741,343,318	3,595	789,082,196	1.04
アメリカ	PEPSICO INC	消費関連	114,800	6,535	750,253,955	6,787	779,160,228	1.03
ドイツ	SAP AG-SPONSORED ADR	テクノロジー	127,100	5,453	693,030,070	5,971	758,927,128	1.00
アメリカ	FREDDIE MAC	金融業	91,400	7,675	701,493,278	7,968	728,288,225	0.96
アメリカ	UNITED PARCEL SERVICE INC-CL B	工業	82,500	8,864	731,265,192	8,819	727,606,688	0.96
カナダ	CAMECO CORPORATION	基礎資材	78,100	6,698	523,121,569	9,280	724,758,433	0.96
アメリカ	WELLPOINT INC	消費関連	75,500	8,164	616,397,526	8,885	670,848,833	0.89

□ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率(%)
投資証券	0.37
株式	94.44
消費関連	27.20
金融業	16.14
テクノロジー	15.55
工業	11.62
通信	9.37
エネルギー	7.85
基礎資材	5.75
公益事業	0.95
合計	94.81

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

< 為替予約取引 >

名称	種類	契約額等(円)	評価額(円)	投資比率(%)
アメリカドル	買建	1,000,005,000	1,000,770,049	1.33

運 用

(参考) 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は平成 18 年 1 月 31 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・為替予約取引の金額は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。
- ・投資証券は、不動産投信を表します。

(1) 投資状況

投資資産の種類		時価 (千円)	投資比率 (%)
投資証券		1,389,984	1.97
	フランス	1,389,984	1.97
株式		67,799,447	96.24
	ドイツ	2,399,163	3.41
	オランダ	8,382,357	11.90
	フランス	10,391,670	14.75
	イギリス	19,791,443	28.09
	スイス	6,873,226	9.76
	イタリア	2,743,189	3.89
	スウェーデン	2,436,545	3.46
	フィンランド	4,403,391	6.25
	ベルギー	1,610,358	2.29
	デンマーク	973,393	1.38
	スペイン	3,387,116	4.81
	ノルウェー	861,898	1.22
	オーストリア	936,369	1.33
	アイルランド	2,609,322	3.70
為替予約取引 (買建)		(5,255,951)	(7.46)
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)		1,257,816	1.79
純資産総額		70,447,248	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

< 投資証券 >

発行地	銘柄名	保有数量 (口)	簿価 (円)		評価額 (円)		投資比率 (%)
			単価	金額	単価	金額	
フランス	UNIBAIL HOLDING	81,729	14,908	1,218,401,480	17,007	1,389,984,718	1.97

< 株式 >

発行地	銘柄名	業種	株数	簿価額 (円)		評価額 (円)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
スイス	CREDIT SUISSE GROUP	金融業	505,816	5,402	2,732,475,732	6,836	3,457,655,495	4.91
オランダ	ABN AMRO HOLDING NV	金融業	996,836	2,941	2,931,784,972	3,234	3,223,279,573	4.58
フィンランド	NOKIA OYJ	通信	1,428,900	1,942	2,775,222,453	2,129	3,042,281,278	4.32
フランス	SANOFI-AVENTIS SA	消費関連	276,339	10,030	2,771,832,920	10,610	2,931,944,631	4.16
イギリス	BARCLAYS PLC	金融業	2,134,786	1,220	2,605,140,385	1,252	2,672,374,001	3.79
フランス	TOTAL SA	エネルギー	75,042	28,436	2,133,893,952	32,420	2,432,898,861	3.45
スペイン	BANCO SANTANDER CENTRAL HISPANO SA	金融業	1,411,313	1,565	2,208,641,450	1,655	2,335,979,309	3.32
イギリス	PRUDENTIAL PLC	金融業	1,904,320	1,091	2,076,928,080	1,187	2,260,909,633	3.21
イギリス	BP PLC	エネルギー	1,465,591	1,261	1,847,793,779	1,421	2,081,927,415	2.96
オランダ	AEGON NV	金融業	1,039,560	1,814	1,886,078,077	1,897	1,972,175,889	2.80

発行地	銘柄名	業種	株数	簿価額(円)		評価額(円)		投資比率(%)
				単価	金額	単価	金額	
イギリス	VODAFONE GROUP PLC	通信	7,644,956	284	2,172,495,239	252	1,922,784,221	2.73
スイス	NESTLE SA-REGISTERED	消費関連	55,454	33,997	1,885,255,309	34,545	1,915,659,816	2.72
イギリス	ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP PLC	金融業	521,655	3,546	1,849,561,524	3,635	1,896,038,823	2.69
スウェーデン	ELECTROLUX AB-SER B	消費関連	582,800	2,761	1,609,357,967	3,159	1,841,094,340	2.61
フランス	FRANCE TELECOM SA	通信	645,688	3,097	2,000,017,727	2,715	1,753,343,552	2.49
オランダ	KONINKLIJKE KPN NV	通信	1,444,217	1,059	1,528,933,766	1,133	1,636,106,069	2.32
フランス	SUEZ SA	公益事業	378,809	3,717	1,407,937,356	4,284	1,622,754,116	2.30
アイルランド	ANGLO IRISH BANK CORP PLC	金融業	824,712	1,602	1,321,335,127	1,839	1,516,459,313	2.15
スイス	SWISS RE-REG	金融業	169,588	8,106	1,374,640,138	8,844	1,499,911,145	2.13
イギリス	GLAXOSMITHKLINE PLC	消費関連	466,813	2,907	1,357,043,693	3,016	1,407,926,307	2.00
イタリア	ENI SPA	エネルギー	397,918	3,310	1,317,214,454	3,521	1,401,068,005	1.99
フィンランド	SAMPO OYJ-A SHS	金融業	595,500	1,854	1,104,396,686	2,286	1,361,110,054	1.93
フランス	AXA	金融業	323,948	3,516	1,138,943,688	3,975	1,287,692,523	1.83
イギリス	SCOTTISH POWER PLC	公益事業	939,363	1,022	960,530,383	1,198	1,125,044,536	1.60
イタリア	UNICREDITO ITALIANO SPA	金融業	1,307,582	710	928,330,126	833	1,089,586,636	1.55
イギリス	DIAGEO PLC	消費関連	609,627	1,716	1,045,971,020	1,742	1,062,181,072	1.51
デンマーク	A P MOLLER MAERSK A/S	工業	818	1,117,672	914,255,589	1,189,968	973,393,824	1.38
アイルランド	BANK OF IRELAND	金融業	471,339	1,854	873,691,254	2,007	945,841,627	1.34
ベルギー	KBC GROUP	金融業	78,435	10,149	796,003,454	11,841	928,750,717	1.32
ノルウェー	TELENOR ASA	通信	733,200	1,076	788,795,985	1,176	861,898,596	1.22

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率(%)
投資証券	1.97
株式	96.24
金融業	40.61
消費関連	19.31
通信	13.89
エネルギー	10.24
工業	4.65
公益事業	4.57
テクノロジー	1.29
基礎資材	1.01
コングロマリット	0.68
合計	98.21

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

< 為替予約取引 >

名称	種類	契約額等(円)	評価額(円)	投資比率(%)
ユーロ	買建	2,898,828,134	2,905,729,522	4.12
イギリスポンド	買建	1,494,964,224	1,501,032,935	2.13
スイスフラン	買建	525,986,027	526,515,420	0.75
スウェーデンクローナ	買建	183,251,409	183,597,144	0.26
デンマーククローネ	買建	73,322,262	73,441,711	0.10
ノルウェークローネ	買建	66,092,673	65,634,322	0.09
合計		5,242,444,729	5,255,951,054	7.46

運 用

(参考) アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は平成 18 年 1 月 31 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・為替予約取引の金額は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。
- ・投資証券は、不動産投信を表します。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
投資証券	426,548	1.44
シンガポール	426,548	1.44
株式	28,650,814	96.99
アメリカ	297,498	1.01
オーストラリア	17,720,459	59.99
イギリス	612,704	2.07
香港	5,308,770	17.97
シンガポール	3,748,646	12.69
ニュージーランド	483,116	1.64
バミューダ諸島	479,619	1.62
為替予約取引 (買建)	(91,508)	(0.31)
為替予約取引 (売建)	(107,585)	(0.36)
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	462,219	1.56
純資産総額	29,539,581	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

< 投資証券 >

発行地	銘柄名	保有数量 (口)	簿価 (円)		評価額 (円)		投資比率 (%)
			単価	金額	単価	金額	
シンガポール	FORTUNE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	4,569,000	89	406,434,247	93	426,548,133	1.44

< 株式 >

発行地	銘柄名	業種	株数	簿価額 (円)		評価額 (円)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
オーストラリア	BHP BILLITON LTD	基礎資材	1,274,023	1,749	2,228,519,997	2,344	2,986,424,829	10.11
オーストラリア	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	金融業	349,580	3,331	1,164,446,513	3,922	1,370,986,095	4.64
オーストラリア	WESTPAC BANKING CORPORATION	金融業	644,010	1,794	1,155,145,908	2,033	1,309,130,326	4.43
オーストラリア	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	金融業	431,091	2,677	1,154,128,736	2,959	1,275,501,058	4.32
オーストラリア	AUSTRALIA AND NEW ZEALAND BANKING GROUP LTD	金融業	585,576	1,949	1,141,034,922	2,170	1,270,908,326	4.30
オーストラリア	QBE INSURANCE GROUP LIMITED	金融業	659,030	1,456	959,790,061	1,712	1,128,106,399	3.82
オーストラリア	RIO TINTO LIMITED	基礎資材	150,220	4,630	695,589,420	6,919	1,039,297,896	3.52
シンガポール	UNITED OVERSEAS BANK LTD	金融業	903,192	1,041	940,297,402	1,048	946,861,333	3.21
オーストラリア	WOODSIDE PETROLEUM LTD	エネルギー	229,890	2,576	592,213,748	4,102	942,943,698	3.19
オーストラリア	BRAMBLES INDUSTRIES LTD	消費関連	1,032,890	767	791,918,869	878	907,262,068	3.07

運用

発行地	銘柄名	業種	株数	簿価額（円）		評価額（円）		投資比率（％）
				単価	金額	単価	金額	
オーストラリア	CSL LIMITED	消費関連	216,770	3,207	695,076,096	3,888	842,866,162	2.85
香港	SWIRE PACIFIC LTD 'A'	コングロマリット	743,500	1,025	762,043,194	1,097	815,437,343	2.76
オーストラリア	WOOLWORTHS LIMITED	消費関連	454,080	1,443	655,253,169	1,512	686,777,156	2.32
オーストラリア	FOSTER'S GROUP LTD	消費関連	1,336,250	475	635,163,676	474	634,000,115	2.15
香港	COSCO PACIFIC LIMITED	消費関連	2,622,000	227	594,305,137	240	628,870,968	2.13
イギリス	HSBC HOLDINGS PLC (HK REG)	金融業	311,200	1,918	596,816,199	1,969	612,704,875	2.07
香港	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	金融業	1,032,000	323	332,940,727	575	592,949,016	2.01
シンガポール	DBS GROUP HOLDINGS LTD	金融業	496,692	1,142	567,291,955	1,186	588,937,638	1.99
オーストラリア	RINKER GROUP LTD	工業	386,520	1,145	442,751,520	1,504	581,186,740	1.97
香港	ASM PACIFIC TECHNOLOGY	テクノロジー	797,000	563	448,743,031	668	532,332,240	1.80
香港	KERRY PROPERTIES LTD	金融業	1,287,500	291	375,099,582	383	492,515,100	1.67
ニュージーランド	TELECOM CORP OF NEW ZEALAND	通信	1,054,850	483	509,468,260	458	483,116,026	1.64
バミューダ	JARDINE MATHESON HOLDINGS LIMITED	コングロマリット	239,600	2,051	491,424,004	2,002	479,619,300	1.62
オーストラリア	PROMINA GROUP LTD	金融業	1,034,210	428	442,854,422	457	472,452,156	1.60
シンガポール	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	消費関連	567,000	770	436,684,275	824	467,332,740	1.58
香港	LI & FUNG LTD	消費関連	2,004,000	225	450,547,799	219	438,058,368	1.48
シンガポール	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LTD	通信	2,307,650	190	438,311,855	184	423,781,461	1.43
シンガポール	SINGAPORE EXCHANGE LTD	金融業	1,774,000	157	279,066,533	228	405,302,232	1.37
シンガポール	CITY DEVELOPMENTS LTD	金融業	640,000	548	350,502,339	618	395,625,600	1.34
オーストラリア	LEND LEASE CORP LIMITED	金融業	290,320	1,230	357,216,730	1,297	376,624,849	1.27

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率（％）
投資証券	1.44
株式	96.99
金融業	42.10
消費関連	18.89
基礎資材	14.81
コングロマリット	5.24
通信	5.19
工業	4.65
エネルギー	3.19
テクノロジー	1.80
公益事業	1.13
合計	98.44

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

< 為替予約取引 >

名称	種類	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（％）
香港ドル	買建	90,000,000	91,508,042	0.31
合計		90,000,000	91,508,042	0.31
シンガポールドル	売建	57,180,887	57,903,312	0.20
オーストラリアドル	売建	49,248,780	49,682,664	0.17
合計		106,429,667	107,585,976	0.36

運 用

(参考) 海外債券グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は平成 18 年 1 月 31 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・有価証券先物取引等の金額は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。
- ・為替予約取引の金額は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価(千円)	投資比率(%)
国債証券	49,710,665	58.87
アメリカ	8,803,058	10.42
カナダ	99,399	0.12
ドイツ	19,894,580	23.56
フランス	1,682,319	1.99
イギリス	17,818,324	21.10
フィンランド	50,890	0.06
スペイン	686,779	0.81
オーストリア	29,232	0.03
メキシコ	85,128	0.10
ブラジル	215,319	0.25
ペルー	13,702	0.02
南アフリカ共和国	38,161	0.05
パナマ	38,461	0.05
ロシア	255,305	0.30
特殊債証券	23,543,102	27.88
日本	401,810	0.48
アメリカ	22,911,629	27.13
フランス	229,661	0.27
社債券	7,283,586	8.63
アメリカ	6,305,930	7.47
カナダ	32,020	0.04
ドイツ	230,665	0.27
オランダ	77,361	0.09
フランス	31,945	0.04
イギリス	216,928	0.26
スペイン	270,748	0.32
ルクセンブルク	117,985	0.14
コマーシャル・ペーパー	16,053,051	19.01
アメリカ	9,679,993	11.46
イギリス	610,169	0.72
スウェーデン	1,982,889	2.35
ノルウェー	2,016,943	2.39
アイルランド	1,763,056	2.09
有価証券先物取引等(買建)	(7,915,235)	(9.37)
アメリカ	(703,059)	(0.83)
ドイツ	(7,212,175)	(8.54)
為替予約取引(買建)	(46,675,240)	(55.27)
為替予約取引(売建)	(47,061,344)	(55.73)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	12,146,108	14.38
純資産総額	84,444,296	100.00

運 用

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

< 国債証券・特殊債証券・社債券 >

発行地	銘柄名	種別	利率(%) 償還期限	通貨	券面総額 (各通貨)	簿価額(各通貨)		評価額(各通貨)		邦貨換算額 (円)	投資 比率 (%)
						単価	金額	単価	金額		
アメリカ	連邦抵当 (FNMA) TBA	特殊債証券	5.50000 2036-2-13	アメリカドル	115,000,000	99.39	114,296,500	98.92	113,760,162	13,395,259,076	15.86
イギリス	イギリス国債	国債証券	4.75000 2010-6-7	イギリスポンド	59,500,000	101.91	60,634,475	101.83	60,588,850	12,620,051,567	14.94
ドイツ	ドイツ国債	国債証券	4.25000 2014-7-4	ユーロ	47,500,000	107.09	50,865,612	105.99	50,345,250	7,165,135,980	8.49
アメリカ	連邦住宅貸付抵当公社 (FHLMC)	特殊債証券	-- 2006-4-18	アメリカドル	45,000,000	99.05	44,571,965	99.05	44,571,965	5,248,348,902	6.22
アメリカ	アメリカ国債	国債証券	6.25000 2023-8-15	アメリカドル	25,000,000	118.61	29,653,091	117.55	29,386,720	3,460,286,280	4.10
イギリス	イギリス国債	国債証券	4.75000 2015-9-7	イギリスポンド	12,080,000	103.94	12,555,682	104.52	12,626,016	2,629,872,873	3.11
アメリカ	連邦抵当金庫 (FNMA) TBA	特殊債証券	5.50000 2026-2-13	アメリカドル	17,700,000	99.84	17,672,344	99.63	17,633,625	2,076,359,344	2.46
ドイツ	ドイツ国債	国債証券	6.50000 2027-7-4	ユーロ	9,900,000	136.62	13,525,290	140.28	13,887,720	1,976,500,310	2.34
アメリカ	アメリカ国債	国債証券	3.87500 2010-5-15	アメリカドル	15,800,000	97.82	15,454,931	97.59	15,419,813	1,815,682,922	2.15
ドイツ	ドイツ国債	国債証券	5.50000 2031-1-4	ユーロ	9,500,000	129.05	12,259,320	128.03	12,162,850	1,731,016,812	2.05
ドイツ	ドイツ国債	国債証券	5.00000 2012-7-4	ユーロ	9,800,000	113.35	11,108,300	109.50	10,731,000	1,527,235,920	1.81
ドイツ	ドイツ国債	国債証券	5.62500 2028-1-4	ユーロ	6,904,215	121.91	8,417,272	127.80	8,823,587	1,255,772,869	1.49
イギリス	イギリス国債	国債証券	5.00000 2014-9-7	イギリスポンド	5,700,000	101.44	5,782,080	105.72	6,026,040	1,255,163,872	1.49
イギリス	イギリス国債	国債証券	4.00000 2009-3-7	イギリスポンド	6,000,000	97.24	5,834,400	99.12	5,947,200	1,238,742,288	1.47
ドイツ	ドイツ国債	国債証券	6.25000 2030-1-4	ユーロ	6,250,000	138.98	8,686,370	139.06	8,691,250	1,236,938,700	1.46
アメリカ	アメリカ国債	国債証券	4.25000 2007-11-30	アメリカドル	10,000,000	99.80	9,980,469	99.55	9,954,688	1,172,164,512	1.39
アメリカ	アメリカ国債	国債証券	4.25000 2013-8-15	アメリカドル	9,900,000	98.77	9,777,777	98.17	9,719,016	1,144,414,148	1.36
ドイツ	ドイツ国債	国債証券	4.75000 2028-7-4	ユーロ	6,400,000	118.82	7,604,430	114.97	7,358,080	1,047,201,946	1.24
ドイツ	ドイツ国債	国債証券	5.25000 2010-7-4	ユーロ	6,500,000	110.74	7,198,213	108.31	7,040,150	1,001,954,148	1.19
ドイツ	ドイツ国債	国債証券	5.25000 2011-1-4	ユーロ	5,400,000	110.28	5,955,120	109.03	5,887,620	837,926,078	0.99
アメリカ	連邦抵当金庫 (FNMA)	特殊債証券	-- 2006-4-12	アメリカドル	6,400,000	99.12	6,343,974	99.12	6,343,974	747,002,934	0.88
アメリカ	Citigroup Inc.	社債券	4.70000 2009-1-30	アメリカドル	6,200,000	100.00	6,200,000	100.03	6,201,949	730,279,455	0.86
アメリカ	連邦住宅貸付抵当公社 (FHLMC)	特殊債証券	-- 2006-4-11	アメリカドル	6,000,000	99.14	5,948,288	99.14	5,948,288	700,410,945	0.83
フランス	フランス国債	国債証券	5.75000 2032-10-25	ユーロ	3,600,000	125.45	4,516,200	133.15	4,793,400	682,196,688	0.81
ドイツ	ドイツ国債	国債証券	5.37500 2010-1-4	ユーロ	4,300,000	109.88	4,724,840	108.04	4,645,720	661,178,870	0.78
ドイツ	ドイツ国債	国債証券	4.25000 2014-1-4	ユーロ	3,600,000	106.40	3,830,544	105.82	3,809,520	542,170,886	0.64
スペイン	スペイン国債	国債証券	5.35000 2011-10-31	ユーロ	3,400,000	111.45	3,789,300	110.64	3,761,760	535,373,683	0.63
フランス	フランス国債	国債証券	5.50000 2029-4-25	ユーロ	2,800,000	120.22	3,366,160	126.83	3,551,240	505,412,477	0.60
フランス	フランス国債	国債証券	4.75000 2012-10-25	ユーロ	3,000,000	109.07	3,272,100	108.43	3,252,900	462,952,728	0.55
アメリカ	アメリカ国債	国債証券	1.62500 2015-1-15	アメリカドル	3,900,000	100.27	3,910,620	100.12	3,904,748	459,784,061	0.54

< コマーシャル・ペーパー >

発行地	銘柄名	通貨	券面総額 (各通貨)	評価額 (各通貨)	邦貨換算額 (円)	投資比率 (%)
アメリカ	UBS FINANCE(DERAWARE) LLC	アメリカドル	18,400,000	18,239,715	2,147,726,497	2.54
アイルランド	BANK OF IRELAND	アメリカドル	15,000,000	14,972,874	1,763,056,014	2.09
スウェーデン	SPINTAB AB	アメリカドル	10,300,000	10,298,826	1,212,686,810	1.44
アメリカ	CBA(DERAWARE)FINANCE INC	アメリカドル	10,000,000	9,940,247	1,170,464,089	1.39
アメリカ	CBA(DERAWARE)FINANCE INC	アメリカドル	8,400,000	8,356,154	983,937,137	1.17
ノルウェー	DNB NOR BANK ASA	アメリカドル	7,800,000	7,737,751	911,120,240	1.08
ノルウェー	DNB NOR BANK ASA	アメリカドル	7,300,000	7,292,261	858,663,787	1.02
スウェーデン	SPINTAB AB	アメリカドル	6,600,000	6,540,996	770,202,279	0.91
アメリカ	DEXIA DERAWARE LLC	アメリカドル	6,000,000	5,997,889	706,251,518	0.84
アメリカ	DEXIA DERAWARE LLC	アメリカドル	5,900,000	5,898,635	694,564,361	0.82
アメリカ	SVENSKA HANDELSBANKEN INC	アメリカドル	5,700,000	5,654,510	665,818,641	0.79
イギリス	HBOS TREASURY SERVICES PLC	アメリカドル	5,200,000	5,181,904	610,169,196	0.72
アメリカ	ANZ(DELAWARE)	アメリカドル	4,800,000	4,770,147	561,684,912	0.67
アメリカ	NORDEA NORTH AMERICA INC	アメリカドル	4,500,000	4,452,225	524,249,494	0.62
アメリカ	NORDEA NORTH AMERICA INC	アメリカドル	4,500,000	4,451,656	524,182,523	0.62
アメリカ	DEXIA DERAWARE LLC	アメリカドル	4,200,000	4,189,399	493,301,771	0.58
アメリカ	SVENSKA HANDELSBANKEN INC	アメリカドル	3,800,000	3,787,290	445,953,467	0.53
アメリカ	NORDEA NORTH AMERICA INC	アメリカドル	2,400,000	2,397,186	282,268,700	0.33
ノルウェー	DNB NOR BANK ASA	アメリカドル	2,100,000	2,099,014	247,158,996	0.29
アメリカ	ING(US)FUNDING	アメリカドル	2,100,000	2,078,737	244,771,341	0.29
アメリカ	SUMITOMO CORP OF AMERICA	アメリカドル	1,200,000	1,194,498	140,652,140	0.17
アメリカ	NORDEA NORTH AMERICA INC	アメリカドル	800,000	799,722	94,167,298	0.11

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
国債証券	58.87
特殊債証券	27.88
社債券	8.63
コマーシャル・ペーパー	19.01
合計	114.38

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

< 有価証券先物取引等 >

発行地	銘柄名	種類	数量または 券面総額	通貨	契約額等 (各通貨)	評価額 (各通貨)	邦貨換算額 (円)	投資 比率 (%)
ドイツ	DEUTSCHLAND 10YR (BUND) FUTURES 2006-03	買建	421	ユーロ	51,337,030	50,675,770	7,212,175,586	8.54
アメリカ	US T-BOND 20YR FUTURES 2006-03	買建	53	アメリカドル	5,959,601	5,970,781	703,059,492	0.83
合計			--	--	--	--	7,915,235,079	9.37

< 為替予約取引 >

名称	種類	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
ユーロ	買建	27,829,118,376	28,054,942,220	33.22
アメリカドル	買建	10,828,549,030	11,017,886,011	13.05
カナダドル	買建	2,367,452,201	2,360,337,750	2.80
イギリスポンド	買建	1,276,029,082	1,308,862,380	1.55
スウェーデンクローナ	買建	842,724,157	859,779,940	1.02
スイスフラン	買建	852,455,459	848,070,070	1.00
デンマーククローネ	買建	837,312,591	841,603,910	1.00
ポーランドズロチ	買建	590,865,486	596,838,690	0.71
オーストラリアドル	買建	302,593,896	297,318,240	0.35
シンガポールドル	買建	274,840,302	277,950,480	0.33
ノルウェークローネ	買建	216,066,006	211,651,050	0.25
合計		46,218,006,586	46,675,240,741	55.27
アメリカドル	売建	29,030,495,266	28,930,646,645	34.26
イギリスポンド	売建	12,706,178,909	12,747,609,700	15.10
ユーロ	売建	4,981,496,524	5,115,107,340	6.06
カナダドル	売建	259,968,817	267,980,800	0.32
合計		46,978,139,516	47,061,344,485	55.73

財務ハイライト情報

- (1) 以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- (2) 「財務諸表」については、中央青山監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

GW7つの卵

< 貸借対照表 >

(単位:円)

科 目	期 別	注記 番号	第 2 期	第 3 期
			平成17年1月11日現在	平成18年1月10日現在
			金 額	金 額
資産の部				
流動資産				
金銭信託			758,084,664	2,029,761,421
コール・ローン			1,667,921,753	76,748,305,683
親投資信託受益証券			89,812,231,899	273,751,958,060
未収入金			7,700,000,000	-
流動資産合計			99,938,238,316	352,530,025,164
資産合計			99,938,238,316	352,530,025,164
負債の部				
流動負債				
未払金			-	1,700,000,000
未払収益分配金			6,830,610,899	69,492,049,025
未払解約金			139,757,755	371,616,961
未払受託者報酬			16,706,343	68,761,657
未払委託者報酬			584,724,219	2,406,660,132
その他未払費用			984,766	2,260,891
流動負債合計			7,572,783,982	74,041,348,666
負債合計			7,572,783,982	74,041,348,666
純資産の部				
元本				
元本			85,676,098,626	257,741,764,372
剰余金				
期末剰余金			6,689,355,708	20,746,912,126
(うち分配準備積立金)			(-)	(-)
剰余金合計			6,689,355,708	20,746,912,126
純資産合計			92,365,454,334	278,488,676,498
負債・純資産合計			99,938,238,316	352,530,025,164

< 損益及び剰余金計算書 >

(単位:円)

科 目	期 別	第 2 期 自 平成16年1月14日 至 平成17年1月11日	第 3 期 自 平成17年1月12日 至 平成18年1月10日
	注記 番号	金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		8,616	62,382
有価証券売買等損益		4,193,386,897	56,449,426,161
営業収益合計		4,193,395,513	56,449,488,543
営業費用			
受託者報酬		20,659,345	104,228,426
委託者報酬		723,081,482	3,647,999,136
その他費用		1,417,409	3,716,026
営業費用合計		745,158,236	3,755,943,588
営業利益		3,448,237,277	52,693,544,955
経常利益		3,448,237,277	52,693,544,955
当期純利益		3,448,237,277	52,693,544,955
当期一部解約に伴う当期純利益分配額		40,740,908	2,982,627,043
期首剰余金		86,044,785	6,689,355,708
剰余金増加額		10,332,848,249	37,171,333,272
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		(-)	(-)
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(10,332,848,249)	(37,171,333,272)
剰余金減少額		306,422,796	3,332,645,741
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(306,422,796)	(3,332,645,741)
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)		(-)	(-)
分配金		6,830,610,899	69,492,049,025
期末剰余金		6,689,355,708	20,746,912,126

< 重要な会計方針 >

期 別 項 目	第 2 期 自 平成 16 年 1 月 14 日 至 平成 17 年 1 月 11 日	第 3 期 自 平成 17 年 1 月 12 日 至 平成 18 年 1 月 10 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年 1 月 11 日から翌年 1 月 10 日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成 16 年 1 月 14 日から平成 17 年 1 月 11 日までとなっております。	当ファンドの計算期間は原則として、毎年 1 月 11 日から翌年 1 月 10 日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成 17 年 1 月 12 日から平成 18 年 1 月 10 日までとなっております。

約款

追加型証券投資信託

GW 7 つの卵

証券投資信託

日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド
日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド
日本債券グローバル・ラップマザーファンド
北米株式グローバル・ラップマザーファンド
欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド
アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド
海外債券グローバル・ラップマザーファンド

<追加型証券投資信託 GW7つの卵>

運用の基本方針

約款第20条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

運用方法

(1)投資対象

以下に掲げる各証券投資信託の受益証券を主要投資対象とします。

- 証券投資信託 日本大型株式グローバル・ラップ マザーファンド
- 証券投資信託 日本小型株式グローバル・ラップ マザーファンド
- 証券投資信託 日本債券グローバル・ラップ マザーファンド
- 証券投資信託 北米株式グローバル・ラップ マザーファンド
- 証券投資信託 欧州先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド
- 証券投資信託 アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド
- 証券投資信託 海外債券グローバル・ラップ マザーファンド

(2)投資態度

主として、上に掲げる各マザーファンドの受益証券に分散投資を行ない、信託財産の中長期的な成長をめざします。

各マザーファンドの受益証券への投資比率は、下記の資産配分を基本とし、中期的な市況見通しに応じて機動的に変更します。なお、市況動向等によっては内外の有価証券等への直接投資を行なうことがあります。

証券投資信託 日本大型株式グローバル・ラップ マザーファンド	23%
証券投資信託 日本小型株式グローバル・ラップ マザーファンド	10%
証券投資信託 日本債券グローバル・ラップ マザーファンド	17%
証券投資信託 北米株式グローバル・ラップ マザーファンド	15%
証券投資信託 欧州先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド	13%
証券投資信託 アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド	4%
証券投資信託 海外債券グローバル・ラップ マザーファンド	18%

上記の基本資産配分は、長期的な市況見通しに応じて変更される場合があります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

- (1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
- (2) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- (3) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- (4) 外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第30条の範囲で行ないます。

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託 GW7つの卵 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金2,990万円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第51条、第52条第1項、第53条第1項および第55条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については2,990万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(追加日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する受益証券を発行します。この場合の受益証券は、原則として収益分配金交付票付の無記名式とします。

委託者が発行する受益証券は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、5,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の16種類とします。

前項に定めるもののほか、委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行することができます。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(受益証券の申込単位および価額)

第11条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および委託者の指定する

登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

前項の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料は、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

第2項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の1口当りの受益証券の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行う委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

第2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第41条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金ををもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行う委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）

第12条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第41条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

（記名式の受益証券譲渡の対抗要件）

第13条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第14条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第15条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(毀損した場合等の再交付)

第16条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第17条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
3. 有価証券オプション取引に係る権利
4. 外国市場証券先物取引に係る権利
5. 金銭債権
6. 約束手形
7. 金融先物取引に係る権利
8. 金融デリバティブ取引に係る権利
9. 金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限り、)の受益権

この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第19条 委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託(その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに有価証券(それぞれ証券取引法第2条において定めのあるものをいいます。)に投資することを指図します。

1. 証券投資信託 日本大型株式グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
2. 証券投資信託 日本小型株式グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
3. 証券投資信託 日本債券グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
4. 証券投資信託 北米株式グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
5. 証券投資信託 欧州先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
6. 証券投資信託 アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
7. 証券投資信託 海外債券グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
8. 株券または新株引受権証券
9. 国債証券
10. 地方債証券
11. 特別の法律により法人の発行する債券
12. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
13. 特定社債券
14. コマーシャル・ペーパー
15. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
16. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、第8号から第15号までの証券または証書の性質を有するもの
17. 投資信託または外国投資信託の受益証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)
18. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券
19. 外国貸付債権信託受益証券
20. オプションを表示する証券または証書

21. 預託証書

22. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

23. 貸付債権信託受益権

24. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第8号の証券または証書ならびに第16号および第21号の証券または証書のうち第8号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第9号から第13号までの証券ならびに第16号および第21号の証券または証書のうち第9号から第13号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第17号および第18号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（運用の基本方針）

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

（投資する株式等の範囲）

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所が開設する市場に上場（証券取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の運用指図）

第23条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」

といえます。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

できます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（保管業務の委任）

第31条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第32条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第33条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（一括登録）

第34条 （削除）

（信託財産の表示および記載の省略）

第35条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第36条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第37条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第38条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券または金融商品等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第39条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第40条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第41条 この信託の計算期間は、毎年1月11日から翌年1月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成15年2月28日から開始するものとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第42条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第43条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の180の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

委託者は、主要投資対象とする各マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産に属する各マザーファンドの受益証券の時価総額に、各マザーファンドごとに以下に定める率を乗じて得た金額とします。

日本大型株式グローバル・ラップ マザーファンド	年10,000分の55
日本小型株式グローバル・ラップ マザーファンド	
マザーファンドの純資産総額が300億円以下の部分	年10,000分の75
300億円超400億円以下の部分	年10,000分の65
400億円超の部分	年10,000分の55
日本債券グローバル・ラップ マザーファンド	年10,000分の20
北米株式グローバル・ラップ マザーファンド	年10,000分の50
アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド	
マザーファンドの純資産総額が150億円以下の部分	年10,000分の60
150億円超200億円以下の部分	年10,000分の50
200億円超の部分	年10,000分の40
海外債券グローバル・ラップ マザーファンド	年10,000分の40

(収益分配)

第45条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第46条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第47条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第47条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第47条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に支払います。この場合、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとします。ただし、第50条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

（受益証券の保護預り等）

第48条 委託者の指定する登録金融機関は、原則として、当該登録金融機関の自らの募集にかかる受益証券を別に定める契約または保護預り契約に基づき混蔵保管するものとします。

委託者の指定する証券会社は、原則として、第9条の規定により発行された受益証券（前項に掲げる受益証券を除きます。）を別に定める契約または保護預り契約に基づき混蔵保管するものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第49条 受益者が、収益分配金については第47条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第47条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第50条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または委託者の指

定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として、第4項の規定に準じて算定した価額とします。

(信託契約の解約)

第51条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、第3計算期間の終了日の翌営業日以降において、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合は、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約を行いません。

委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前3項の規定は、第2項の規定に基づいてこの契約を解約する場合には適用しないものとします。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合も同様の取り扱いとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがうものとします。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第53条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第54条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第57条 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第51条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第1条 この約款において「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第47条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。

受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。

前項の信託約款変更を行なった場合、委託者は、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。

委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

平成15年2月28日

東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都品川区東品川二丁目3番14号
受託者 日興シティ信託銀行株式会社

そ の 他

信託約款（平成19年1月4日実施予定）の変更内容について

委託会社は、「GW7つの卵」の受益証券を振替受益権とするため、平成19年1月4日実施予定で重大な約款変更を行なう予定です。当該変更が実施される場合の信託約款の変更部分について、その内容を下表に記載しております。

なお、重大な約款変更の内容についてあらかじめお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更(読み替え)は割愛している場合があります。

下線部 _____ は変更部分を示します。

重大な約款変更後の約款の内容	平成18年4月11日現在の約款の内容
<p>(受益権の取得申込の勧誘の種類) 第4条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。</p> <p>(当初の受益者) 第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>(受益権の分割および再分割) 第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については2,990万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、<u>受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u></p> <p>(受益権の帰属と受益証券の不発行) 第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</p>	<p>(受益証券の取得申込の勧誘の種類) 第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。</p> <p>(当初の受益者) 第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>(受益権の分割および再分割) 第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については2,990万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、<u>受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u></p> <p>(受益証券の発行および種類) 第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する受益証券を発行します。この場合の受益証券は、<u>原則として収益分配金交付票付の無記名式とします。</u></p>

そ の 他

<p>委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。</p>	<p>委託者が発行する受益証券は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、5,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の16種類とします。</p>
<p>なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。</p>	
<p>委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。</p>	<p>前項に定めるもののほか、委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行することができます。</p>
<p>委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p>	<p>(受益証券の発行についての受託者の認証)</p>
<p>第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。</p>	<p>第10条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。</p>
<p>(削除)</p>	<p>前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。</p>

<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第11条</p> <p>委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができます。ただし、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができます。</p> <p>前項の取得申込者は、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>前項の手数料は、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。</p> <p>第3項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以</p>	<p>(受益証券の申込単位および価額)</p> <p>第11条</p> <p>委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。</p> <p>(新 設)</p> <p>前項の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>前項の手数料は、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。</p> <p>第2項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買</p>
---	--

<p>降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の1口当りの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行う委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p>	<p>取約定日または一部解約請求日を含みます。)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の1口当りの受益証券の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行う委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p>
<p>なお、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。</p>	<p>なお、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。</p>
<p>第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第41条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p>	<p>第2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第41条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p>
<p>追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行う委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p>	<p>追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行う委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p>
<p>前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。</p>	<p>前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。</p>
<p>(受益権の譲渡に係る記載または記録)</p>	<p>(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)</p>
<p>第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。</p>	<p>第12条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。</p>
<p>前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。た</p>	<p>記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。</p>

<p>だし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。</p> <p>委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。</p> <p>（受益権の譲渡の対抗要件） 第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p> <p>（無記名式の受益証券の再交付） 第14条 （削 除）</p> <p>（記名式の受益証券の再交付） 第15条 （削 除）</p> <p>（毀損した場合等の再交付） 第16条 （削 除）</p> <p>（受益証券の再交付の費用） 第17条 （削 除）</p> <p>（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責） 第46条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をい</p>	<p>前項の規定による名義書換の手続は、第41条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。</p> <p>（記名式の受益証券譲渡の対抗要件） 第13条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p> <p>（無記名式の受益証券の再交付） 第14条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。</p> <p>（記名式の受益証券の再交付） 第15条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。</p> <p>（毀損した場合等の再交付） 第16条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。</p> <p>（受益証券の再交付の費用） 第17条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。</p> <p>（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責） 第46条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をい</p>
--	--

<p>います。以下同じ。)については第47条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第47条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第47条</p> <p>収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第49条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。</p> <p>前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、<u>受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。</u>この場合、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとし、<u>当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。</u>ただし、第50条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。</p> <p>償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、<u>信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)</u>に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社</p>	<p>います。以下同じ。)については第47条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第47条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。</p> <p>受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第47条</p> <p>収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から<u>収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。</u></p> <p>前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、<u>委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に支払います。</u>この場合、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとし、<u>ただし、第50条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。</u></p> <p>償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から<u>受益証券と引換えに受益者に支払います。</u></p>
--	--

<p><u>振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。</u></p> <p>一部解約金は、<u>第50条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。</u></p> <p>前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、<u>委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうもの</u>とします。</p> <p>収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、<u>原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるもの</u>とします。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(受益証券の保護預り等) 第48条 (削除)</p> <p>(一部解約) 第50条 受益者は、<u>自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</u></p> <p><u>平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。</u></p>	<p>一部解約金は、<u>受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。</u></p> <p>前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、<u>委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうもの</u>とします。</p> <p>収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、<u>原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるもの</u>とします。</p> <p><u>記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するもの</u>とします。</p> <p><u>委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないもの</u>とします。</p> <p>(受益証券の保護預り等) 第48条 <u>委託者の指定する登録金融機関は、原則として、当該登録金融機関の自らの募集にかかる受益証券を別に定める契約または保護預り契約に基づき混蔵保管するもの</u>とします。</p> <p><u>委託者の指定する証券会社は、原則として、第9条の規定により発行された受益証券(前項に掲げる受益証券を除きます。)を別に定める契約または保護預り契約に基づき混蔵保管するもの</u>とします。</p> <p>(一部解約) 第50条 受益者は、<u>自己の有する受益証券につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</u></p> <p><u>受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうもの</u>とします。</p>
---	--

<p>委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、<u>第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</u></p>	<p>委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。</p>
<p>前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。</p>	<p>前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。</p>
<p>委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。</p>	<p>委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。</p>
<p>前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として、第4項の規定に準じて算定した価額とします。</p>	<p>前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として、第4項の規定に準じて算定した価額とします。</p>
<p>(質権口記載または記録の受益権の取り扱い) 第50条の2</p>	<p>(新設)</p>
<p>振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。</p>	
<p>(反対者の買取請求権) 第57条</p>	<p>(反対者の買取請求権) 第57条</p>
<p>第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第51条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p>	<p>第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第51条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p>
<p>附則第1条</p>	<p>附則第1条</p>
<p>この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。</p>	<p>この約款において「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。</p>

<p>附則第2条 第47条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の<u>受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の<u>受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</u></u></p> <p>附則第3条 <u>平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条および第12条から第17条までの規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。</u></p>	<p>附則第2条 第47条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の<u>受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の<u>受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</u></u></p> <p>附則第3条 <u>この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。</u> <u>また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u> <u>平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。</u> <u>委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。</u> <u>受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または</u></p>
---	--

委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。

前項の信託約款変更を行なった場合、委託者は、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。

委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

< 証券投資信託 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド >

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基 本 方 針

この投資信託は、中長期的な観点から、わが国の大型株式の動き（日興バーラ・スタイル・インデックス（日本大型株式））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

運 用 方 法

(1)投資対象

わが国証券取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

わが国証券取引所上場株式の中から、時価総額の大きな銘柄を中心に厳選投資を行ないます。

ポートフォリオ構築にあたっては、企業のファンダメンタル分析、バリュエーション分析等により、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選し、流動性、銘柄分散も考慮して、リスクの低減につとめます。

株式の組入率は原則として高位を維持します。

株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運 用 制 限

(1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

(2)外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(3)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第26条の範囲で行ないます。

証券投資信託 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に取得させることを目的とする証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする日興アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第23条に規定する借入有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。なお、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第26条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(有価証券による追加信託)

第8条 委託者は、自らが委託者である他の証券投資信託(運用に関する事項についてこの信託と同一性を有するものに限り)の信託財産に属する有価証券(投資信託および投資法人に関する法律施行規則第25条第1項第1号イから八までに掲げる有価証券に限るものとし、この信託約款においてその投資が認められていない有価証券を除きます。)をもって、この信託に追加信託を行なうことができます。

前項の規定に基づいて追加信託を行なう場合は、当該有価証券について追加信託を行なう日の前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額を追加信託金とみなして、前条第1項の規定を準用するものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ない

ます。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
3. 有価証券オプション取引に係る権利
4. 外国市場証券先物取引に係る権利
5. 金銭債権
6. 約束手形
7. 金融先物取引に係る権利
8. 金融デリバティブ取引に係る権利
9. 金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限ります。)の受益権

この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第13条 委託者(第15条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第14条、第16条から第24条、第26条および第32条から第34条について同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(それぞれ証券取引法第2条において定めがあるものをいいます。以下同じ。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定社債券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
9. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券
11. オプションを表示する証券または証書
12. 預託証書
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 貸付債権信託受益権
15. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第9号および第12号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第9号および第12号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動などへの対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(運用指図権限の委託)

第15条 委託者は、運用の指図(第13条第2項の規定に基づく運用指図を除きます。)に関する権限を次の者に委託します。

J Pモルガン信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を主要投資対象とする各証券投資信託の信託財産から信託報酬が支弁される都度、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該証券投資信託の委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その額は、この信託の信託財産の純資産総額に年10,000分の55の率を乗じて得た金額とします。

第1項の規定に関わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

(投資する株式等の範囲)

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所が開設する市場に上場(証券取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されていることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の運用指図)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をします。

(先物取引等の運用指図)

第18条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(外貨建資産への投資制限)

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の10を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

せん。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(保管業務の委任)

第27条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第28条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第30条 (削 除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第31条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年3月26日から翌年3月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成13年9月14日から平成14年3月25日までとします。

前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第39条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第40条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第41条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第42条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第43条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第44条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、この信託の受益証券を主要投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。

前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行ないません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。

前3項の規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、および信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第4項の一定の期間が一月を下らずにその書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがうものとします。

(委託者の認可等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第50条 委託者は、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

(反対者の買取請求権)

第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第45条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(受益者への書面等交付の例外)

第52条 委託者は、この信託については、利益相反のおそれがある取引を行なった場合における投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項で定める書面の交付を行いません。

委託者は、この信託については、投資信託及び投資法人に関する法律第33条で定める運用報告書の交付を行いません。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

平成13年9月14日

東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都品川区東品川二丁目3番14号
受託者 日興シティ信託銀行株式会社

< 証券投資信託 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド >

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基 本 方 針

この投資信託は、中長期的な観点から、わが国の小型株式の動き（日興バーラ・スタイル・インデックス（日本小型株式））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

運 用 方 法

(1)投資対象

わが国証券取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

わが国証券取引所上場株式の中から、時価総額の小さな銘柄を中心に厳選投資を行ないます。

ポートフォリオ構築にあたっては、企業のファンダメンタル分析、バリュエーション分析等により、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選し、流動性、銘柄分散も考慮して、リスクの低減につとめます。

株式の組入率は原則として高位を維持します。

株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運 用 制 限

(1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

(2)外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(3)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第26条の範囲で行ないます。

証券投資信託 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に取得させることを目的とする証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする日興アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第23条に規定する借入有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。なお、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第26条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(有価証券による追加信託)

第8条 委託者は、自らが委託者である他の証券投資信託(運用に関する事項についてこの信託と同一性を有するものに限り)の信託財産に属する有価証券(投資信託および投資法人に関する法律施行規則第25条第1項第1号イから八までに掲げる有価証券に限るものとし、この信託約款においてその投資が認められていない有価証券を除きます。)をもって、この信託に追加信託を行なうことができます。

前項の規定に基づいて追加信託を行なう場合は、当該有価証券について追加信託を行なう日の前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額を追加信託金とみなして、前条第1項の規定を準用するものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ない

ます。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
3. 有価証券オプション取引に係る権利
4. 外国市場証券先物取引に係る権利
5. 金銭債権
6. 約束手形
7. 金融先物取引に係る権利
8. 金融デリバティブ取引に係る権利
9. 金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限ります。)の受益権

この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第13条 委託者(第15条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第14条、第16条から第24条、第26条および第32条から第34条について同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(それぞれ証券取引法第2条において定めがあるものをいいます。以下同じ。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定社債券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
9. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券
11. オプションを表示する証券または証書
12. 預託証書
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 貸付債権信託受益権
15. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第9号および第12号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第9号および第12号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動などへの対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(運用指図権限の委託)

第15条 委託者は、運用の指図(第13条第2項の規定に基づく運用指図を除きます。)に関する権限を次の者に委託します。

スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社

東京都品川区大崎1丁目11番2号 ゲートシティ大崎 イーストタワー16階

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を主要投資対象とする各証券投資信託の信託財産から信託報酬が支弁される都度、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該証券投資信託の委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その額は、この信託の信託財産の純資産総額に下記の率を乗じて得た金額とします。

この信託の信託財産の純資産総額が300億円以下の部分	年10,000分の75
300億円超400億円以下の部分	年10,000分の65
400億円超の部分	年10,000分の55

第1項の規定に関わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

(投資する株式等の範囲)

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所が開設する市場に上場(証券取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されていることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の運用指図)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第18条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価する

ものとしします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとしします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとしします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとしします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとしします。

2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとしします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとしします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとしします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとしします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとしします。

(公社債の借入れ)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとしします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとしします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(外貨建資産への投資制限)

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の10を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(保管業務の委任)

第27条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第28条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第30条 (削 除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第31条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年3月26日から翌年3月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成13年9月14日から平成14年3月25日までとします。

前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第39条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第40条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第41条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第42条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第43条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第44条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、この信託の受益証券を主要投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。

前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約を行ないません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。

前3項の規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、および信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第4項の一定の期間が一月を下らずにその書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがうものとします。

(委託者の認可等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第50条 委託者は、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

(反対者の買取請求権)

第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第45条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(受益者への書面等交付の例外)

第52条 委託者は、この信託については、利益相反のおそれがある取引を行なった場合における投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項で定める書面の交付を行いません。

委託者は、この信託については、投資信託及び投資法人に関する法律第33条で定める運用報告書の交付を行いません。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

平成13年9月14日

委託者 東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
日興アセットマネジメント株式会社

受託者 東京都品川区東品川二丁目3番14号
日興シティ信託銀行株式会社

<証券投資信託 日本債券グローバル・ラップマザーファンド>

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基 本 方 針

この投資信託は、中長期的な観点から、わが国の公社債市場全体の動き（日興債券パフォーマンス・インデックス（総合））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

運 用 方 法

(1)投資対象

わが国の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。

(2)投資態度

わが国の公社債を中心に投資を行ない、安定したインカム（利子等収益）の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。

国債、政府保証債、金融債等で核となるポートフォリオを構築し、社債への投資にあたっては、企業の信用度調査を充分に行ない、流動性、銘柄分散も考慮したうえで、ポートフォリオ全体のリスクの低減につとめます。

公社債の組入率は原則として高位を維持します。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。

運 用 制 限

(1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(2)外貨建資産への投資は行ないません。

証券投資信託 日本債券グローバル・ラップマザーファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に取得させることを目的とする証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする日興アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第23条に規定する借入有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(有価証券による追加信託)

第8条 委託者は、自らが委託者である他の証券投資信託(運用に関する事項についてこの信託と同一性を有するものに限り、)の信託財産に属する有価証券(投資信託および投資法人に関する法律施行規則第25条第1項第1号イから八までに掲げる有価証券に限るものとし、この信託約款においてその投資が認められていない有価証券を除きます。)をもって、この信託に追加信託を行なうことができます。

前項の規定に基づいて追加信託を行なう場合は、当該有価証券について追加信託を行なう日の前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額を追加信託金とみなして、前条第1項の規定を準用するものとします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
 2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
 3. 有価証券オプション取引に係る権利
 4. 外国市場証券先物取引に係る権利
 5. 金銭債権
 6. 約束手形
 7. 金融先物取引に係る権利
 8. 金融デリバティブ取引に係る権利
 9. 金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限り、）の受益権
- この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。
1. 為替手形

（運用の指図範囲および株式への投資制限）

第13条 委託者（第15条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第14条、第16条から第23条および第29条から第31条について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（それぞれ証券取引法第2条において定めがあるものをいいます。以下同じ。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定社債券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9. 外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券で、第2号から第8号までの証券の性質を有するもの
10. オプションを表示する証券または証書
11. 預託証書
12. 貸付債権信託受益権

なお、第1号の証券または証書および第11号の証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第9号および第11号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動などへの対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

（運用指図権限の委託）

第15条 委託者は、運用の指図（第13条第2項の規定に基づく運用指図を除きます。）に関する権限を次の者に委託します。

三井アセット信託銀行株式会社
東京都港区芝三丁目23番1号

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を主要投資対象とする各証券投資信託

の信託財産から信託報酬が支弁される都度、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該証券投資信託の委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その額は、この信託の信託財産の純資産総額に年10,000分の20の率を乗じて得た金額とします。

第1項の規定に関わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

(投資する株式等の範囲)

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所が開設する市場に上場(証券取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されていることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

(信用取引の運用指図)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第18条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引の運用指図)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第27条 (削除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第28条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
(受託者による資金の立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年3月26日から翌年3月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成13年9月14日から平成14年3月25日までとします。

前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第40条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第41条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第42条 委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、この信託の受益証券を主要投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。

前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行ないません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。

前3項の規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、および信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがうものとします。

(委託者の認可等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行ないません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

(反対者の買取請求権)

第48条 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第42条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(受益者への書面等交付の例外)

第49条 委託者は、この信託については、利益相反のおそれがある取引を行なった場合における投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項で定める書面の交付を行ないません。

委託者は、この信託については、投資信託及び投資法人に関する法律第33条で定める運用報告書の交付を行ないません。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

平成13年9月14日

東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都品川区東品川二丁目3番14号
受託者 日興シティ信託銀行株式会社

<証券投資信託 北米株式グローバル・ラップマザーファンド>

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基 本 方 針

この投資信託は、中長期的な観点から、米国およびカナダの株式市場全体の動き（MSCI北米インデックス（円ベース））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

運 用 方 法

(1)投資対象

米国およびカナダの証券取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

米国およびカナダの証券取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を中心に厳選投資を行ないます。

投資対象銘柄については、企業訪問等により調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。

株式の組入率は原則として高位を維持します。

外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコスト等を勘案して決定します。また、ヘッジコスト等を勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。

運 用 制 限

(1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

(2)投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(3)外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(4)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第25条の範囲で行ないません。

証券投資信託 北米株式グローバル・ラップマザーファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に取得させることを目的とする証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする日興アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第23条に規定する借入有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。なお、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(有価証券による追加信託)

第8条 委託者は、自らが委託者である他の証券投資信託(運用に関する事項についてこの信託と同一性を有するものに限り)の信託財産に属する有価証券(投資信託および投資法人に関する法律施行規則第25条第1項第1号イから八までに掲げる有価証券に限るものとし、この信託約款においてその投資が認められていない有価証券を除きます。)をもって、この信託に追加信託を行なうことができます。

前項の規定に基づいて追加信託を行なう場合は、当該有価証券について追加信託を行なう日の前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額を追加信託金とみなして、前条第1項の規定を準用するものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ない

ます。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
3. 有価証券オプション取引に係る権利
4. 外国市場証券先物取引に係る権利
5. 金銭債権
6. 約束手形
7. 金融先物取引に係る権利
8. 金融デリバティブ取引に係る権利
9. 金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限ります。)の受益権

この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第13条 委託者(第15条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第14条、第16条から第23条、第25条および第31条から第33条について同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(それぞれ証券取引法第2条において定めがあるものをいいます。以下同じ。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定社債券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
9. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資信託または外国投資信託の受益証券
11. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券
12. 外国貸付債権信託受益証券
13. オプションを表示する証券または証書
14. 預託証書
15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
16. 貸付債権信託受益権
17. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第9号および第14号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第9号および第14号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動などへの対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超え

ることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(運用指図権限の委託)

第15条 委託者は、運用の指図(第13条第2項の規定に基づく運用指図を除きます。)に関する権限を次の者に委託します。

キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー

アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市サウスホープ通り333

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を主要投資対象とする各証券投資信託の信託財産から信託報酬が支弁される都度、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該証券投資信託の委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その額は、この信託の信託財産の純資産総額に年10,000分の50の率を乗じて得た金額とします。

第1項の規定に関わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

(投資する株式等の範囲)

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所が開設する市場に上場(証券取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されていることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の運用指図)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をすることができるものとします。

(先物取引等の運用指図)

第18条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

せん。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(保管業務の委任)

第26条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第27条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第29条 (削 除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第30条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、毎年3月26日から翌年3月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成13年9月14日から平成14年3月25日までとします。

前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第38条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第39条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第40条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第43条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第44条 委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、この信託の受益証券を主要投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。

前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行ないません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。

前3項の規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、および信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがうものとします。

(委託者の認可等に伴う取扱い)

第46条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第47条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第49条 委託者は、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

(反対者の買取請求権)

第50条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第44条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(受益者への書面等交付の例外)

第51条 委託者は、この信託については、利益相反のおそれがある取引を行なった場合における投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項で定める書面の交付を行いません。

委託者は、この信託については、投資信託及び投資法人に関する法律第33条で定める運用報告書の交付を行いません。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

平成13年9月14日

東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都品川区東品川二丁目3番14号
受託者 日興シティ信託銀行株式会社

<証券投資信託 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド>

運用の基本方針

約款第14条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、中長期的な観点から、欧州先進国の株式市場全体の動き（MSCI欧州インデックス（円ベース））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

運用方法

(1)投資対象

欧州主要先進国の証券取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

欧州主要先進国（MSCI欧州インデックス採用国）の証券取引所上場株式および店頭登録株式を中心に厳選投資を行ないます。

投資対象銘柄については、企業訪問等により調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。

また、投資対象国間の資産配分を図ることによりリスクの低減につとめます。

株式の組入率は原則として高位を維持します。

外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコスト等を勘案して決定します。また、ヘッジコスト等を勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。

運用制限

(1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

(2)投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(3)外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(4)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第24条の範囲で行ないます。

証券投資信託 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に取得させることを目的とする証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする日興アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第22条に規定する借入有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)、追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。なお、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(有価証券による追加信託)

第8条 委託者は、自らが委託者である他の証券投資信託(運用に関する事項についてこの信託と同一性を有するものに限り、)の信託財産に属する有価証券(投資信託および投資法人に関する法律施行規則第25条第1項第1号イから八までに掲げる有価証券に限るものとし、この信託約款においてその投資が認められていない有価証券を除きます。))をもって、この信託に追加信託を行なうことができます。

前項の規定に基づいて追加信託を行なう場合は、当該有価証券について追加信託を行なう日の前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額を追加信託金とみなして、前条第1項の規定を準用するものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ない

ます。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
3. 有価証券オプション取引に係る権利
4. 外国市場証券先物取引に係る権利
5. 金銭債権
6. 約束手形
7. 金融先物取引に係る権利
8. 金融デリバティブ取引に係る権利
9. 金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限ります。)の受益権

この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第13条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(それぞれ証券取引法第2条において定めがあるものをいいます。以下同じ。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定社債券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
9. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資信託または外国投資信託の受益証券
11. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券
12. 外国貸付債権信託受益証券
13. オプションを表示する証券または証書
14. 預託証書
15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
16. 貸付債権信託受益権
17. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第9号および第14号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第9号および第14号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動などへの対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所が開設する市場に上場(証券取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されていることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をすることができます。

(先物取引等の運用指図)

第17条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価

合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(保管業務の委任)

第25条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第26条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第28条 (削除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第29条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表

示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年3月26日から翌年3月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成13年9月14日から平成14年3月25日までとします。

前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第38条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第39条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第40条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第41条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第42条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第43条 委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させるこ

とができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、この信託の受益証券を主要投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。

前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行ないません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。

前3項の規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、および信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがうものとします。

(委託者の認可等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行ないません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

(反対者の買取請求権)

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第43条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(受益者への書面等交付の例外)

第50条 委託者は、この信託については、利益相反のおそれがある取引を行なった場合における投資信託及

び投資法人に関する法律第28条第1項で定める書面の交付を行いません。

委託者は、この信託については、投資信託及び投資法人に関する法律第33条で定める運用報告書の交付を行いません。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

平成13年9月14日

東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都品川区東品川二丁目3番14号
受託者 日興シティ信託銀行株式会社

< 証券投資信託 アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド >

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基 本 方 針

この投資信託は、中長期的な観点から、アジアおよび環太平洋の主要先進国の株式市場全体の動き（MSCI太平洋フリー・インデックス（日本を除く / 円ベース））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行いません。

運 用 方 法

(1)投資対象

アジア・環太平洋主要先進国の株式（DR（預託証券）およびカンントリーファンドなどを含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

日本を除くアジアおよび環太平洋地域の主要先進国（MSCI太平洋フリー・インデックス（日本を除く）採用国・地域）の株式を中心に厳選投資を行いません。

投資対象銘柄については、企業訪問等により調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。

また、投資対象国間の資産配分を図ることによりリスクの低減につとめます。

株式の組入率は原則として高位を維持します。

外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコスト等を勘案して決定します。また、ヘッジコスト等を勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。

運 用 制 限

(1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

(2)投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(3)外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(4)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第24条の範囲で行いません。

証券投資信託 アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に取得させることを目的とする証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする日興アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第22条に規定する借入有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。なお、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(有価証券による追加信託)

第8条 委託者は、自らが委託者である他の証券投資信託(運用に関する事項についてこの信託と同一性を有するものに限り)の信託財産に属する有価証券(投資信託および投資法人に関する法律施行規則第25条第1項第1号イから八までに掲げる有価証券に限るものとし、この信託約款においてその投資が認められていない有価証券を除きます。)をもって、この信託に追加信託を行なうことができます。

前項の規定に基づいて追加信託を行なう場合は、当該有価証券について追加信託を行なう日の前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額を追加信託金とみなして、前条第1項の規定を準用するものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ない

ます。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
3. 有価証券オプション取引に係る権利
4. 外国市場証券先物取引に係る権利
5. 金銭債権
6. 約束手形
7. 金融先物取引に係る権利
8. 金融デリバティブ取引に係る権利
9. 金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限ります。)の受益権

この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第13条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(それぞれ証券取引法第2条において定めがあるものをいいます。以下同じ。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定社債券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
9. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資信託または外国投資信託の受益証券
11. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券
12. 外国貸付債権信託受益証券
13. オプションを表示する証券または証書
14. 預託証書
15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
16. 貸付債権信託受益権
17. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第9号および第14号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第9号および第14号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動などへの対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(運用指図権限の委託)

第14条の2 委託者は、運用の指図(第13条第2項の規定に基づく運用指図を除きます。)に関する権限を次の者に委託します。

シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール) リミテッド

シンガポール国 65 Chulia Street #46-00 OCBC Centre

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を主要投資対象とする各証券投資信託の信託財産から信託報酬が支弁される都度、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該証券投資信託の委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その額は、この信託の信託財産の純資産総額に下記の率を乗じて得た金額とします。

この信託の信託財産の純資産総額が150億円以下の部分	年10,000分の60
150億円超200億円以下の部分	年10,000分の50
200億円超の部分	年10,000分の40

第1項の規定に関わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

(投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所が開設する市場に上場(証券取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されていることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

(信用取引の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第17条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの

限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨

建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(保管業務の委任)

第25条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第26条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第28条 (削除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第29条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年3月26日から翌年3月25日までとするを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成13年9月14日から平成14年3月25日までとします。

前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第38条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第39条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第40条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第41条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第42条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第43条 委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、この信託の受益証券を主要投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。

前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行ないません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。

前3項の規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、および信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第4項の一定の期間が一月を下らずにその書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがうものとします。

(委託者の認可等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第48

条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

(反対者の買取請求権)

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第43条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(受益者への書面等交付の例外)

第50条 委託者は、この信託については、利益相反のおそれがある取引を行なった場合における投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項で定める書面の交付を行いません。

委託者は、この信託については、投資信託及び投資法人に関する法律第33条で定める運用報告書の交付を行いません。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

平成13年9月14日

東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都品川区東品川二丁目3番14号
受託者 日興シティ信託銀行株式会社

<証券投資信託 海外債券グローバル・ラップマザーファンド>

運用の基本方針

約款第14条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、中長期的な観点から、シティグループ日本を除く世界国債インデックス（円ベース）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

運用方法

(1)投資対象

海外の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

世界各国の信用度の高い公社債を中心に投資を行ない、安定したインカム（利子等収益）の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。

ポートフォリオの構築にあたっては、信用度の調査、各国の金利動向の見通しに基づき、安定したリターンの提供とリスクコントロールにつとめます。

外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコスト等を勘案して決定します。また、ヘッジコスト等を勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。

運用制限

(1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(2)外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(3)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第25条の範囲で行ないます。

証券投資信託 海外債券グローバル・ラップマザーファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に取得させることを目的とする証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする日興アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第23条に規定する借入有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。なお、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(有価証券による追加信託)

第8条 委託者は、自らが委託者である他の証券投資信託(運用に関する事項についてこの信託と同一性を有するものに限り)の信託財産に属する有価証券(投資信託および投資法人に関する法律施行規則第25条第1項第1号イから八までに掲げる有価証券に限るものとし、この信託約款においてその投資が認められていない有価証券を除きます。)をもって、この信託に追加信託を行なうことができます。

前項の規定に基づいて追加信託を行なう場合は、当該有価証券について追加信託を行なう日の前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額を追加信託金とみなして、前条第1項の規定を準用するものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ない

ます。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
3. 有価証券オプション取引に係る権利
4. 外国市場証券先物取引に係る権利
5. 金銭債権
6. 約束手形
7. 金融先物取引に係る権利
8. 金融デリバティブ取引に係る権利
9. 金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限ります。)の受益権

この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲および株式への投資制限)

第13条 委託者(第15条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第14条、第16条から第23条、第25条および第31条から第33条について同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(それぞれ証券取引法第2条において定めがあるものをいいます。以下同じ。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定社債券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
9. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券
11. オプションを表示する証券または証書
12. 預託証書
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 貸付債権信託受益権
15. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第9号および第12号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第9号および第12号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動などへの対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(運用指図権限の委託)

第15条 委託者は、運用の指図(第13条第2項の規定に基づく運用指図を除きます。)に関する権限を次の者に委託します。

パシフィック インベストメント マネジメント カンパニー L L C

米国カリフォルニア州ニューポート・ビーチ ニューポート・センター・ドライブ840

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を主要投資対象とする各証券投資信託の信託財産から信託報酬が支弁される都度、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該証券投資信託の委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その額は、この信託の信託財産の純資産総額に年10,000分の40の率を乗じて得た金額とします。

第1項の規定に関わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

(投資する株式等の範囲)

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所が開設する市場に上場(証券取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されていることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の運用指図)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第18条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為

替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(保管業務の委任)

第26条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(株式の保管)

第27条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第29条 (削除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第30条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、毎年3月26日から翌年3月25日までとするを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成13年9月14日から平成14年3月25日までとします。

前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第38条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第39条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第40条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあ

っては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第43条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第44条 委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、この信託の受益証券を主要投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。

前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行ないません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。

前3項の規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、および信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第4項の一定の期間が一月を下らずにその書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがうものとします。

(委託者の認可等に伴う取扱い)

第46条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第47条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第49条 委託者は、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行ないません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

(反対者の買取請求権)

第50条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第44条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(受益者への書面等交付の例外)

第51条 委託者は、この信託については、利益相反のおそれがある取引を行なった場合における投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項で定める書面の交付を行ないません。

委託者は、この信託については、投資信託及び投資法人に関する法律第33条で定める運用報告書の交付を行ないません。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

平成13年9月14日

東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都品川区東品川二丁目3番14号
受託者 日興シティ信託銀行株式会社

用語集

投資信託の基本的な用語を簡潔にまとめたもので、特定のファンドの解説を目的としたものではありません。

あ

委託会社 運用会社のことをいいます。

運用報告書 期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを、受益者に説明する報告書のことをいいます。委託会社が作成し、販売会社からお届けします。

か

解約価額 ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額のことをいいます。

解約請求 ファンドの換金方法の一つです。受益者が販売会社を通じて運用会社に信託財産の一部の解約を請求する方法です。解約価額で行なわれます。

格付 格付の対象となる債券に対して、約束通りに途中の利息および満期(償還)時の元金が支払われる確実性(信用度)を、利害関係のない第三者(格付機関)が判断(評価)し、投資家に提供する情報のことです。

基準価額 純資産総額を受益権総口数で割った金額をいいます。一口当たり、いくらかの価値があるかをあらわしています。

繰上償還 信託期間が設定されている、あるいは無期限の投資信託でも、受益権の口数が信託約款に定められた一定の口数を下回るなど運用を続けることが困難である場合、ファンドの運用を終了することが受益者のため有利であると委託会社が認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときに、信託期間を繰り上げて運用を終了させることをいいます。

個別元本 投資信託の課税上の元本に相当する金額。各受益者毎の購入時の取得価額が個別元本となります。同一銘柄を複数回購入した場合は、加重平均された価額となります。

個別元本方式 税金の計算を各受益者毎の取得元本(個別元本)をもとに行なう方式のことをいいます。

さ

自動けいぞく投資 販売会社と受益者との契約により、税引き後の収益分配金を無手数料で自動的に再投資することをいいます。なお、販売会社により取扱いできない場合や一部異なる場合があります。

収益分配 ファンドの決算期に、運用の結果あげられた収益などを保有口数に応じて受益者に分配することをいいます。

受益者 ファンドを購入した「投資家」のことをいいます。

信託財産の総額 信託財産の資産を時価で評価した金額をいいます。

純資産総額 信託財産の資産を時価で評価した金額(信託財産の総額)から負債総額を控除したものをいいます。

償還 ファンドの運用終了とともに、受益者に金銭を返還することをいいます。

信託期間 ファンドの運用が終了するまでの期間のことをいいます。

信託財産 多くの投資家(受益者)から集められたお金で、ファンドが運用している資産のことをいいます。

さ

信託財産留保額 投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に留保する金額をいいます。

信託報酬 ファンドの運用や管理の対価として、委託会社、受託会社、販売会社が信託財産の中から受け取る報酬のことをいいます。原則として日々ファンドから差し引かれます。

た

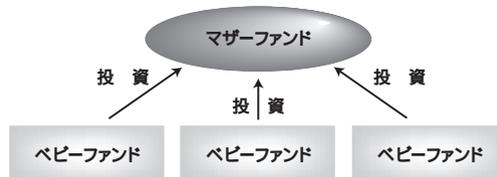
デュレーション 金利がある一定の割合で変動した場合、債券価格がどの程度変化するかを示す指標です。即ちこの値が大きいほど金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

投資信託 多くの投資家から集めた資金を運用会社が運用する金融商品のことをいいます。投資信託は、値動きのある有価証券(外貨建証券には為替リスクもあります。)などに投資するので元金が保証されているものではありません。

投資信託説明書 目論見書の別称です。

は

ファミリーファンド方式 株式や債券などの運用を親ファンド(マザーファンド)で行ない、子ファンド(ベビーファンド)である投資信託が、その親ファンドの受益証券に投資を行なう仕組みをいいます。マザーファンドの損益は、ベビーファンドに帰属します。



ファンドマネージャー ファンドの運用担当者(金融資産を運用する専門家)のことをいいます。

分散投資 投資家から集めた資金を複数の投資対象(有価証券の種類、地域など)に分散して投資することにより、リスクを軽減させることをいいます。

ポートフォリオ 株式や債券など、複数の資産や銘柄の組み合わせ、あるいはそうした資産構成をいいます。

ま

目論見書 ファンドの内容、信託約款の内容、運用方法など、ご購入を検討する際に必要な情報が記載されています。取得のお申込みを行なう場合には、目論見書をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ずお受取りのうえ、内容をご確認願います。目論見書には、投資家に必ず交付しなければならない交付目論見書と投資家の請求により交付しなければならない請求目論見書があります。

や

約款 正式には「信託約款」といいます。法律で定められている記載事項に従い、ファンドの具体的な運営や管理などの詳細について基本的な仕組みを規定したものです。委託会社と受託会社はこの信託約款に基づいて信託契約を締結しています。

ら

リスクとリターン 投資によって得られる収益率をリターンといい、その収益率の不確実性をリスクといいます。一般的にリスクが高いとリターンは高く、リスクが低いとリターンは低くなります。

GW 7つの卵



日興AMmobile

▶ 携帯電話サイトアドレス ◀
<http://www.nikkoam.com/i/>



QRコード



GW7つの卵

追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）／自動けいぞく投資適用

設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は証券取引法第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。

1. この目論見書により行なう「GW7つの卵」の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成17年4月10日に関東財務局長に提出しており、平成18年4月11日にその効力が発生しております。
2. 「GW7つの卵」（マザーファンドを含みます。）は、主に株式、債券など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式や新興企業の株式などの価格変動は、株式市場全体の平均に比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

— 目 次 —

	頁
第1 【ファンドの沿革】	1
第2 【手続等】	1
1 【申込（販売）手続等】	
2 【換金（解約）手続等】	
第3 【管理及び運営】	3
1 【資産管理等の概要】	
(1) 【資産の評価】	
(2) 【保管】	
(3) 【信託期間】	
(4) 【計算期間】	
(5) 【その他】	
2 【受益者の権利等】	
第4 【ファンドの経理状況】	5
1 【財務諸表】	
(1) 【貸借対照表】	
(2) 【損益及び剰余金計算書】	
(3) 【附属明細表】	
2 【ファンドの現況】	
【純資産額計算書】	
第5 【設定及び解約の実績】	41

第1【ファンドの沿革】

平成15年2月28日	ファンドの信託契約締結、運用開始
平成16年12月28日	「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用指図権限の委託先である投資顧問会社をドイチュエ・アセット・マネジメント株式会社からJ. P. モルガン・インベストメント・マネジメント・インクに変更
平成17年12月9日	「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」、「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」、「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」における投資顧問会社の変更など、ならびに「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」における運用指図権限の範囲の変更。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 取得の申込み

- ・取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行なっていただきます。
- ・原則として、午後3時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- ・証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得のお申込みの受付を取り消すことがあります。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加設定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。受託会社は、追加設定により生じた受益権については追加設定のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

(2) 申込単位

申込単位につきましては、販売会社ないしは下記にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com>
コールセンター 電話番号 0120-25-1404
(9:00~17:00 土、日、祝日は除く。
ただし、半休日となる場合は9:00~12:00)

(3) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

- ・お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく（累積）投資契約」を結んでいただきます。なお、販売会社によっては、別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。
- ・受益証券は、すべて保護預りとなります。
- ・収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

＜分配金受取りコース＞

保護預りに関する契約を結んでいただくことにより、販売会社などに受益証券の保管を委託することができます。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

(4) 申込金額

- ・取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- ・お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(5) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(6) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、受益証券の取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の請求

- ・原則として、いつでも換金が可能です。
- ・原則として、午後3時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(2) 換金制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

<解約請求による換金>

(1) 換金単位

<分配金再投資コース> 1口単位

<分配金受取りコース> 1口単位

※販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

(3) 手取額

1口当たりのお手取額は、解約価額から所得税および地方税（当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し10%（内国法人は所得税のみの7%））を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

(4) 支払開始日

お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(5) 受付中止

- ・委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

※販売会社によっては、買取請求による換金が可能となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ファンドは便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

- ・マザーファンド受益証券：基準価額計算日の基準価額で評価します。
- ・国内株式：原則として、基準価額計算日における証券取引所の最終相場で評価します。
- ・外国株式：原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における証券取引所の最終相場で評価します。
- ・公社債（国内・外国）：原則として、基準価額計算日*における以下のいずれかの価額で評価します。

a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

b) 証券会社、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）

c) 価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

*外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の算出頻度と公表

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。
- ・直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは下記にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

(9:00~17:00 土、日、祝日は除く。)

ただし、半休日となる場合は9:00~12:00)

(2)【保管】

＜分配金再投資コース＞

受益証券は、「自動けいぞく（累積）投資契約」などに基づき、販売会社などにおいて保護預りとさせていただきます。

＜分配金受取りコース＞

受益者は、販売会社などと取り交わす受益証券などの保護預り契約により、販売会社などに受益証券の保管を委託できます。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3)【信託期間】

無期限とします（平成15年2月28日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年1月11日から翌年1月10日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とします。

(5)【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ロ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べるすることができます。
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後記「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 第3計算期間の終了日の翌営業日以降、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ハ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ニ) 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ホ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べるすることができます。
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「異議の申立て」の規定を適用します。
- 5) 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして後記「異議の申立て」の規定を適用します。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記2)の書面の交付を原則として行ないません。

③ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

④ 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）から受益者に支払われます。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

⑤ 運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

⑥ 関係法人との契約について

- ・販売会社との受益証券の募集の取扱い等に関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社とのマザーファンドの資産における投資一任契約または投資顧問契約は、マザーファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、所有する受益証券の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、受益証券の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

- (注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。＜分配金再投資コース＞の場合は、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

第4【ファンドの経理状況】

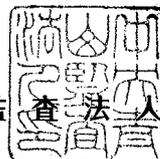
- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第2期計算期間（平成16年1月14日から平成17年1月11日まで）及び第3期計算期間（平成17年1月12日から平成18年1月10日まで）の財務諸表について、中央青山監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成17年2月15日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人



代表社員 公認会計士
関与社員

藤間義雄 

関与社員 公認会計士

鳥飼裕一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGW7つの卵の平成16年1月14日から平成17年1月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GW7つの卵の平成17年1月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成18年2月21日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

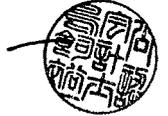
中央青山監査法人



指定社員 公認会計士
業務執行社員

藤間義雄 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

鳥飼裕一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGW7つの卵の平成17年1月12日から平成18年1月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GW7つの卵の平成18年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

G W 7 つの男

(1) 【貸借対照表】

科目	期 別		注記 番号
	第 2 期 平成17年1月11日現在	第 3 期 平成18年1月10日現在	
資産の部			
I 流動資産			
金銭信託	758,084,664	2,029,761,421	
コール・ローン	1,667,921,753	76,748,305,683	
親投資信託受益証券	89,812,231,899	273,751,958,060	
未収入金	7,700,000,000	-	
流動資産合計	99,938,238,316	352,530,025,164	
資産合計	99,938,238,316	352,530,025,164	
負債の部			
I 流動負債			
未払金	-	1,700,000,000	
未払収益分配金	6,830,610,899	69,492,049,025	
未払解約金	139,757,755	371,616,961	
未払委託者報酬	16,706,343	68,761,657	
未払委託者報酬	584,724,219	2,406,660,132	
その他未払費用	984,766	2,260,891	
流動負債合計	7,572,783,982	74,041,348,666	
負債合計	7,572,783,982	74,041,348,666	
純資産の部			
I 元本			
元本	85,676,098,626	257,741,764,372	
II 剰余金			
期末剰余金	6,689,355,708	20,746,912,126	
(うち分配準備積立金)	(-)	(-)	
剰余金合計	6,689,355,708	20,746,912,126	
純資産合計	92,365,454,334	278,488,676,498	
負債・純資産合計	99,938,238,316	352,530,025,164	

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

科目	期 別		注記 番号
	第 2 期 自平成16年1月14日 至平成17年1月11日	第 3 期 自平成17年1月12日 至平成18年1月10日	
経常損益の部			
営業損益の部			
I 営業収益			
受取利息	8,616	62,382	
有価証券売買等損益	4,193,386,897	56,449,426,161	
営業収益合計	4,193,395,513	56,449,488,543	
II 営業費用			
受託者報酬	20,659,345	104,228,426	
委託者報酬	723,081,482	3,647,999,136	
その他費用	1,417,409	3,716,026	
営業費用合計	745,158,236	3,755,943,588	
営業利益	3,448,237,277	52,693,544,955	
経常利益	3,448,237,277	52,693,544,955	
当期純利益	3,448,237,277	52,693,544,955	
III 当期一部解約に伴う当期純利益分配額	40,740,908	2,982,627,043	
IV 期首剰余金	86,044,785	6,689,355,708	
V 剰余金増加額	10,332,848,249	37,171,333,272	
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)	(-)	(-)	
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(10,332,848,249)	(37,171,333,272)	
VI 剰余金減少額	306,422,796	3,332,645,741	
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(306,422,796)	(3,332,645,741)	
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)	(-)	(-)	
VII 分配金	6,830,610,899	69,492,049,025	
VIII 期末剰余金	6,689,355,708	20,746,912,126	

重要な会計方針

項目	第2期 自平成16年1月14日 至平成17年1月11日	第3期 自平成17年1月12日 至平成18年1月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月11日から翌年1月10日までとなり、各計算期間終了日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとなります。当計算期間は平成17年1月14日から平成17年1月11日までとなっております。	同左

注記事項

(貸借対照表関係)

	第2期 平成17年1月11日現在	第3期 平成18年1月10日現在
期首元本額	1,108,842,638 円	85,676,098,628 円
期中追加設定元本額	87,363,652,509 円	203,506,702,073 円
期中解約元本額	2,796,396,521 円	31,441,036,327 円

(損益及び剰余金計算書関係)

	第2期 自平成16年1月14日 至平成17年1月11日	第3期 自平成17年1月12日 至平成18年1月10日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	187,194,993 円	912,848,455 円
2. 分配金の計算過程		
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	575,389,128 円	3,648,493,765 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	2,832,107,241 円	46,062,424,147 円
C 信託約款に定める収益調整金	10,112,470,238 円	40,528,043,239 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	0 円	0 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	13,519,966,607 円	90,238,961,151 円
F 分配対象収益 (一口当たり)	0.1578 円	0.3501 円
G 分配対象収益 (一万口当たり)	1,578 円	3,501 円
H 分配金額 (一口当たり)	6,830,610,899 円	69,492,049,025 円
I 分配金額 (一万口当たり)	0.0800 円	0.2700 円
J 分配金額 (一口当たり)	800 円	2,700 円
K 分配金額 (一万口当たり)	23,476,991 円	98,227,355 円

(有価証券関係)

第2期 (自平成16年1月14日 至 平成17年1月11日)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	89,812,231,899	3,763,542,870
合計	89,812,231,899	3,763,542,870

(単位:円)

第3期 (自平成17年1月12日 至 平成18年1月10日)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	273,751,958,060	47,226,870,443
合計	273,751,958,060	47,226,870,443

(単位:円)

(1口当たり情報)

	第2期 平成17年1月11日現在	第3期 平成18年1月10日現在
1口当たり純資産額	1.0781 円	1口当たり純資産額
(1万口当たり純資産額)	(10,781 円)	(1万口当たり純資産額)

(3) 【附属細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (親投資信託受益証券)

種類	銘柄	評価額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド	71,947,794,607		
	日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド	34,734,335,761		
	日本債券グローバル・ラップマザーファンド	29,766,320,361		
	北米株式グローバル・ラップマザーファンド	40,159,562,812		
	欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	32,664,890,017		
	アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	16,224,182,725		
	海外債券グローバル・ラップマザーファンド	48,254,871,777		
	合計	178,475,169,312	273,751,958,060	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	平成17年11月11日現在		平成18年1月10日現在	
		注記番号	金額	金額	金額
資産の部					
I 流動資産					
コール・ローン			1,107,944,150		1,101,354,862
株式			38,349,641,900		39,019,586,000
未収入金			6,658,702,447		605,707,070
未収配当金			9,924,750		14,178,420
流動資産合計			46,126,213,247		100,740,826,352
資産合計			46,126,213,247		100,740,826,352
負債の部					
I 流動負債					
未払金			4,508,791,418		628,241,125
未払解約金			2,200,000,000		10,010,000
流動負債合計			6,708,791,418		638,251,125
負債合計			6,708,791,418		638,251,125
純資産の部					
I 元本			35,137,210,377		63,463,471,328
II 剰余金			4,280,211,452		36,639,103,899
剰余金合計			4,280,211,452		36,639,103,899
純資産合計			39,417,421,829		100,102,575,227
負債・純資産合計			46,126,213,247		100,740,826,352

重要な会計方針

項目	対象期間	自 平成16年1月14日 至 平成17年1月11日	自 平成17年1月12日 至 平成18年1月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融機関の提示する価値(ただし、売買相場の提供は使用しない)又は価格提供会社の提供する価値のいずれから入手した価値で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価値で評価しております。	自 平成17年1月11日現在 期首 期首元本額 9,831,967,242 円 期首からの追加設定元本額 31,291,650,549 円 期首からの解約元本額 5,986,407,414 円 平成17年1月11日現在の元本の内訳 ※ GW 7つの卵 20,466,329,923 円 グローバル・ラップ・バランス 427,857 円 安定型 グローバル・ラップ・バランス 852,701,540 円 安定成長型 グローバル・ラップ・バランス 1,125,323,755 円 成長型 グローバル・ラップ・バランス 5,135,649,036 円 積極成長型 グローバル・ラップ・バランス 2,356,820,182 円 積極型 グローバル・ラップ・バランス 2,440,227,563 円 超積極型 日本大型株式ファンド 2,628,309,717 円 年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定型) 7,708,043 円 年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定成長型) 17,299,224 円 年金積立 グローバル・ラップ・バランス (成長型) 26,518,325 円 年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極成長型) 47,117,062 円 年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極型) 32,778,150 円 (合計) 35,137,210,377 円	自 平成17年1月12日 至 平成18年1月10日 期首 期首元本額 35,137,210,377 円 期首からの追加設定元本額 39,231,882,185 円 期首からの解約元本額 10,905,621,234 円 平成18年1月10日現在の元本の内訳 ※ GW 7つの卵 45,614,527,742 円 グローバル・ラップ・バランス 388,111 円 安定型 グローバル・ラップ・バランス 759,073,190 円 安定成長型 グローバル・ラップ・バランス 1,278,849,555 円 成長型 グローバル・ラップ・バランス 7,742,519,358 円 積極成長型 グローバル・ラップ・バランス 3,345,993,870 円 積極型 グローバル・ラップ・バランス 3,122,842,105 円 超積極型 日本大型株式ファンド 1,374,287,245 円 年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定型) 8,775,209 円 年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定成長型) 31,165,774 円 年金積立 グローバル・ラップ・バランス (成長型) 39,991,965 円 年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極成長型) 85,802,158 円 年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極型) 59,255,046 円 (合計) 63,463,471,328 円
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準	受取配当金の計上基準	受取配当金の計上基準

注記事項

(貸借対照表関係)

項目	平成17年1月11日現在	平成18年1月10日現在
期首 期首元本額 9,831,967,242 円 期首からの追加設定元本額 31,291,650,549 円 期首からの解約元本額 5,986,407,414 円 平成17年1月11日現在の元本の内訳 ※ GW 7つの卵 20,466,329,923 円 グローバル・ラップ・バランス 427,857 円 安定型 グローバル・ラップ・バランス 852,701,540 円 安定成長型 グローバル・ラップ・バランス 1,125,323,755 円 成長型 グローバル・ラップ・バランス 5,135,649,036 円 積極成長型 グローバル・ラップ・バランス 2,356,820,182 円 積極型 グローバル・ラップ・バランス 2,440,227,563 円 超積極型 日本大型株式ファンド 2,628,309,717 円 年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定型) 7,708,043 円 年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定成長型) 17,299,224 円 年金積立 グローバル・ラップ・バランス (成長型) 26,518,325 円 年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極成長型) 47,117,062 円 年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極型) 32,778,150 円 (合計) 35,137,210,377 円	平成17年1月12日 期首元本額 35,137,210,377 円 期首からの追加設定元本額 39,231,882,185 円 期首からの解約元本額 10,905,621,234 円 平成18年1月10日現在の元本の内訳 ※ GW 7つの卵 45,614,527,742 円 グローバル・ラップ・バランス 388,111 円 安定型 グローバル・ラップ・バランス 759,073,190 円 安定成長型 グローバル・ラップ・バランス 1,278,849,555 円 成長型 グローバル・ラップ・バランス 7,742,519,358 円 積極成長型 グローバル・ラップ・バランス 3,345,993,870 円 積極型 グローバル・ラップ・バランス 3,122,842,105 円 超積極型 日本大型株式ファンド 1,374,287,245 円 年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定型) 8,775,209 円 年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定成長型) 31,165,774 円 年金積立 グローバル・ラップ・バランス (成長型) 39,991,965 円 年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極成長型) 85,802,158 円 年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極型) 59,255,046 円 (合計) 63,463,471,328 円	

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券関係)

対象期間 (自 平成 16 年 1 月 14 日 至 平成 17 年 1 月 11 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
株式	38,349,641,900	1,123,258,815	
合 計	38,349,641,900	1,123,258,815	

対象期間 (自 平成 17 年 1 月 12 日 至 平成 18 年 1 月 10 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
株式	99,019,586,000	22,757,444,339	
合 計	99,019,586,000	22,757,444,339	

(注)

当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(1口当たり情報)

	平成17年1月11日現在	平成18年1月10日現在
1口当たり純資産額	1,1218 円	1,5773 円
(1万口当たり純資産額)	(11,218 円)	(15,773 円)

(2) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株 数	評 価 額		備 考
		単価	金額	
1801 大成建設	1,682,000	535	899,870,000	
1925 大和ハウス工業	291,000	1,823	530,493,000	
2267 ヤクルト本社	334,400	2,520	842,688,000	
2322 NECファイナルディング	129,000	2,270	292,830,000	
2914 J T	561	1,780,000	998,580,000	
4183 三井化学	1,829,000	773	1,413,817,000	
4205 日本ゼオン	861,000	1,660	1,429,260,000	
4208 宇部興産	4,420,000	329	1,454,180,000	
4452 花王	59,000	3,090	182,310,000	
4519 中外製薬	506,500	2,535	1,283,977,500	
4568 第一共	599,200	2,365	1,417,108,000	
4902 コニカミノルタホールディングス	1,429,000	1,280	1,829,120,000	
5201 旭硝子	824,000	1,644	1,354,656,000	
5202 日本板硝子	812,000	555	450,660,000	
5411 J F E ホールディングス	912,600	3,940	3,595,644,000	
5714 同和産業	707,000	1,308	924,756,000	
5938 住生活グループ	374,300	2,365	885,219,500	
6326 クボタ	3,509,000	1,020	3,579,180,000	
6367 ダイキン工業	87,000	3,580	311,460,000	
6370 栗田工業	404,300	2,210	893,503,000	
6503 三菱電機	2,632,000	870	2,289,840,000	
6665 エルピーデータメモリ	235,000	4,060	954,100,000	
6701 NEC	1,654,000	777	1,285,158,000	
6753 シャープ	587,000	1,843	1,026,551,000	
6762 TDK	110,500	8,130	898,365,000	
6902 デンソー	380,600	4,070	1,549,042,000	
6952 カシオ計算機	712,700	2,045	1,457,471,500	
6971 京セラ	142,000	9,270	1,316,340,000	
7201 日産自動車	1,304,200	1,250	1,630,250,000	
7203 トヨタ自動車	786,900	5,980	4,705,662,000	
7261 マツダ	2,109,000	544	1,147,296,000	
7267 ホンダ	322,800	6,530	2,107,884,000	
7752 リコー	680,000	2,085	1,376,100,000	
7762 シチズン時計	1,164,000	1,030	1,198,920,000	
7974 任天堂	25,300	15,250	385,825,000	
8001 伊藤忠商事	3,284,000	1,003	3,293,852,000	
8031 三井物産	177,000	1,559	275,943,000	
8113 ユニ・チャーム	77,500	5,930	459,575,000	
8188 ヨークベニマル	167,400	3,850	644,490,000	
8252 丸井	682,600	2,350	1,627,610,000	
8267 イオン	440,900	3,050	1,344,745,000	
8273 イズミ	292,000	4,210	1,229,320,000	
8306 三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,904	1,540,000	4,472,160,000	
8316 三井住友フィナンシャルグループ	3,179	1,160,000	3,687,640,000	
8326 福岡銀行	327,000	959	313,593,000	
8327 西日本シティ銀行	1,080,000	666	705,960,000	
8328 札幌北洋ホールディングス	1,049	1,140,000	1,195,860,000	
8333 富陽銀行	1,505,000	683	1,027,915,000	
8334 群馬銀行	812,000	839	681,268,000	

(単位:株、円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
8369 京都銀行	377,000	1,377	519,129,000	
8515 アイフル	206,450	10,040	2,072,758,000	
8591 オリックス	73,890	30,250	2,235,172,500	
8601 大和証券グループ本社	2,450,000	1,266	3,101,700,000	
8755 損保ジャパン	502,000	1,520	763,040,000	
8801 三井不動産	977,000	2,220	2,168,940,000	
9020 東日本旅客鉄道	2,206	819,000	1,806,714,000	
9021 西日本旅客鉄道	1,061	489,000	518,829,000	
9022 東海旅客鉄道	1,159	1,130,000	1,309,670,000	
9104 商船三井	1,204,000	1,036	1,247,344,000	
9432 日本電信電話	5,717	551,000	3,150,067,000	
9437 N T T ドコモ	16,531	195,000	3,223,545,000	
9501 東京電力	1,217,600	2,870	3,494,512,000	
9737 C S K ホールディングス	220,400	5,590	1,232,036,000	
9741 日立情報システムズ	182,200	3,190	581,218,000	
9783 パナソニックホールディングス	207,700	4,090	849,493,000	
9792 ニチイ学館	125,600	3,430	430,808,000	
9987 スズケン	382,300	3,810	1,456,563,000	
合計	49,562,207		99,019,586,000	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

科目	対象年月日	注記番号	平成17年1月11日現在		平成18年1月10日現在	
			金額	金額	金額	金額
資産の部						
I 流動資産						
コール・ローン			1,254,686,086		2,205,719,195	
株式			19,242,941,820		47,703,125,300	
未収入金			277,690,720		24,789,944	
未収配当金			12,098,070		40,105,665	
流動資産合計			20,787,416,696		49,973,740,104	
資産合計			20,787,416,696		49,973,740,104	
負債の部						
I 流動負債						
未払金			-		260,851,552	
未払解約金			900,000,000		10,040,000	
流動負債合計			900,000,000		270,891,552	
負債合計			900,000,000		270,891,552	
純資産の部						
I 元本						
元本			11,334,653,202		18,219,019,241	
II 剰余金						
剰余金			8,552,763,494		31,483,829,311	
剰余金合計			8,552,763,494		31,483,829,311	
純資産合計			19,887,416,696		49,702,848,552	
負債・純資産合計			20,787,416,696		49,973,740,104	

重要な会計方針

項目	対象期間	自 平成16年1月14日 至 平成17年1月11日	自 平成17年1月12日 至 平成18年1月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融機関の提示する価値(ただし、売買相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価値のいずれから入手した価値で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価値で評価しております。	自 平成16年1月14日 至 平成17年1月11日 株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融機関の提示する価値(ただし、売買相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価値のいずれから入手した価値で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価値で評価しております。	自 平成17年1月12日 至 平成18年1月10日 株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融機関の提示する価値(ただし、売買相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価値のいずれから入手した価値で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価値で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準	受取配当金の計上基準	受取配当金の計上基準

注記事項

(貸借対照表関係)

	平成17年1月11日現在	平成18年1月10日現在
期首	平成16年1月14日	平成17年1月12日
期首元本額	4,627,335,693 円	11,334,653,202 円
期首からの追加設定元本額	8,531,854,256 円	10,063,678,051 円
期首からの解約元本額	1,824,536,747 円	3,179,312,012 円
	※	※
平成17年1月11日現在の元本の内訳		平成18年1月10日現在の元本の内訳
GW 7つの卵	6,372,551,628 円	12,732,061,054 円
グローバル・ラップ・バランス	252,476 円	203,702 円
安定型		
グローバル・ラップ・バランス	393,693,780 円	328,702,425 円
安型成長型		
グローバル・ラップ・バランス	438,740,901 円	491,180,237 円
成長型		
グローバル・ラップ・バランス	1,558,516,806 円	2,155,670,697 円
積極成長型		
グローバル・ラップ・バランス	633,659,462 円	859,309,505 円
積極型		
グローバル・ラップ・バランス	625,143,020 円	820,713,016 円
超積極型		
日本小型株式ファンド	1,264,715,631 円	759,267,364 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定型)	4,562,341 円	4,782,806 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安型成長型)	8,204,196 円	13,881,783 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (成長型)	10,834,361 円	14,732,411 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極成長型)	14,641,895 円	23,622,632 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極型)	9,136,705 円	14,891,609 円
	(合計) 11,334,653,202 円	(合計) 18,219,019,241 円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券関係)

対象期間 (自 平成 16 年 1 月 14 日 至 平成 17 年 1 月 11 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
株式	19,242,941,820	1,078,058,437	
合 計	19,242,941,820	1,078,058,437	

対象期間 (自 平成 17 年 1 月 12 日 至 平成 18 年 1 月 10 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
株式	47,703,125,300	11,717,298,073	
合 計	47,703,125,300	11,717,298,073	

(注)

当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(1口当たり情報)

	平成17年1月11日現在	平成18年1月10日現在
1口当たり純資産額	1,7546 円	2,7281 円
(1万口当たり純資産額)	(17,546 円)	(27,281 円)

(2) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株 数	評 価 額		備 考
		単価	金額	
1301 梅洋	2,000,000	334	668,000,000	
1911 住友林業	333,000	1,195	397,935,000	
1951 協和エクシオ	318,000	1,593	506,574,000	
2059 ユニ・チャーム	187,200	4,960	928,512,000	
2292 S FOODS	212,500	1,123	238,637,500	
2305 スタジオアリス	357,800	1,949	697,352,200	
2329 東北新社	264,700	4,060	1,074,682,000	
2331 総合警備保障	370,200	1,831	677,836,200	
2344 平安レイサービス	316,000	860	271,760,000	
2378 ルネサンス	180,100	2,175	391,717,500	
2412 ベネフィット・ワン	338	735,000	248,430,000	
2533 オエノンホールディングス	800,000	449	359,200,000	
2670 エーピーシー・マート	148,200	3,350	496,470,000	
2674 ハードオフコーポレーション	512,500	1,166	597,575,000	
2703 日本ライオン	280,700	1,462	410,383,400	
2761 トシ電機	220,400	4,500	991,800,000	
2775 日本レストランシステム	166,000	4,650	771,900,000	
2780 コメ兵	251,100	2,200	552,420,000	
2781 あきんどスシロー	52,700	4,470	235,569,000	
2910 ロック・フィールド	253,100	2,450	620,095,000	
3333 あさひ	49,000	2,990	146,510,000	
3344 ワンダーコーポレーション	265	930,000	246,450,000	
3362 チムニー	143,200	3,250	465,400,000	
3362 1 チムニー(新)	143,200	2,800	400,960,000	
3433 トーカロ	221,600	4,050	897,480,000	
3727 アプリックス	242	1,350,000	326,700,000	
3738 テレバーク	1,279	352,000	450,208,000	
3738 1 テレバーク(新)	2,033	365,000	742,045,000	
4109 ステラ ケミフア	129,600	5,200	673,920,000	
4221 大倉工業	996,000	740	737,040,000	
4301 アミューズ	186,200	3,000	558,600,000	
4563 アンジェス MG	900	883,000	794,700,000	
4613 関西ペイント	1,050,000	1,113	1,168,650,000	
4681 リゾートトラスト	129,500	4,420	572,390,000	
4684 リゾビック	33,400	25,870	864,058,000	
4793 富士通ビー・エス・シー	203,700	1,151	234,488,700	
4799 アグレッックス	337,900	2,035	687,626,500	
5233 太平洋セメント	150,000	499	74,850,000	
5999 イハラサイエンス	112,000	1,917	214,704,000	
6134 富士機械製造	170,000	2,200	374,000,000	
6210 東洋機械金属	198,000	1,240	245,520,000	
6287 サトー	293,400	3,210	941,814,000	
6323 ローソウエ	186,900	1,038	194,002,200	
6387 サムコ	90,000	2,850	256,500,000	
6413 理想科学工業	123,000	2,400	295,200,000	
6430 タイコク電機	129,000	3,560	459,240,000	
6444 サンデン	1,800,000	567	1,020,600,000	
6482 ニューシン精機	246,500	2,035	501,627,500	
6621 高岳製作所	2,000,000	312	624,000,000	

(単位:株、円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
6622 ダイヘン	1,300,000	577	750,100,000	
6651 日東工業	187,700	2,110	396,047,000	
6669 シーシーエス	375	999,000	374,625,000	
6674 ジーエス・ユアサ コーポレーション	1,500,000	389	583,500,000	
6729 オンキヨー	458,000	327	149,766,000	
6788 日本トリム	39,750	6,500	258,375,000	
6809 TOA	700,000	1,170	819,000,000	
6927 フェニックス電機	300,000	1,318	395,400,000	
6939 ユー・エム・シー・ジャパン	5,978	39,050	233,440,900	
6947 図研	304,600	1,316	400,853,600	
7414 小野建	109,900	1,926	211,667,400	
7433 伯東	155,500	2,095	325,772,500	
7483 トウシンヤ	268,900	2,915	783,843,500	
7498 ジャパン	285,300	1,665	472,171,500	
7514 ヒマラヤ	163,500	1,000	163,500,000	
7601 ポプラ	154,100	1,642	253,032,200	
7615 京都きもの女学院	996	429,000	427,284,000	
7631 マクニカ	221,900	3,870	858,753,000	
7637 白銅	84,900	3,390	287,811,000	
7646 PLANT	195,000	1,048	204,360,000	
7714 モリテックス	294,300	1,063	312,840,900	
7730 マニー	55,700	7,250	403,825,000	
7864 フジシールインターナショナル	249,000	3,620	901,380,000	
7943 ニチハ	328,900	2,125	698,912,500	
7956 ビジョン	104,600	1,606	167,987,600	
7987 ナカバヤシ	1,000,000	366	366,000,000	
7994 岡村製作所	634,000	1,154	731,636,000	
8011 三陽商会	543,000	1,185	643,455,000	
8078 阪和興業	846,000	512	433,152,000	
8179 ロイヤルホールディングス	358,000	1,727	618,266,000	
8186 大塚家具	123,900	5,340	661,626,000	
8336 武蔵野銀行	26,100	6,430	167,823,000	
8397 沖縄銀行	171,300	5,680	972,984,000	
8551 北日本銀行	70,000	6,250	437,500,000	
8759 ニッセイ同和損害保険	683,000	821	560,743,000	
8999 グラントアイハウス	170	865,000	147,050,000	
9470 学習研究社	1,766,000	312	550,992,000	
9616 共立メンテナンス	97,100	4,540	440,834,000	
9699 西尾レントオール	423,600	2,825	1,196,670,000	
9719 住商情報システム	347,500	2,485	863,537,500	
9793 ダイセキ	178,600	2,150	383,990,000	
9830 トラスコ中山	214,500	2,980	639,210,000	
9948 アークス	400,700	1,865	747,305,500	
合計	31,703,726		47,703,125,300	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

3. 「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

日本債券グローバル・ラップマザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

科目	対象年月日	平成17年1月11日現在		平成18年1月10日現在	
		金額	注記番号	金額	金額
資産の部					
I 流動資産					
コール・ローン		3,804,449,590		1,047,319,372	
国債証券		17,765,025,042		19,884,227,743	
地方債証券		509,045,930		3,479,742,225	
特殊債券		303,131,000		10,611,389,068	
社債券		380,171,440		8,317,567,056	
未収入金		574,315,500		420,110,000	
未収利息		44,926,153		54,725,159	
前払費用		14,451,573		31,035,302	
流動資産合計		23,395,516,228		43,846,115,925	
資産合計		23,395,516,228		43,846,115,925	
負債の部					
I 流動負債					
未払金		3,223,852,980		403,300,000	
未払解約金		600,000,000		4,000,000	
流動負債合計		3,823,852,980		407,300,000	
負債合計		3,823,852,980		407,300,000	
純資産の部					
I 元本		18,880,159,484		41,523,629,377	
II 剰余金					
剰余金		691,503,764		1,915,186,548	
剰余金合計		691,503,764		1,915,186,548	
純資産合計		19,571,663,248		43,438,815,925	
負債・純資産合計		23,395,516,228		43,846,115,925	

重要な会計方針

項目	自平成16年1月14日 至平成17年1月11日	自平成17年1月12日 至平成18年1月10日
対象期間		
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債証券及び社債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券</p> <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売買配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価値で評価しております。</p>	<p>自平成17年1月12日 至平成18年1月10日</p> <p>国債証券、地方債証券、特殊債証券及び社債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券</p> <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売買配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価値で評価しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

	平成17年1月11日現在	平成18年1月10日現在
期首	平成16年1月14日	平成17年1月12日
期首元本額	5,428,260,878 円	18,880,159,484 円
期首からの追加設定元本額	15,196,448,150 円	29,010,013,245 円
期首からの解約元本額	1,744,549,514 円	6,366,543,352 円
	平成17年1月11日現在の元本の内訳 ※	平成18年1月10日現在の元本の内訳 ※
GW 7つの卵	10,247,124,290 円	28,454,564,919 円
グローバル・ラップ・バランス	2,547,486 円	3,192,141 円
安定型		
グローバル・ラップ・バランス	2,770,839,633 円	3,436,182,227 円
安定成長型		
グローバル・ラップ・バランス	2,150,679,650 円	3,571,967,024 円
成長型		
グローバル・ラップ・バランス	2,418,947,901 円	5,042,105,750 円
積極成長型		
日本債券ファンド	1,113,016,151 円	630,481,704 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定型)	44,616,578 円	71,802,351 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定成長型)	58,632,034 円	149,929,421 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (成長型)	51,755,766 円	108,811,537 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極成長型)	21,999,995 円	54,592,303 円
	(合計) 18,880,159,484 円	(合計) 41,523,629,377 円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券関係)

対象期間 (自 平成 16 年 1 月 14 日 至 平成 17 年 1 月 11 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	17,765,025,042	25,705,242
地方債証券	309,045,930	417,710
特殊債証券	303,131,000	△442,000
社債証券	380,171,440	△430,520
合 計	18,957,373,412	25,250,432

(単位:円)

対象期間 (自 平成 17 年 1 月 12 日 至 平成 18 年 1 月 10 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	19,884,227,743	87,735,400
地方債証券	3,479,742,225	△31,232,898
特殊債証券	10,611,389,068	△66,853,650
社債証券	8,317,567,056	△1,745,000
合 計	42,292,926,092	△12,096,148

(単位:円)

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象フア
ンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(1口当たり情報)

	平成17年1月11日現在	平成18年1月10日現在
1口当たり純資産額	1,0366 円	1,0461 円
(1万口当たり純資産額)	(10,366 円)	(10,461 円)

(2) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません

(2) 株式以外の有価証券 (邦貨建債券)

種 類	銘柄	券面総額	評価額	備 考	
国債証券	0042 0227	利付国庫債券 (2年) 第2 2 7 回	5,000,000,000	5,001,059,743	
	0045 0025	利付国庫債券 (5年) 第2 5 回	5,000,000,000	4,999,450,000	
	0045 0036	利付国庫債券 (5年) 第3 6 回	1,600,000,000	1,611,024,000	
	0045 0042	利付国庫債券 (5年) 第4 2 回	2,000,000,000	1,998,080,000	
	0064 0063	日本国有鉄道清算事業団債券承継国庫債券 第6 3 号	200,000,000	207,328,000	
	0067 0244	利付国庫債券 (1 0 年) 第2 4 4 回	2,800,000,000	2,782,836,000	
	0069 0079	利付国庫債券 (2 0 年) 第7 9 回	3,250,000,000	3,284,450,000	
	国債証券 計				19,850,000,000
	地方債証券	0100 0576	東京都公債 5 7 6 回	310,000,000	317,536,100
		0103 0107	神奈川県公債 1 0 7 回	104,000,000	106,604,160
		0103 0114	神奈川県公債 1 1 4 回	100,000,000	102,455,000
		0103 0129	神奈川県公債 1 2 9 回	250,000,000	253,885,000
		0111 1001	福岡県公債平成1 0 年度1 回	103,100,000	105,424,905
		0111 1201	福岡県公債平成1 2 年度1 回	119,000,000	124,914,300
		0111 1501	福岡県公債平成1 5 年度1 回	100,500,000	101,919,060
0154 1603		横浜市公債平成1 6 年度3 回	100,000,000	100,617,000	
0200 0681		東京都公債 第6 8 1 回	100,000,000	103,100,000	
0200 0761		東京都公債 第7 6 1 回	200,000,000	204,518,000	
0211 1405		埼玉県 平成1 4 年度公債ホ号	144,000,000	139,468,320	
0211 1407		埼玉県 平成1 4 年度公債ト号	162,000,000	154,108,980	
0211 1502		埼玉県 平成1 5 年度公債ロ号	350,000,000	351,659,000	
0214 0827		神奈川県公債平成第8 回ホ号	100,000,000	102,681,000	
0214 1501		神奈川県公債平成第1 5 回イ号	200,000,000	200,200,000	
0214 1624		神奈川県公債平成第1 6 回ウ号	200,000,000	196,622,000	
0240 1505		福岡県平成1 5 年度第5 回公債	500,000,000	500,620,000	
0254 1408		横浜市平成1 4 年度第8 回事業公債	140,000,000	133,198,800	
0254 1606		横浜市平成1 6 年度第6 回事業公債	180,000,000	180,210,600	
地方債証券 計				3,462,600,000	
特殊債証券				102,545,000	
0905 9020	道路債券(財投機関債) 第2 0 回	100,000,000	102,545,000		
0905 9021	道路債券(財投機関債) 第2 1 回	500,000,000	520,955,000		
0906 0753	政府保証企業債券 政府保証第7 5 3 回	400,000,000	414,544,000		
0906 0767	政府保証企業債券 政府保証第7 6 7 回	705,000,000	726,890,250		
0909 9001	水資源開発債券 (財投機関債) 第1 回	100,000,000	102,781,000		
0912 9004	日本鉄道建設債券 (財投機関債) 第4 回	700,000,000	664,034,000		
0914 1016	特別地域振興整備債券 特別第1 6 回	325,000,000	339,101,750		
0917 8004	都市再生債券 (財投機関債) 第4 回	300,000,000	300,543,000		
0917 9009	都市基盤整備債券 (財投機関債) 第9 回	100,000,000	100,726,000		
0917 9010	都市基盤整備債券 (財投機関債) 第1 0 回	200,000,000	205,448,000		

(単位:円)

種 類	種 別	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
社債券	2768 0101	双日ホールディングス(双日)(株) (旧ニチメン(株)及び日商岩井 (株)保証付) 1回	600,000,000	602,945,056	
	6702 1601	富士通(社債間限定同順位特約付) 1 6回	100,000,000	103,710,000	
	6702 1901	富士通(社債間限定同順位特約付) 1 9回	600,000,000	624,762,000	
	6702 2201	富士通(社債間限定同順位特約付) 2 2回	100,000,000	99,917,000	
	7013 3001	石川島播磨重工業(社債間限定同順 位特約付) 3 0回	200,000,000	200,078,000	
	8320 0304	株式会社UFJ銀行第3回無担保社 債(劣後特約付) 3回	400,000,000	394,500,000	
	8379 0304	三井住友銀行(劣後特約付) 6回	100,000,000	108,590,000	
	8412 0604	三井住友銀行(劣後特約付) 8回	500,000,000	506,890,000	
	8412 0804	三井住友銀行(劣後特約付) 8回	1,000,000,000	1,022,810,000	
	8427 0151	第一生命第2回基金流動化特定目的 会社 特定社債1回A号	100,000,000	101,973,000	
	8434 0501	株式会社日産ファイナンシャルサービ ス 第5回無担保社債(社債間限定 同順位特約付)	400,000,000	398,880,000	
	8473 0101	SBIホールディングス株式会社 第1回無担保社債(社債間限定同順 位特約付)	100,000,000	99,551,000	
	8564 0201	武富士(社債間限定同順位特約付) 2回	1,000,000,000	1,020,660,000	
	8574 3401	プロミス(特定社債間限定同順位特 約付) 3 4回	1,000,000,000	995,120,000	
	8591 0079	オリックス(社債間限定同順位特約 付) 7 9回	200,000,000	200,988,000	
	8591 0083	オリックス(社債間限定同順位特約 付) 8 3回	700,000,000	705,012,000	
8830 5001	住友不動産(社債間限定同順位特約 付) 5 0回	200,000,000	203,002,000		
9501 0458	東京電力 4 5 8回	100,000,000	102,352,000		
9502 0417	中部電力 4 1 7回	100,000,000	104,146,000		
9502 0419	中部電力 4 1 9回	400,000,000	414,936,000		
9502 0425	中部電力 4 2 5回	100,000,000	102,274,000		
9502 0428	中部電力 4 2 8回	100,000,000	104,277,000		
9502 0459	中部電力 4 5 9回	100,000,000	100,194,000		
社債券 計		8,200,000,000	8,317,567,056		
合 計		42,012,600,000	42,292,926,092		

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

種 類	種 別	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
社債券	0920 3122	は号特別道路格債券 は号特別第1 2 2回	100,000,000	103,498,000	
	0920 3130	は号特別道路格債券 は号特別第1 3 0回	100,000,000	104,695,000	
	0920 3138	は号特別道路格債券 は号特別第1 3 8回	610,000,000	626,177,200	
	0940 8003	福祉医療機構債券(財投機関債) 第3回	500,000,000	502,025,000	
	0940 8005	福祉医療機構債券(財投機関債) 第5回	100,000,000	98,862,000	
	0940 9003	社会福祉・医療事業団債券(財投機 関債) 第3回	100,000,000	99,540,000	
	0940 9004	社会福祉・医療事業団債券(財投機 関債) 第4回	200,000,000	199,998,040	
	0942 0051	政府保証預金保険機構債券 政府保 証第5 1回	2,000,000,000	2,001,708,128	
	0944 5197	は号特別鉄道建設債券 は号特別第 1 9 7回	100,000,000	102,308,000	
	0948 0002	日本育英会債券(財投機関債) 第 2回	200,000,000	200,490,000	
	0948 0003	日本育英会債券(財投機関債) 第 3回	100,000,000	100,129,000	
	0952 1624	利附商工債券(5年) 利附い第6 2 4号	230,000,000	231,260,400	
	0952 1631	利附商工債券(5年) 利附い第6 3 1号	200,000,000	200,062,000	
	0952 1632	利附商工債券(5年) 利附い第6 3 2号	200,000,000	199,794,000	
	0952 1634	利附商工債券(5年) 利附い第6 3 4号	100,000,000	99,714,000	
	0952 1640	利附商工債券(5年) 利附い第6 4 0号	100,000,000	100,898,000	
	0959 1640	みずほコーポレート銀行債券(5 年)利附い第6 4 0号	130,000,000	130,807,300	
	0959 1643	みずほコーポレート銀行債券(5 年)利附い第6 4 3号	100,000,000	100,491,000	
	0959 1652	みずほコーポレート銀行債券(5 年)利附い第6 5 2号	100,000,000	101,000,000	
	0959 1656	みずほコーポレート銀行債券(5 年)利附い第6 5 6号	200,000,000	200,994,000	
	0959 1658	みずほコーポレート銀行債券(5 年)利附い第6 5 8号	100,000,000	100,589,000	
	0959 1659	みずほコーポレート銀行債券(5 年)利附い第6 5 9号	100,000,000	101,232,000	
	0972 3059	利附商工債券(3年) 利附第5 9号	100,000,000	99,733,000	
1210 1002	ゼネラル・エレクトリック・キャピ タル・コーポレーション 第2回円 借社債(1 9 9 9)	400,000,000	417,164,000		
1222 1003	ザ・ゴールドマン・サックス・グル ープ・インク 第3回円借社債(2 0 0 4)	500,000,000	502,655,000		
1295 0002	鉄道建設・運輸施設整備支援機構債 券(財投機関債) 第2回	100,000,000	103,765,000		
1295 0003	鉄道建設・運輸施設整備支援機構債 券(財投機関債) 第3回	100,000,000	99,992,000		
1299 0003	緑資源機構総資源債券(財投機関 債) 第3回	200,000,000	204,250,000		
特殊債券 計		10,500,000,000	10,611,389,068		

重要な会計方針

4. 「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

北米株式グローバル・ラップマザーファンド

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	注記番号	(単位:円)	
			平成17年1月11日現在	平成18年1月10日現在
資産の部			金額	金額
I 流動資産				
預金			1,294,309,324	334,433,111
コール・ローン			1,905,257,125	63,001,373
株式			21,438,753,041	54,507,568,646
新株引受権証券			110,239	-
投資証券			2,295,446	191,498,900
派生商品評価勘定			246,354,487	-
未収入金			9,796,476	1,005,747,420
未取配当金			24,896,876,138	56,155,586,134
流動資産合計			24,896,876,138	56,155,586,134
資産合計				
負債の部				
I 流動負債				
未払金			1,614,207,596	3,234,348
未払借約金			1,000,000,000	-
流動負債合計			2,614,207,596	3,234,348
負債合計			2,614,207,596	3,234,348
純資産の部				
I 元本				
元本			23,786,867,341	48,477,604,275
II 剰余金				
剰余金又は欠損金(△)			△1,504,198,799	7,674,747,511
剰余金合計			△1,504,198,799	7,674,747,511
純資産合計			22,282,668,542	56,152,351,786
負債・純資産合計			24,896,876,138	56,155,586,134

項目	対象期間	自平成16年1月14日 至平成17年1月11日	自平成17年1月12日 至平成18年1月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	対象期間	自平成16年1月14日 至平成17年1月11日	自平成17年1月12日 至平成18年1月10日
		株式及び新株引受権証券は移動平均法に 基づき、以下のとおり原則として時価で 評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価 証券 証券取引所に上場されている有価 証券は、原則として証券取引所に おける計算期間末日の最終相場 (外貨建証券の場合は計算期間末 日において知りうる直近の日の最 終相場)又は証券取引所が発表す る基準値で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有 価証券 当該有価証券については、原則と して、日本証券業協会等発表の店 頭売買参考統計値(平均値)等、 金融機関の提示する価値(ただ し、売買相場は使用しない)又 は価格提供会社の提供する価値の いずれかから入手した価値で評価 しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった 場合又は入手した評価額が時価と 認定できない事由が認められた場 合は、投資信託委託業者が忠実義 務に基づいて合理的な事由をもつ て時価と認められた価値もしくは受託 者と協議のうえ両者が合理的事由 をもって時価と認めた価値で評価 しております。	株式、新株引受権証券及び投資証券は移 動平均法に基づき、以下のとおり原則と して時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価 証券 証券取引所に上場されていない有 価証券 (2) 証券取引所に上場されていない有 価証券 (3) 時価が入手できなかった有価証券
2. デリバティブ等の評価基準及び評 価方法	為替予約取引	為替予約取引	為替予約取引
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準	受取配当金の計上基準	受取配当金の計上基準
4. その他財務諸表作成のための基本 となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準	外貨建取引等の処理基準	外貨建取引等の処理基準

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 期首	平成17年1月11日現在		平成18年1月10日現在	
	平成16年1月14日	平成17年1月12日	平成17年1月12日	平成17年1月12日
期首元本額	6,278,951,783 円	23,786,867,341 円	23,786,867,341 円	23,786,867,341 円
期首からの追加設定元本額	19,794,211,138 円	33,256,792,261 円	33,256,792,261 円	33,256,792,261 円
期首からの解約元本額	2,286,295,580 円	8,566,065,327 円	8,566,065,327 円	8,566,065,327 円
平成17年1月11日現在の元本の内訳 ※		平成18年1月10日現在の元本の内訳 ※		
GW7つの卵	14,174,861,302 円	34,671,123,899 円	34,671,123,899 円	34,671,123,899 円
グローバル・ラップ・バランス 安定型	356,423 円	363,610 円	363,610 円	363,610 円
グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	630,047,182 円	639,380,332 円	639,380,332 円	639,380,332 円
グローバル・ラップ・バランス 成長型	769,916,074 円	1,056,169,682 円	1,056,169,682 円	1,056,169,682 円
グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	3,651,910,477 円	6,157,043,077 円	6,157,043,077 円	6,157,043,077 円
グローバル・ラップ・バランス 積極型	1,560,297,643 円	2,643,970,509 円	2,643,970,509 円	2,643,970,509 円
グローバル・ラップ・バランス 超積極型	1,815,309,218 円	2,479,586,126 円	2,479,586,126 円	2,479,586,126 円
北米株式ファンド 年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定型)	1,090,288,637 円	648,067,010 円	648,067,010 円	648,067,010 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定型)	6,391,061 円	8,214,676 円	8,214,676 円	8,214,676 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定成長型)	13,239,724 円	26,990,089 円	26,990,089 円	26,990,089 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (成長型)	19,255,231 円	32,816,964 円	32,816,964 円	32,816,964 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極成長型)	32,480,942 円	67,123,495 円	67,123,495 円	67,123,495 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極型)	22,513,427 円	46,754,806 円	46,754,806 円	46,754,806 円
(合計)	23,786,867,341 円	48,477,604,275 円	48,477,604,275 円	48,477,604,275 円
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,504,198,799円であります。				

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券関係)

対象期間 (自平成16年1月14日 至 平成17年1月11日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	21,438,753,041	1,130,597,537
新株引受権証券	110,239	△8,165
合 計	21,438,863,280	1,130,589,372

(単位:円)

対象期間 (自平成17年1月12日 至 平成18年1月10日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	54,507,568,646	2,761,063,417
投資証券	191,498,900	13,819,416
合 計	54,699,067,546	2,774,882,833

(単位:円)

(注)

当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引関係)

I 取引の状況に関する事項

取引の内容	自 平成16年1月14日 至 平成17年1月11日	自 平成17年1月12日 至 平成18年1月10日
取引の目的および取引に対する取組方針	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引、スワップ取引、金利先渡し取引、為替先渡し取引および為替予約取引であります。	同左
取引に係るリスクの内容	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理部門が日常的にこれを監視しております。	

II 取引の時価等に関する事項

(通貨関連) (単位:円)

区分	種類	平成17年1月11日現在		時価	評価損益
		契約額等	うち1年超		
市場取引以外	為替予約取引 買建 アメリカドル	884,257,000 884,257,000	- -	886,552,446 886,552,446	2,295,446 2,295,446
	合計	884,257,000	-	886,552,446	2,295,446

平成18年1月10日現在
該当事項はありません。

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
 - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
 - ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によります。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しています。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用います。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。

(1口当たり情報)

	平成17年1月11日現在	平成18年1月10日現在
1口当たり純資産額	0.9368 円	1口当たり純資産額 1.1583 円
(1万口当たり純資産額)	(9,368 円)	(1万口当たり純資産額) (11,583 円)

(2) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

外国株式(アメリカドル)		株 数	評 価 額		備 考
銘 柄	株 数		単 価	金 額	
00130H10	AES CORPORATION	193,500	16.71000	3,233,385.00	
00724F10	ADOBE SYSTEMS INC	106,200	38.39000	4,077,018.00	
00819010	AFFILIATED COMPUTER SERVICES INC-A	52,300	61.56000	3,219,588.00	
00846L10	AGILENT TECHNOLOGIES INC	27,800	34.55000	960,490.00	
00915810	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	16,900	59.02000	997,438.00	
01849010	ALCOA INC	171,900	30.55000	5,251,545.00	
01958930	ALLERGAN INC	97,300	111.51000	10,849,923.00	
02144110	ALLIED WASTE INDUSTRIES INC	170,700	8.79000	1,500,453.00	
02135110	AMAZON.COM INC	26,200	47.08000	1,233,496.00	
02364110	TIME WARNER INC	133,000	17.56000	2,335,480.00	
02687410	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	62,300	69.78000	4,347,294.00	
02971710	AMERICAN STANDARD COMPANIES INC	93,500	40.34000	3,771,790.00	
02991220	AMERICAN TOWER CORP	37,400	29.10000	1,088,340.00	
03060R10	AMERIGREDIT CORP	49,500	26.66000	1,319,670.00	
03073E10	AMERISOURCEBERGEN CORP	52,200	41.00000	2,140,200.00	
03116210	AMGEN INC	16,300	78.98000	1,287,374.00	
03674B10	ANHEUSER-BUSCH COMPANIES INC	71,000	43.83000	3,111,930.00	
03822210	APPLIED MATERIALS INC	61,600	77.70000	4,786,320.00	
05301510	AUTOMATIC DATA PROCESSING INC	27,400	46.37000	1,270,538.00	
05430310	AVON PRODUCTS INC	271,300	29.07000	7,886,691.00	
05548210	BAKER SERVICES CO	39,900	38.93000	1,553,307.00	
05722410	BAKER HUGHES INC	25,100	66.89000	1,678,939.00	
06790110	BARRICK GOLD CORP	16,000	30.00000	480,000.00	
07181310	BAXTER INTERNATIONAL INC	74,300	2,885,812.00	213,112,116.00	
07785310	VERIZON COMMUNICATIONS INC	90,300	31.48000	2,842,644.00	
07986010	BELLSOUTH CORP	27,900	28.11000	784,269.00	
08467010	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL. A	40	89,900.00000	3,596,000.00	
11506111	ACCENTURE LTD-CL. A	36,100	31.06000	1,121,266.00	
12485720	CBS CORP	18,750	27.03000	506,812.50	
12686C10	BARRICK GOLD CORP	43,400	25.08000	1,088,472.00	
13321L10	CAMECO CORPORATION	78,100	68.11000	5,319,391.00	
13442910	CAMPBELL SOUP CO	93,400	30.42000	2,841,228.00	
14040H10	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	15,300	88.12000	1,348,236.00	
14365810	CARNIVAL CORP	28,300	54.56000	1,544,048.00	
16161A10	JPMORGAN CHASE & CO	301,700	40.67000	12,270,139.00	
16281210	CHEKFREE CORP	16,000	49.47000	791,520.00	
16675110	CHEVRON CORPORATION	38,500	58.95000	2,269,575.00	
17123210	CHUBB CORP	14,500	98.46000	1,427,670.00	
17275R10	CISCO SYSTEMS INC	432,800	19.06000	8,249,168.00	
18450210	CLEAR CHANNEL COMMUNICATIONS	79,200	32.47000	2,571,624.00	
19121610	COCA-COLA COMPANY	43,000	41.61000	1,789,230.00	
20030010	COMCAST CORP-CL. A	38,300	27.43000	1,050,569.00	
21666910	COOPER INDUSTRIES LTD-CL. A	41,100	77.03000	3,165,933.00	
21935010	CORNING INC	121,700	22.55000	2,744,335.00	
22160010	COSTCO WHOLESALE CORP	32,600	50.05000	1,631,630.00	

外国株式(アメリカドル)

(単位:株、アメリカドル)

銘 柄	株 数	評 価 額		備 考
		単 価	金 額	
23585110	DANAHER CORP	66,400	56.65000	3,761,560.00
23918K10	DAVITA INC	60,100	54.65000	3,284,465.00
23975310	TARGET CORP	75,800	54.40000	4,123,520.00
24702510	DELL INC	31,700	31.27000	991,259.00
25674710	DOLLAR TREE STORES INC	87,500	24.96000	2,184,000.00
27864210	EBAY INC	47,000	46.60000	2,190,200.00
29101110	EMERSON ELECTRIC CO	13,400	77.25000	1,035,150.00
29264F20	ENDO PHARMACEUTICALS HOLDINGS INC	33,900	31.43000	1,065,477.00
30161N10	EXELON CORPORATION	18,900	55.33000	1,045,737.00
30212P10	EXPEDIA INC	41,100	24.42000	1,003,662.00
30231G10	EXXON MOBIL CORPORATION	60,100	59.40000	3,569,940.00
30372610	FAIRCHILD SEMICONDUCTOR INTERNATIONAL INC	72,100	18.26000	1,316,546.00
31340030	FREDDIE MAC	64,300	66.77000	4,293,311.00
31358610	FANNIE MAE	97,400	54.30000	5,288,820.00
31677310	FIFTH THIRD BANCORP	63,000	39.00000	2,457,000.00
34386110	FLUOR CORP	76,700	79.20000	6,074,640.00
34583810	FOREST LABORATORIES INC	313,100	40.32000	12,624,192.00
35687M10	FREESCALE SEMICONDUCTOR INC	106,200	27.35000	2,904,570.00
36960410	GENERAL ELECTRIC COMPANY	357,300	35.38000	12,641,274.00
38131710	GOLDEN WEST FINANCIAL CORP	20,900	69.01000	1,442,309.00
38141G10	GOLDMAN SACHS GROUP INC	7,900	130.39000	1,030,081.00
38259F50	GOOGLE INC-CL. A	9,000	467.25000	4,205,250.00
40621610	HALLIBURTON CO	27,000	66.64000	1,799,280.00
41651510	HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP	11,900	88.61000	1,054,459.00
44282310	HEWLETT-PACKARD CO	34,700	30.62000	1,062,514.00
44388310	HUDSON CITY BANCORP INC	250,500	12.45000	3,118,725.00
44701110	HUNTSMAN CORP	66,200	19.59000	1,296,858.00
45230810	ILLINOIS TOOL WORKS	33,000	89.82000	2,964,060.00
45245W10	IMCLONE SYSTEMS INC	61,400	35.43000	2,175,402.00
45660710	INDYMAC BANCORP INC	53,200	40.79000	2,170,028.00
45814010	INTEL CORP	81,400	26.47000	2,154,658.00
45920010	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP	11,800	83.73000	988,014.00
46014610	INTERNATIONAL PAPER CO	45,700	33.91000	1,549,687.00
46612J10	JDS UNIPHASE CORP	283,400	2.60000	736,840.00
46631310	JABIL CIRCUIT INC	106,300	38.48000	4,090,424.00
48248010	KLA-TENCOR CORPORATION	144,100	53.01000	7,638,741.00
49455P10	KINDER MORGAN INC	19,500	95.74000	1,866,930.00
50075N10	KRAFT FOODS INC-A	95,600	27.52000	2,630,912.00
51783410	LAS VEGAS SANDS CORP	19,100	42.80000	817,480.00
52466010	LEGGOTT & PLATT INC	75,200	24.27000	1,825,104.00
52977110	LEXMARK INTERNATIONAL INC	48,600	46.94000	2,281,284.00
53567810	LINEAR TECHNOLOGY CORP	40,800	38.34000	1,564,272.00
54866110	LOWE'S COS INC	141,400	65.08000	9,202,312.00
55289010	MDU RESOURCES GROUP INC	31,100	34.32000	1,067,352.00
58013510	MCDONALD'S CORPORATION	22,000	34.71000	763,620.00
58155Q10	MCKESSON CORP	80,000	51.85000	4,148,000.00
58405U10	MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	68,600	55.30000	3,793,580.00
58505510	MEDTRONIC INC	51,400	59.05000	3,035,170.00
59151K10	METHANEX CORP	55,100	18.81000	1,036,431.00
59491810	MICROSOFT CORP	370,200	26.86000	9,943,572.00
59960210	MILLENNIUM PHARMACEUTICALS INC	127,200	10.44000	1,327,968.00
65163910	NEWMONT MINING CORP	30,300	58.51000	1,772,853.00
68190410	OMNICARE INC	40,300	58.89000	2,373,267.00
68191910	OMNIVION GROUP INC	14,800	84.95000	1,257,852.00

外国株式(アメリカドル)		株数		評価額		備考
銘柄	株数	単価	金額	単価	金額	
71344810	PEPSICO INC	94,200	5,586,060.00	59,30000		
71644E10	PETRO-CANADA	8,100	335,097.00	41.37000		
71708110	PFIZER INC	98,300	2,442,755.00	24,85000		
71815410	ALTRIA GROUP INC	96,000	7,313,280.00	76,18000		
72650510	PLAINS EXPLORATION & PRODUCTION CO	22,800	980,628.00	43,01000		
74271810	PROCTER & GAMBLE COMPANY	16,100	951,188.00	59,08000		
74912110	QWEST COMMUNICATIONS INTERNATIONAL INC	406,800	2,225,196.00	5,47000		
78025920	ROYAL DUTCH SHELL PLC-ADR A	127,200	8,269,272.00	65,01000		
78387G10	AT&T INC	41,100	1,028,322.00	25,02000		
80004C10	SANDISK CORPORATION	111,500	8,601,110.00	77,14000		
80305420	SAP AG-SPONSORED ADR	87,100	4,251,351.00	48,81000		
80311110	SARA LEE CORP	71,200	18,88000	18,88000		
80685710	SCHLIMBERGER LTD	50,200	5,321,200.00	106,00000		
81731510	SEPRACOR INC	38,800	2,048,640.00	52,80000		
82691910	SILICON LABORATORIES INC	25,900	1,037,036.00	40,04000		
85206110	SPRINT NEXTEL CORPORATION	285,643	6,606,922.59	23,13000		
85590520	STARWOOD HOTELS & RESORTS WORLDWIDE INC	20,100	1,296,450.00	64,50000		
86681010	SUN MICROSYSTEMS INC	238,700	1,107,568.00	4,64000		
87182910	SYSCO CORP	102,100	3,204,919.00	31,39000		
88077010	TERADYNE INC	84,500	1,325,805.00	15,69000		
88355610	THERMO ELECTRON CORP	25,000	778,000.00	31,12000		
90212410	TYCO INTERNATIONAL LTD	77,800	2,414,912.00	31,04000		
90390110	SLM CORP	240,900	13,986,654.00	58,06000		
90478450	UNILEVER N V -NY SHARES	39,200	2,733,024.00	69,72000		
91131210	UNITED PARCEL SERVICE INC-CL B	67,500	5,140,125.00	76,15000		
91301710	UNITED TECHNOLOGIES CORP	111,400	6,327,520.00	56,80000		
92552430	VIACOM INC-CLASS B	18,750	796,875.00	42,50000		
93932210	WASHINGTON MUTUAL INC	236,900	10,781,319.00	45,51000		
94707410	WEATHERFORD INTERNATIONAL LTD	60,800	2,420,448.00	39,81000		
94974610	WELLS FARGO & COMPANY	95,600	6,056,260.00	63,35000		
96990410	WILLIAMS-SONOMA INC	36,500	1,589,210.00	43,54000		
98391910	XILINX INC	115,800	3,368,622.00	29,09000		
98433210	YAHOO! INC	25,800	1,120,236.00	43,42000		
98934D10	ASTRAZENECA PLC-SPONS ADR	247,800	12,662,580.00	51,10000		
99990000	FLEXTRONICS INTERNATIONAL LTD	265,200	2,994,108.00	11,29000		
67945J10	SEAGATE TECHNOLOGY	67,300	1,500,117.00	22,29000		
69007810	TRANSOCEAN INC	22,300	1,672,500.00	75,00000		
69825510	XL CAPITAL LTD -CLASS A	30,900	2,165,472.00	70,08000		
N0705911	ASML HOLDING NV-NY REG SIS	51,900	1,167,750.00	22,50000		
アメリカドル計		12,308,283	450,858,449.09			
(邦貨換算額)			(51,699,938,356)			

外国株式(カナダドル)		株数		評価額		備考
銘柄	株数	単価	金額	単価	金額	
AL	ALCAN INC	112,800	5,562,168.00	49,31000		
CM	CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	4,700	370,830.00	78,90000		
CNQ	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	8,400	512,400.00	61,00000		
ECA	ENCANA CORP	6,700	351,884.00	52,52000		
FTT	FINNINF INTERNATIONAL INC	8,200	301,760.00	36,80000		
GWO	GREAT WEST LIFECEO INC	24,800	735,320.00	29,65000		
L	LOBLAW COMPANIES LTD	23,300	1,332,760.00	57,20000		
MFC	MANULIFE FINANCIAL CORP	45,000	3,152,250.00	70,05000		
MGA	MAGNA INTERNATIONAL INC-CL A	18,900	1,627,668.00	86,12000		
POT	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN INC	39,800	4,165,866.00	104,67000		
RCL/B	ROGERS COMMUNICATIONS INC-CL B	45,700	2,282,715.00	49,95000		
RY	ROYAL BANK OF CANADA	3,500	318,185.00	90,91000		
SU	SUNCOR ENERGY INC	7,900	605,061.00	76,59000		
T/A	TELUS CORPORATION -NON VOTE	65,500	3,013,655.00	46,01000		
TD	TORONTO-DOMINION BANK	51,100	62,22000	62,22000		
TLM	TALISMAN ENERGY INC	5,400	353,160.00	65,40000		
TOC	THOMSON CORP	18,200	731,640.00	40,20000		
カナダドル計		489,900	28,596,764.00			
(邦貨換算額)			(2,807,630,290)			

総合計		評価額		(単位:円)	
銘柄	株数	単価	金額	単価	金額
総合計			(54,507,568,646)		

(注) 総合計の()内の金額は外国株式の邦貨換算額合計であります。

(2) 株式以外の有価証券

外国投資証券(アメリカドル)		評価額		(単位:アメリカドル)	
銘柄	株数	単価	金額	単価	金額
37002110	GENERAL GROWTH PROPERTIES INC	33,400	1,670,000.00		
アメリカドル計			1,670,000.00		
(邦貨換算額)			(191,498,900)		
総合計			(191,498,900)		

(注) 総合計の()内の金額は外国投資証券の邦貨換算額合計であります。
投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率 (%)	組入投資証券時価比率 (%)	合計額に対する比率 (%)
アメリカドル	株式 140銘柄	100.0	0.0	94.5
アメリカドル	投資証券 1銘柄	0.0	100.0	0.4
カナダドル	株式 17銘柄	100.0	0.0	5.1

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

重要な会計方針

5. 「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	(単位:円)	
		平成17年1月11日現在	平成18年1月10日現在
科 目	注記番号	金額	金額
資産の部			
I 流動資産			
預金		75,571,909	-
コール・ローン		986,501,734	792,915,266
株式		17,898,695,175	44,330,378,721
投資証券		-	884,274,434
未収入金		19,000,000	7,286,030
未収配当金		72,242,033	48,675,387
流動資産合計		19,052,010,851	46,063,529,838
資産合計		19,052,010,851	46,063,529,838
負債の部			
I 流動負債			
未払解約金		900,000,000	-
流動負債合計		900,000,000	-
負債合計		900,000,000	-
純資産の部			
I 元本			
元本		13,538,803,077	26,439,944,000
II 剰余金			
剰余金		4,613,207,774	19,623,585,838
剰余金合計		4,613,207,774	19,623,585,838
純資産合計		18,152,010,851	46,063,529,838
負債・純資産合計		19,052,010,851	46,063,529,838

項目	対象期間	自平成16年1月14日 至平成17年1月11日	自平成17年1月12日 至平成18年1月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	対象期間	自平成16年1月14日 至平成17年1月11日	自平成17年1月12日 至平成18年1月10日
	株式は移動平均法に基づき、以下のおお株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のおお原則として時価で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下のおお株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のおお原則として時価で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下のおお株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のおお原則として時価で評価しております。
	(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。	(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。	(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。
	(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売買相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。	(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売買相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。	(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売買相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。
	(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもつて時価と認められた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもつて時価と認められた価値で評価しております。	(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもつて時価と認められた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもつて時価と認められた価値で評価しております。	(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもつて時価と認められた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもつて時価と認められた価値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引	為替予約取引	為替予約取引
	原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売相場の件値で評価しております。	原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売相場の件値で評価しております。	原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売相場の件値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準	受取配当金の計上基準	受取配当金の計上基準
	受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。	受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。	受取配当金は原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準	外貨建取引等の処理基準	外貨建取引等の処理基準
	「投資信託資産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。	「投資信託資産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。	「投資信託資産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

	平成17年1月11日現在	平成18年1月10日現在
期首	平成16年1月14日	平成17年1月12日
期首元本額	4,030,625,722 円	13,538,803,077 円
期首からの追加設定元本額	10,760,072,564 円	17,254,995,760 円
期首からの解約元本額	1,251,895,209 円	4,353,854,837 円
平成17年1月11日現在の元本の内訳 ※		平成18年1月10日現在の元本の内訳 ※
GW7つの卵	8,121,310,937 円	18,749,219,388 円
グローバル・ラップ・バランス		
安定型	178,051 円	175,743 円
グローバル・ラップ・バランス		
安定成長型	288,743,352 円	294,609,742 円
成長型	395,595,225 円	512,180,321 円
グローバル・ラップ・バランス		
積極成長型	1,944,844,829 円	3,318,547,796 円
グローバル・ラップ・バランス		
積極型	947,953,324 円	1,487,042,753 円
グローバル・ラップ・バランス		
超積極型	944,697,833 円	1,493,586,155 円
欧州先進国株式ファンド	844,559,235 円	490,032,708 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス	3,235,291 円	4,023,762 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定型)		
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定成長型)	6,291,276 円	12,189,874 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (成長型)	9,866,948 円	16,033,569 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極成長型)	18,377,049 円	36,119,365 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極型)	13,149,727 円	26,182,824 円
(合計)	13,538,803,077 円	26,439,944,000 円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券関係)

対象期間 (自平成16年1月14日 至 平成17年1月11日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	17,898,695,175	1,947,554,450
合 計	17,898,695,175	1,947,554,450

(単位:円)

対象期間 (自平成17年1月12日 至 平成18年1月10日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	44,330,378,721	5,373,280,824
投資証券	884,274,434	139,065,085
合 計	45,214,653,155	5,512,345,909

(単位:円)

当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引関係)

I 取引の状況に関する事項

取引の内容	自 平成16年1月14日 至 平成17年1月11日	自 平成17年1月12日 至 平成18年1月10日
当投資信託が利用することができるデリバティブ取引は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引、スワップ取引、金利先渡し取引、為替先渡し取引および為替予約取引であります。	同左	同左
取引の利用目的および取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理部門が日常的にこれを監視しております。	同左

II 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成17年1月11日現在	平成18年1月10日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3407円 (13,407円)
	1.7422円 (17,422円)

(2) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
ARRIVA PLC	244,214	5.77000	1,409,114.78	
BARCLAYS PLC	1,430,870	6.28000	8,985,863.60	
BP PLC	984,019	6.43000	6,327,242.17	
CADBURY SCHWEPPES PLC	495,863	5.58000	2,766,915.54	
DIAGEO PLC	410,478	8.43000	3,460,329.54	
DAILY MAIL&GENERAL TRUST-A NV	46,121	7.78500	359,051.98	
DSC INTERNATIONAL PLC	895,741	1.69750	1,520,820.34	
FIRSTGROUP PLC	532,986	4.14750	2,210,559.43	
GALLAHER GROUP PLC	122,544	8.64500	1,059,392.88	
GLAXO	313,644	14.91000	4,676,432.04	
ITV PLC	373,247	1.18250	441,364.57	
ITV PLC-CONVERTIBLE SHARES	126,334	0.00130	164.23	
KESA ELECTRICALS PLC	538,597	2.70750	1,458,251.37	
MORSE PLC	386,306	1.01250	391,134.82	
MISYS PLC	564,402	2.38000	1,343,276.76	
PRUDENTIAL PLC	1,277,734	5.73500	7,327,804.49	
ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP PLC	350,007	17.92000	6,272,125.44	
RENTOKIL INITIAL PLC	665,177	1.64500	1,094,216.16	
SCOTTISH POWER PLC	632,873	5.36000	3,392,199.28	
TAYLOR NELSON SOFRES PLC	289,752	2.23500	647,695.72	
TESCO PLC	453,020	3.19250	1,446,266.35	
TAYLOR WOODROW PLC	386,650	3.87000	1,496,335.50	
UNITED UTILITIES PLC	227,394	6.51000	1,480,334.94	
VODAFONE GROUP PLC	5,132,427	1.30750	6,710,648.30	
イギリスポンド 計	16,880,400		66,277,140.23	
(邦貨換算額)			(13,419,795,353)	

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
CREDIT SUISSE GROUP	351,763	71.10000	25,010,349.30	
NESTLE SA-REGISTERED	37,209	393.50000	14,641,741.50	
SWISS RE-REG	114,031	98.10000	11,186,441.10	
スイスフラン 計	503,003		50,838,531.90	
(邦貨換算額)			(4,562,758,238)	

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
ELECTROLUX AB-SER B	391,300	209.00000	81,781,700.00	
HOLMEN AB-B SHARES	42,400	258.50000	10,960,400.00	
SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	51,700	291.00000	15,044,700.00	
スウェーデンクローナ 計	485,400		107,786,800.00	
(邦貨換算額)			(1,597,400,376)	

(2) 株式以外の有価証券

外国投資証券(ユーロ)		銘柄		評価額	備考
UL	UNITAIL HOLDING			6,390,651.40	
ユーロ計				54,997	
(邦貨換算額)				6,390,651.40	
				54,997	
				(884,274,434)	

外国株式(ユーロ)		銘柄		評価額	備考
ユーロ計				(884,274,434)	
(邦貨換算額)				884,274,434	

(注) 総合計の()内の金額は外国投資証券の邦貨換算額合計であります。
投資証券における評価額の数は、証券数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率 (%)	組入投資証券時価比率 (%)	合計額に対する比率 (%)
イギリスポンド	株式 24銘柄	100.0	0.0	29.7
スイスフラン	株式 3銘柄	100.0	0.0	10.1
スウェーデンクローナ	株式 3銘柄	100.0	0.0	3.5
デンマーククローネ	株式 1銘柄	100.0	0.0	1.4
ノルウェークローネ	株式 1銘柄	100.0	0.0	1.3
ユーロ	株式 33銘柄	100.0	0.0	52.0
ユーロ	投資証券 1銘柄	0.0	100.0	2.0

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

外国株式(デンマーククローネ)		株数		金額	備考
DSAC	A P MOLLER MAERSK A/S	550		34,815,000.00	
デンマーククローネ計		550		34,815,000.00	
(邦貨換算額)				(645,818,250)	

外国株式(ノルウェークローネ)		株数		金額	備考
TEL	TELENOR ASA	495,200		33,054,600.00	
ノルウェークローネ計		495,200		33,054,600.00	
(邦貨換算額)				(574,158,402)	

外国株式(ユーロ)		株数		金額	備考
AEGO	AEGON NV	697,127		9,425,157.04	
AIB	ANGLO IRISH BANK CORP PLC	554,298		7,344,448.50	
ALY	ALLIANZ AG-REG	26,290		3,546,521.00	
AMRO	AMRO HOLDING NV	667,525		15,086,065.00	
ASML	ASML HOLDING NV	90,966		1,681,961.34	
BCSA	BANCO SANTANDER CENTRAL HISPANO SA	745,520		8,431,831.20	
BKIR	BANK OF IRELAND	318,081		4,399,060.23	
BOUY	BOUYGUES SA	39,170		43,080.00	
CRDI	UNICREDITO ITALIANO SPA	880,854		5,060,506.23	
CRH	CRH PLC	28,465		725,857.50	
DEX	DEXIA	133,414		2,624,253.38	
DPB	DEUTSCHE POSTBANK AG	51,863		2,706,211.34	
ENI	ENI SPA	135,419		3,263,597.90	
FTE	FRANCE TELECOM SA	433,227		9,444,348.60	
GEHG	CELESIO AG	27,679		2,064,853.40	
IBLA	IBERIA LINEAS AEREAS DE ESPANA SA	701,791		1,614,119.30	
KBC	KBC GROUP	52,940		4,325,198.00	
KPN	KONINKLIJKE RPN NV	970,070		8,303,799.20	
LHA	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	79,933		1,063,108.90	
LYOE	SUEZ SA	254,596		6,988,660.20	
MB	MEDIOBANCA SPA	78,024		1,264,769.04	
MIDI	AXA	218,079		6,097,488.84	
NOKS	NOKIA OYJ	916,950		14,836,251.00	
OMV	OMV AG	45,472		2,400,921.60	
ORDN	ORDINA NV	141,545		2,220,841.05	
RPSL	REPSOL YPF SA	157,290		4,105,269.00	
SAMS	SAMPO OYJ-A SHS	400,600		6,113,156.00	
SCHE	SCHERING AG	34,525		1,969,996.50	
SOPF	SANOFT-AVENTIS SA	185,241		14,596,990.80	
SOLV	SOLVAY SA	6,550		609,805.00	
TKAV	TELEKOM AUSTRIA AG	89,034		1,753,969.80	
TOL	TOTAL SA	50,349		11,016,361.20	
TP	TNT NV	124,355		3,281,728.45	
ユーロ計		9,337,242		170,054,550.14	
(邦貨換算額)				(23,530,448,102)	

外国株式(ユーロ)		株数		金額	備考
ユーロ計				(44,330,378,721)	
(邦貨換算額)				44,330,378,721	

(注) 総合計の()内の金額は外国株式の邦貨換算額合計であります。

重要な会計方針

6. 「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	(単位:円)	
		平成17年1月11日現在	平成18年1月10日現在
	注記番号	金額	金額
資産の部			
I 流動資産			
預金		292,652,715	41,011,207
コール・ローン		569,659,328	164,499,013
株式		8,878,789,330	22,729,274,788
投資証券		-	533,221,859
派生商品評価勘定		-	92,275
未収入金		4,551,024	219,176,542
未取配当金		-	5,651,685
流動資産合計		9,745,652,397	23,692,927,369
資産合計		9,745,652,397	23,692,927,369
負債の部			
I 流動負債			
未払解約金		500,000,000	10,000,000
流動負債合計		500,000,000	10,000,000
負債合計		500,000,000	10,000,000
純資産の部			
I 元本		5,452,825,116	9,927,467,676
II 剰余金			
剰余金		3,792,827,281	13,755,459,693
剰余金合計		3,792,827,281	13,755,459,693
純資産合計		9,245,652,397	23,682,927,369
負債・純資産合計		9,745,652,397	23,692,927,369

項目	対象期間	自平成16年1月14日 至平成17年1月11日	自平成17年1月12日 至平成18年1月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	対象期間	自平成16年1月14日 至平成17年1月11日	自平成17年1月12日 至平成18年1月10日
	株式は移動平均法に基づき、以下のおお株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。		
(1)	証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。		
(2)	証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売買相場の使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。		
(3)	時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもつて時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的理由をもって時価と認めた価額で評価しております。		
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引		為替予約取引
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準	外貨建取引等の処理基準 「投資信託資産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に当たって処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

注記事項

(貸借対照表関係)

	平成17年1月11日現在	平成18年1月10日現在
期首	平成16年1月14日	平成17年1月12日
期首元本額	1,294,489,343 円	5,452,825,116 円
期首からの追加設定元本額	4,652,614,778 円	6,209,078,012 円
期首からの解約元本額	494,279,005 円	1,734,435,452 円
平成17年1月11日現在の元本の内訳 ※		平成18年1月10日現在の元本の内訳 ※
GW7つの卵	3,123,612,897 円	6,800,881,424 円
グローバル・ラップ・バランス 安定型	57,903 円	52,866 円
グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	118,782,248 円	108,640,786 円
グローバル・ラップ・バランス 成長型	148,073,975 円	184,942,158 円
グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	758,813,870 円	1,259,821,810 円
グローバル・ラップ・バランス 積極型	372,434,332 円	564,033,791 円
グローバル・ラップ・バランス 超積極型	499,529,372 円	731,832,563 円
アジア太平洋先進国株式ファン ド	410,608,469 円	242,385,296 円
年金積立 グローバル・ラッ プ・バランス (安定型)	1,079,816 円	1,175,562 円
年金積立 グローバル・ラッ プ・バランス (安定成長型)	2,565,233 円	4,348,096 円
年金積立 グローバル・ラッ プ・バランス (成長型)	4,058,016 円	5,852,297 円
年金積立 グローバル・ラッ プ・バランス (積極成長型)	7,603,851 円	13,309,202 円
年金積立 グローバル・ラッ プ・バランス (積極型)	5,605,134 円	10,191,825 円
(合計)	5,452,825,116 円	9,927,467,676 円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券関係)

対象期間 (自 平成16年1月14日 至 平成17年1月11日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
株式	8,878,789,330	970,840,143	
合 計	8,878,789,330	970,840,143	

対象期間 (自 平成17年1月12日 至 平成18年1月10日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
株式	22,729,274,788	3,173,860,914	
投資証券	533,221,859	△1,126,899	
合 計	23,262,496,647	3,172,734,015	

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象フ

ンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引関係)

I 取引の状況に関する事項

取引の内容	自 平成16年1月14日 至 平成17年1月11日	自 平成17年1月12日 至 平成18年1月10日
取引の内容	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプショントラック取引、金利先物取引、金利オプション取引、スワップ取引、金利先物取引、為替先物取引および為替予約取引であります。	同左
取引の利用目的および取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理部門が日常的にこれを監視しております。	同左

II 取引の時価等に関する事項

平成17年1月11日現在

該当事項はありません。

区分	種類	平成18年1月10日現在			評価損益
		契約額等	時価		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 シンガポールドル	17,923,726	17,831,451	92,275	
		17,923,726	17,831,451	92,275	
合計		17,923,726	17,831,451	92,275	

(単位:円)

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によります。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場の発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しています。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場の発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用います。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。

(1口当たり情報)

	平成17年1月11日現在	平成18年1月10日現在
1口当たり純資産額	1,6956 円	2,3856 円
(1万口当たり純資産額)	(16,956 円)	(23,856 円)

(2) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

外国株式(アメリカドル)	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
JMI	JARDINE MATHESON HOLDINGS LIMITED	197,600	17,40000	3,438,240.00	
アメリカドル計		197,600		3,438,240.00	
	(邦貨換算額)			(394,262,981)	

(単位:株、アメリカドル)

外国株式(オーストラリアドル)	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
ANZ	AUSTRALIA AND NEW ZEALAND BANKING GROUP LTD	464,516	24,34000	11,306,319.44	
BHP	BHP BILLITON LTD	1,019,753	24,06000	24,535,257.18	
BIL	BRAMBLES INDUSTRIES LTD	850,900	10,35000	8,806,815.00	
CBA	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	289,520	43,15000	12,492,788.00	
CSL	CSL LIMITED	179,130	43,45000	7,783,198.50	
FBG	FOSTER'S GROUP LTD	928,400	5,51000	5,115,484.00	
JHX	JAMES HARDIE INDUSTRIES NW	318,880	8,80000	2,806,144.00	
LIC	LEND LEASE CORP LIMITED	359,570	15,02000	5,400,741.40	
LAV	LION NATHAN LIMITED	320,810	7,50000	2,406,075.00	
NAB	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	341,421	32,57000	11,120,081.97	
NCP	NEWS CORP INC-CDI	43,230	22,12000	956,247.60	
NCPD	NEWS CORP INC-CDI	87,265	20,72000	1,808,130.80	
ORI	ORICA LTD	138,070	20,42000	2,819,389.40	
PMN	PROMINA GROUP LTD	859,840	4,95000	4,256,208.00	
QBE	QBE INSURANCE GROUP LIMITED	548,450	19,70000	10,804,465.00	
RIN	RINKER GROUP LTD	320,660	16,70000	5,355,022.00	
RIO	RIO TINTO LIMITED	130,680	70,18000	9,171,122.40	
TAH	TABCORP HOLDINGS LIMITED	229,730	15,53000	3,567,706.90	
WBC	WESTPAC BANKING CORPORATION	511,990	23,04000	11,796,249.60	
WMC	ALUMINA LIMITED	411,720	7,59000	3,124,954.80	
WOW	WOOLWORTHS LIMITED	345,510	16,92000	5,846,029.20	
WPL	WOODSIDE PETROLEUM LTD	205,150	40,73000	8,355,759.50	
オーストラリアドル計		8,905,195		159,634,189.69	
	(邦貨換算額)			(13,758,870,808)	

(単位:株、オーストラリアドル)

外国株式(香港ドル)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
ASM PACIFIC TECHNOLOGY	594,000	40.35000	23,967,900.00	
DAH SING FINANCIAL GROUP	328,200	54.05000	17,739,210.00	
DATANG INTERNATIONAL POWER	2,474,000	5.80000	14,349,200.00	
GENERATION COMPANY LIMITED-H	1,932,000	15.40000	29,752,800.00	
COSCO PACIFIC LIMITED	597,000	36.60000	21,850,200.00	
HONGKONG ELECTRIC HOLDINGS	1,032,000	36.40000	37,564,800.00	
HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	1,300,000	17.55000	22,815,000.00	
HANG LUNG GROUP LIMITED	233,600	129.80000	30,321,280.00	
HSBC HOLDINGS PLC (HK REG)	1,075,500	22.95000	24,682,725.00	
KERRY PROPERTIES LTD	1,196,000	15.55000	18,597,800.00	
LI & FUNG LTD	596,500	72.75000	43,395,375.00	
SWIRE PACIFIC LTD 'A'	900,000	14.00000	12,600,000.00	
SWIRE PACIFIC LTD B	256,500	56.15000	14,402,475.00	
WING HANG BANK LIMITED	1,234,000	13.15000	16,227,100.00	
WHEELLOCK&CO LTD	13,749,300	328.265865	4,855,052,142	
香港ドル 計				
(邦貨換算額)				

(2) 株式以外の有価証券

外国投資証券(オーストラリアドル)

銘柄	券面総額	評価額		備考
		単価	金額	
GFF GOODMAN FIELDER LTD	802,625	1.717,617.50	1,717,617.50	
オーストラリアドル 計	802,625	1.717,617.50	1,717,617.50	
(邦貨換算額)			(148,041,452)	

外国投資証券(香港ドル)

銘柄	券面総額	評価額		備考
		単価	金額	
FRT FORTUNE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	4,569,000	26.043,300.00	26,043,300.00	
香港ドル 計	4,569,000	26.043,300.00	26,043,300.00	
(邦貨換算額)			(385,180,407)	

総合計		(単位:円)	
		(533,221,859)	
		533,221,859	

(注) 総合計の()内の金額は外国投資証券の邦貨換算額合計であります。
投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率 (%)	組入投資証券時価比率 (%)	合計額に対する比率 (%)
アメリカドル	株式 1銘柄	100.0	0.0	1.7
オーストラリアドル	株式 22銘柄	100.0	0.0	59.2
香港ドル	株式 14銘柄	100.0	0.0	20.9
香港ドル	投資証券 1銘柄	0.0	100.0	0.6
シンガポールドル	投資証券 1銘柄	0.0	100.0	1.6
ニュージーランドドル	株式 1銘柄	100.0	0.0	14.3
ニュージーランドドル	株式 1銘柄	100.0	0.0	1.7

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

外国株式(シンガポールドル)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
CYCM JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	509,000	11.30000	5,751,700.00	
CYDM CITY DEVELOPMENTS LTD	528,000	9.20000	4,857,600.00	
DBS DBS GROUP HOLDINGS LTD	335,692	17.20000	5,773,902.40	
MCRS 1 MCL LAND LTD (新)	366,989	1.73000	634,890.97	
MOB MOBLEONE LTD	2,063,320	2.18000	4,498,037.60	
SGX SINGAPORE EXCHANGE LTD	1,774,000	3.00000	5,322,000.00	
STEG SINGAPORE TECHNOLOGIES	891,000	2.98000	2,655,180.00	
ENGINEERING LTD	1,915,650	2.60000	4,980,690.00	
TELE SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LTD	748,192	15.20000	11,372,518.40	
UOBH UNITED OVERSEAS BANK LTD	122,000	13.80000	1,683,600.00	
VENM VENTURE CORP LTD	9,253,843	47.530,119.37	3,331,861,367	
シンガポールドル 計				
(邦貨換算額)				

外国株式(ニュージーランドドル)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
TEL TELECOM CORP OF NEW ZEALAND	817,250	5.99000	4,895,327.50	
ニュージーランドドル 計	817,250		4,895,327.50	
(邦貨換算額)			(389,227,490)	

総合計		(単位:円)	
		(22,729,274,788)	
		22,729,274,788	

(注) 総合計の()内の金額は外国株式の邦貨換算額合計であります。

重要な会計方針

7. 「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

海外債券グローバル・ラップマザーファンド

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	平成17年1月11日現在	平成18年1月10日現在
		金額	金額
資産の部	注記番号		
I 流動資産			
預金		1,053,324,205	-
コール・ローン		1,929,781,399	454,934,245
国債証券		12,449,760,790	37,722,479,424
特殊債券		5,755,689,045	16,520,487,749
社債証券		2,146,763,373	5,611,589,263
コマーンシャル・ペーパー		2,393,603,644	13,943,224,660
派生商品評価勘定		84,033,230	1,378,187,328
未収入金		322,271,451	15,845,571,859
未収利息		131,600,802	345,558,440
前払費用		67,024,320	138,850,300
差入委託証拠金		648,468,198	358,646,354
流動資産合計		26,982,320,457	92,319,529,622
資産合計		26,982,320,457	92,319,529,622
負債の部			
I 流動負債			
派生商品評価勘定		106,537,683	917,726,113
未払金		786,845,849	28,218,064,999
未払解約金		1,625,000,000	7,000,000
流動負債合計		2,518,383,532	29,142,791,112
負債合計		2,518,383,532	29,142,791,112
純資産の部			
I 元本			
元本		17,468,691,575	41,180,184,178
II 剰余金			
剰余金		6,995,245,350	21,996,554,332
剰余金合計		6,995,245,350	21,996,554,332
純資産合計		24,463,936,925	63,176,738,510
負債・純資産合計		26,982,320,457	92,319,529,622

(単位:円)

項目	対象期間	自平成16年1月14日 至平成17年1月11日	自平成17年1月12日 至平成18年1月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債証券及びコマーンシャル・ペーパーは個別法に基づき、以下のおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外債証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額をいずれから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券、特殊債券、社債証券及びコマーンシャル・ペーパーは個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外債証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額をいずれから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券、特殊債券、社債証券及びコマーンシャル・ペーパーは個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外債証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額をいずれから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1) デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。 (2) 為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	(1) デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。 (2) 為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	(1) デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。 (2) 為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。	「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。	「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

期首	平成17年1月11日現在		平成18年1月10日現在	
	平成16年1月14日	平成17年1月12日	平成17年1月12日	平成17年1月12日
期首元本額	5,253,154,985 円	17,468,691,575 円	17,468,691,575 円	17,468,691,575 円
期首からの追加設定元本額	16,243,313,555 円	30,772,322,655 円	30,772,322,655 円	30,772,322,655 円
期首からの解約元本額	4,027,776,965 円	7,060,830,052 円	7,060,830,052 円	7,060,830,052 円
平成17年1月11日現在の元本の内訳 ※				
GW7つの卵	11,129,680,948 円	31,452,790,886 円	31,452,790,886 円	31,452,790,886 円
グローバル・ラップ・バランス				
安定型	392,313 円	469,859 円	469,859 円	469,859 円
グローバル・ラップ・バランス				
安定成長型	673,576,050 円	663,806,578 円	663,806,578 円	663,806,578 円
成長型	724,628,388 円	1,094,472,709 円	1,094,472,709 円	1,094,472,709 円
グローバル・ラップ・バランス				
積極成長型	2,846,483,196 円	5,475,095,375 円	5,475,095,375 円	5,475,095,375 円
グローバル・ラップ・バランス				
積極型	865,456,623 円	1,606,393,159 円	1,606,393,159 円	1,606,393,159 円
海外債券ファンド				
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定型)	1,152,884,826 円	724,875,539 円	724,875,539 円	724,875,539 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定成長型)	7,221,771 円	10,571,305 円	10,571,305 円	10,571,305 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (成長型)	12,601,353 円	29,192,998 円	29,192,998 円	29,192,998 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極成長型)	17,319,748 円	33,329,951 円	33,329,951 円	33,329,951 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極型)	25,877,031 円	60,122,682 円	60,122,682 円	60,122,682 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極型)	12,569,328 円	29,063,137 円	29,063,137 円	29,063,137 円
(合計)	17,468,691,575 円	41,180,184,178 円	41,180,184,178 円	41,180,184,178 円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券関係)

対象期間 (自平成16年1月14日 至 平成17年1月11日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	12,449,760,790	294,772,018
特殊債券	5,755,689,045	12,401,637
社債証券	2,146,763,373	△5,505,338
コモディティ・ペーパー	2,393,603,644	9,895,483
合 計	22,745,816,852	311,563,800

(単位:円)

対象期間 (自平成17年1月12日 至 平成18年1月10日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	37,722,479,424	624,496,541
特殊債券	16,520,487,749	25,906,123
社債証券	5,611,589,263	△24,328,568
コモディティ・ペーパー	13,943,224,660	69,507,089
合 計	73,797,781,096	695,581,185

(単位:円)

(注)

当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引関係)

I 取引の状況に関する事項

取引の内容	自平成16年1月14日 至平成17年1月11日	自平成17年1月12日 至平成18年1月10日
取引の利用目的および取引に対する取組方針	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引および為替予約取引であります。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理部門が日常的にこれを監視しております。	同左

II 取引の時価等に関する事項

(債券関連)

(単位:円)

区分	種類	平成17年1月11日現在		評価損益
		契約額等 うち1年超	時価	
市場取引	債券先物取引 買建	6,483,197,190	6,523,040,219	39,843,029
	合計	6,483,197,190	6,523,040,219	39,843,029

(単位:円)

区分	種類	平成18年1月10日現在		評価損益
		契約額等 うち1年超	時価	
市場取引	債券先物取引 買建	3,160,049,626	3,190,447,206	30,397,580
	合計	3,160,049,626	3,190,447,206	30,397,580

(注) 時価の算定方法

1. 計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定します。
2. 先物取引の残高表示は契約額ベースです。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(通貨関連)

区分	種 類	平成17年1月11日現在			時 価	評価損益
		契 約 額	等 うち1年超	時 価		
	為替予約取引	10,951,019,982	-	10,864,197,580	86,822,402	
	売建	7,900,873,292	-	7,845,970,900	54,902,392	
	カナダドル	176,455,664	-	176,746,280	△290,616	
	イギリスポンド	369,711,519	-	368,314,800	1,396,719	
	スイスフラン	31,935,927	-	31,668,680	267,247	
	スウェーデンクローナ	28,401,152	-	28,161,500	239,652	
	デンマーククローネ	66,427,065	-	65,379,960	1,047,105	
	ユーロ	2,377,215,363	-	2,347,955,460	29,259,903	
	取 引	10,691,241,005	-	10,521,432,070	△169,808,935	
	以 外	2,930,369,553	-	2,922,882,080	△7,487,473	
	の イギリスポンド	395,564,212	-	396,443,440	879,228	
	取 引	132,646,086	-	132,312,960	△333,126	
	の スウェーデンクローナ	932,259,918	-	903,085,200	△29,174,718	
	取 引	315,474,636	-	305,983,140	△9,491,496	
	の シンガポールドル	347,133,615	-	336,201,500	△10,932,115	
	取 引	83,372,330	-	83,067,100	△305,230	
	の デンマーククローネ	398,275,839	-	388,809,720	△9,466,119	
	取 引	86,458,736	-	84,593,600	△1,865,136	
	の ノルウェークローネ	174,706,320	-	175,387,130	680,810	
	取 引	4,894,979,760	-	4,792,666,200	△102,313,560	
	ユーロ					
	合計	21,642,260,987	-	21,385,629,650	△256,631,337	

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
 - ①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
 - ②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しています。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用います。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。

(1口当たり情報)

	平成17年1月11日現在	平成18年1月10日現在
1口当たり純資産額	1,4004 円	1口当たり純資産額
(1万口当たり純資産額)	(14,004 円)	(1万口当たり純資産額)
		1,5342 円
		(15,342 円)

(単位:円)

区分	種 類	平成18年1月10日現在			時 価	評価損益
		契 約 額	等 うち1年超	時 価		
	為替予約取引	39,941,370,561	-	38,593,580,813	1,347,789,748	
	売建	21,295,572,435	-	20,383,587,423	911,985,012	
	カナダドル	555,129,888	-	543,374,730	11,754,958	
	イギリスポンド	11,623,719,423	-	11,293,938,880	329,780,543	
	ユーロ	6,466,949,015	-	6,372,679,780	94,269,235	
	取 引	39,069,538,387	-	38,151,812,274	△917,726,113	
	の アメリカドル	10,334,783,906	-	10,178,088,334	△156,695,572	
	取 引	2,330,417,031	-	2,214,790,890	△115,626,141	
	以 外	302,593,896	-	289,636,560	△12,957,336	
	の イギリスポンド	1,747,620,709	-	1,728,794,970	△18,825,739	
	取 引	741,534,263	-	720,078,120	△21,456,143	
	の スウェーデンクローナ	731,868,510	-	715,292,880	△16,575,630	
	取 引	274,840,302	-	269,047,740	△5,792,562	
	の シンガポールドル	727,607,622	-	707,723,240	△19,884,382	
	取 引	216,066,006	-	210,074,280	△5,991,726	
	の ノルウェークローネ	590,865,486	-	587,846,770	△3,018,716	
	取 引	21,071,340,656	-	20,530,438,490	△540,902,166	
	ユーロ					
	合計	79,010,908,948	-	76,745,393,087	430,063,635	

(2) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (外貨建債券)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
国債証券	110500 アメリカ国債 3.875% 20100515	15,800,000.00	15,533,375.00		
	206040 ブラジル国債 5.1875% 20060415	24,400.00	24,417.08		
	207061 ロシア国債 10% 20070625	700,000.00	749,070.00		
	209003 ブラジル国債 5.1875% 20090415	26,923.08	26,923.08		
	210000 ロシア国債 8.25% 20100331	600,000.00	640,260.00		
	212040 ブラジル国債 5.25% 20120415	76,472.00	75,776.10		
	212802 ベルギー国債 9.125% 20120221	100,000.00	114,320.00		
	214A03 メキシコ国債 5.875% 20140115	700,000.00	724,500.00		
	214F00 南アフリカ国債 6.5% 20140602	300,000.00	325,950.00		
	214G01 ブラジル国債 10.5% 20140714	800,000.00	1,006,640.00		
	215A02 アメリカ国債 1.625% 20150115	3,900,000.00	3,922,375.47		
	215001 パナマ国債 7.25% 20150315	300,000.00	322,830.00		
	218A00 ブラジル国債 8% 20180115	105,000.00	115,447.50		
	219020 アメリカ国債 8.875% 20190215	300,000.00	426,984.39		
	219022 アメリカ国債 8.125% 20190815	200,000.00	271,500.00		
	219100 ブラジル国債 8.875% 20191014	500,000.00	577,500.00		
	221020 アメリカ国債 7.875% 20210215	400,000.00	541,375.00		
	221K00 アメリカ国債 0% 20211115	7,300,000.00	3,501,080.00		
	223080 アメリカ国債 6.25% 20230815	10,200,000.00	12,182,625.00		
	224K00 アメリカ国債 0% 20241115	4,200,000.00	1,757,280.00		
	230001 ロシア国債 5% 20300331	700,000.00	794,710.00		
	国債証券 計		47,232,795.08	43,634,938.62	
	特殊債券	815F00 日本政策投資銀行 4.25% 20150609	3,600,000.00	3,449,426.40	
850171 連邦抵当金庫 (FNMA) 2004-W2 5AF 4.72875% 20440325		214,120.26	214,216.61		
850182 連邦抵当金庫 (FNMA) 2004-W8 2A 6.5% 20440625		355,469.38	366,031.79		
850183 連邦抵当金庫 (FNMA) 2004-W8 1AF 4.62875% 20440625		254,027.29	254,229.06		
850192 連邦抵当金庫 (FNMA) 1999-37 F 4.77875% 20290625		89,906.25	90,171.53		
850229 FANNIE MAE GRANTOR TRUST 2005-T3 A1A 4.41875% 20350725		193,480.68	193,500.24		
850233 FANNIE MAE WHOLE LOAN 2004-W12 1A1 6% 20440725		958,287.78	972,101.88		
850239 連邦抵当金庫 (FNMA) TBA 5.5% 20360112		8,900,000.00	8,862,453.57		
850240 連邦抵当金庫 (FNMA) TBA 5% 20360112		1,300,000.00	1,266,078.19		
850241 連邦抵当金庫 (FNMA) TBA 5.5% 20260112		17,700,000.00	17,723,507.37		
850243 連邦抵当 (FNMA) TBA 5.5% 20360213		106,100,000.00	105,552,927.18		

アメリカドル

(単位:アメリカドル)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	860107 FHLBC STRUCTURED PASS THROUGH SECURITIES T-21 A 4.73875% 20291025	145,190.34	145,190.34	
	860108 FHLBC STRUCTURED PASS THROUGH SECURITIES T-62 1A1 4.526% 20441025	2,096,338.05	2,109,957.74	
	870124 連邦抵当金庫 (FNMA) 2000-13 F 5.02875% 20230925	102,560.62	103,908.48	
	870276 FHLBC STRUCTURED PASS THROUGH SECURITIES T-61 1A1 4.726% 20440725	789,894.09	801,717.85	
	506D02 Time Warner Inc. 6.125% 20060415	142,799,274.74	142,105,418.23	
	506E05 General Motors Acceptance Corporation 5.24313% 20060518	1,000,000.00	1,003,400.00	
	507102 DAIMLER CHRYSLER NA HLDG 4.96% 20070910	1,800,000.00	1,783,054.80	
	507104 VTB Capital SA For Vneshtorgbank 5.25% 20070921	800,000.00	802,080.00	
	507101 ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP PLC 4.5% 20071221	1,000,000.00	1,004,500.00	
	508A00 Morgan Stanley 4.28438% 20080118	1,600,000.00	1,600,563.20	
	510F08 Goldman Sachs Group LP 4.81938% 20100628	800,000.00	800,720.00	
	520L01 H.J. HEINZ COMPANY 6.428% 20201201	900,000.00	903,150.00	
	870127 First Horizon Asset Securities Inc 2000-H 1A 7% 20300525	2,600,000.00	2,688,350.60	
870204 STRUCTURED ASSET MORTGAGE INVESTMENTS INC 2004-ARI 1A2 4.72% 20340319	4,369.75	4,363.28		
870212 STRUCTURED ASSET MORTGAGE INVESTMENTS INC 2004-AR3 1A2 4.66% 20340719	406,660.82	407,085.16		
870216 SEQUOIA MORTGAGE TRUST 5 A 4.72% 20261019	172,092.20	172,254.56		
870237 WASHINGTON MUTUAL 2003-RI 1A 4.64875% 20271225	202,308.14	202,474.55		
870239 BANC OF AMERICA LARGE LOAN 2003-BBA2 A2 4.56938% 20151115	734,570.35	734,031.83		
870248 BEAR STEARNS ASSET BACKED SECURITIES, INC. 2004-SD1 A1 4.54875% 20421225	95,439.49	95,482.09		
870251 SACO I INC 2004-1 A1 4.52875% 20280225	102,531.37	102,531.37		
870254 WASHINGTON MUTUAL 2005-ARI A1A 4.69875% 20450125	103,187.81	103,257.79		
870255 WASHINGTON MUTUAL 2005-AR2 2A1A 4.68875% 20450125	561,190.32	560,695.96		
870256 COUNTRYWIDE ASSET-BACKED CERTS 2005-2 2A1 4.69875% 20350325	547,781.16	548,274.05		
870257 FREMONT HOME LOAN TRUST 2005-A 2A1 4.48875% 20350225	545,241.95	544,253.42		
870258 COUNTRYWIDE HOME LOANS 2005-3 2A1 4.66875% 20350425	940.00	940.48		
870259 HOUSEHOLD MORTGAGE LOAN TRUST 2003-HCI A 4.72% 20330220	366,657.19	367,043.17		
870263 COUNTRYWIDE ASSET-BACKED CERTIFICATES 2005-4 3AV1 4.45875% 20351025	155,699.12	155,710.87		
870264 CARRINGTON MORTGAGE LOAN TRUST 2005-NC3 A1A 4.45875% 20350625	566,355.81	566,745.57		
870267 FINANCE AMERICA MORTGAGE LOAN TRUST 2004-1 2A1 4.54875% 20340625	676,621.41	677,030.49		
計		167,756.03	167,756.03	

アメリカドル

(単位:アメリカドル)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
870269	CENTEX HOME EQUITY 2005-C AVI 4.46875% 20350625	1,399,897.57	1,400,862.51	
870270	COUNTRYWIDE ASSET-BACKED CERTIFICATES 2005-5 2A1 4.45875% 20351025	662,488.48	662,927.17	
870271	STRUCTURED ADJUSTABLE RATE MORTGAGE LOAN TRUST 2005-6XS A1 4.49875% 20350325	105,992.56	106,045.28	
870272	RESIDENTIAL ASSET MORTGAGE PRODUCTS INC 2003-RS10 A1IB 4.71875% 20331125	740,749.56	740,749.56	
870273	RESIDENTIAL ASSET MORTGAGE PRODUCTS INC 2005-RS5 A11 4.48875% 20350525	617,807.21	617,807.21	
870278	MASTR SEASONED SECURITIES TRUST 2005-1 2A1 6.20702% 20170925	836,823.75	847,225.46	
870279	CITIGROUP MTGE LOAN TRUST INC 2005-3 2A2A 4.70407% 20350825	1,882,437.68	1,856,849.51	
870281	SACO I TRUST 2004-3A A 4.64875% 20351225	942,090.76	946,313.49	
870283	WELLS FARGO MORTGAGE BACKED SECURITIES TRUST 2003-11 1A11 4.75% 20181025	2,099,683.35	2,042,249.24	
870285	STRUCTURED ASSET SECURITIES CORPORATION 2005-S5 A1 4.47875% 20350825	835,567.53	836,109.47	
870286	BANC OF AMERICA MORTGAGE SECURITIES 2004-4 1A9 5% 20340525	3,950,816.63	3,851,394.72	
870287	GMAC MORTGAGE CORPORATION LOAN TRUST 2004-1J A1 5.5% 20340925	3,070,759.85	3,052,519.84	
870290	ASSET BACKED FUNDING CERTIFICATES 2005-HE2 A2A 4.48875% 20350625	451,681.75	451,681.75	
870291	PNC MORTGAGE ACCEPTANCE CORP 2000-C2 A1 7.05% 20331012	409,099.73	419,543.75	
870292	SOUNDVIEW HOME EQUITY LOAN TRUST 2005-0PT3 A2 4.48875% 20351125	2,133,633.94	2,133,633.94	
870293	GSR MORTGAGE LOAN TRUST 2005-AR6 2A1 4.54065% 20350925	2,925,865.01	2,884,821.26	
870294	SEQUOIA MORTGAGE TRUST 2005-4 2A1 4.08296% 20350420	92,880.59	90,837.76	
870295	STRUCTURED ADJUSTABLE RATE MORTGAGE LOAN TRUST 2005-8XS A1 4.47875% 20350425	25,049.89	25,044.13	
870298	SACO I INC 2005-8 A2 4.48875% 20351125	510,335.66	510,622.20	
870299	FIRST HORIZON ALTERNATIVE MORTGAGE SECURITIES 2004-A1 A1 4.76951% 20340625	50,274.27	49,942.43	
870300	SLM STUDENT LOAN TRUST 2005-9 A1 4.28% 20130125	1,000,000.00	999,568.40	
870301	COUNTRYWIDE HOME LOANS 2005-HYB 3A2A 5.25% 20360220	1,192,427.51	1,186,369.73	
870302	COUNTRYWIDE HOME LOANS 2005-HYB 5A1 5.25% 20360220	1,200,000.00	1,193,890.08	
870303	CS FIRST BOSTON MORTGAGE SECURITIES CORP 2005-CN2A A1S 4.58938% 20191115	793,879.23	794,826.88	
870305	STRUCTURED ASSET MTGE INV INC 2005-AR8 A1 4.66875% 20350225	1,800,000.00	1,800,284.58	
社債券 計		45,639,645.43	45,497,869.62	
アメリカドル 計		235,671,715.25	231,238,226.47	
(邦貨換算額)		(27,024,475,588)	(26,516,087,426)	

カナダドル

(単位:カナダドル)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	325F00 カナダ国債 9% 20250601	600,000.00	984,600.00	
国債証券 計		600,000.00	984,600.00	
社債券	511100 Rogers Cable Inc 7.25% 20111215	300,000.00	314,250.00	
社債券 計		300,000.00	314,250.00	
カナダドル 計		900,000.00	1,298,850.00	
(邦貨換算額)		(88,362,000)	(127,521,093)	

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	307101 イギリス国債 7.25% 20071207	340,000.00	358,496.00	
	309C00 イギリス国債 4% 20090307	6,000,000.00	5,957,400.00	
	310F00 イギリス国債 4.75% 20100607	49,300,000.00	50,364,880.00	
	314I00 イギリス国債 5% 20140907	5,700,000.00	6,060,810.00	
	315I00 イギリス国債 4.75% 20150907	7,580,000.00	7,968,096.00	
国債証券 計		68,920,000.00	70,709,682.00	
イギリスポンド 計		68,920,000.00	70,709,682.00	
(邦貨換算額)		(13,954,921,600)	(14,317,296,411)	

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成18年1月31日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	401,773,813,132 円
II 負債総額	4,090,116,504 円
III 純資産総額 (I-II)	397,683,696,628 円
IV 発行済数量	360,006,507,314 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	1.1047 円

(参考) 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	132,621,304,565 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I-II)	132,621,304,565 円
IV 発行済数量	81,089,288,805 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	1.6355 円

(参考) 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	60,380,009,280 円
II 負債総額	1,952,815,563 円
III 純資産総額 (I-II)	58,427,193,717 円
IV 発行済数量	21,288,014,881 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	2.7446 円

(参考) 日本債券グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	57,642,146,332 円
II 負債総額	2,208,048,000 円
III 純資産総額 (I-II)	55,434,098,332 円
IV 発行済数量	53,200,368,352 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	1.0420 円

(参考) 北米株式グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	75,518,811,073 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I-II)	75,518,811,073 円
IV 発行済数量	63,233,768,619 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	1.1943 円

(参考) 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	70,447,248,506 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I-II)	70,447,248,506 円
IV 発行済数量	39,686,894,012 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.7751 円

(参考) アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	29,539,581,601 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I-II)	29,539,581,601 円
IV 発行済数量	11,814,175,914 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	2.5004 円

(参考) 海外債券グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	84,444,296,769 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I-II)	84,444,296,769 円
IV 発行済数量	54,034,702,675 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.5628 円

第5【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第1 計算期間	2,082,909,813	974,067,175
第2 計算期間	87,363,652,509	2,796,396,521
第3 計算期間	203,506,702,073	31,441,036,327

(注) 第1 計算期間の設定数量には、当初設定数量を含みます。



日興AMmobile

▶ 携帯電話サイトアドレス ◀
<http://www.nikkoam.com/i/>



QRコード

日興AM*mobile*



▶ 携帯電話サイトアドレス ◀

<http://www.nikkoam.com/i/>



QRコード